

イギリスのチャリティ制度改革（2）

～「社会的企業」構想実現のための各種共済組合の刷新と
地域社会益会社（CIC）制度の創設

石 村 耕 治

◆はじめに

第1部 イギリスのチャリティ制度と改革の経緯

第2部 2006年チャリティ法の個別分析（以上15巻2号）

序（以下本号）

第3部 各種共済組合の刷新と地域社会益会社（CIC）制度の創設

I 政権交代と非営利公益セクター政策の変遷

- 1 労働党政権の非営利公益セクター政策の特質
- 2 保守党・自民党の連立政権の非営利公益セクター政策の特質

II 「社会的企業部門」構築に向けた各種共済組合の刷新と
地域社会益会社（CIC）制度の創設

- 1 「社会的企業部門」とは何か
- 2 イギリスの共済組合・協同組合法制の特質とその刷新
- 3 住宅金融組合
- 4 信用組合
- 5 「社会的企業」構想の核となる非営利・相互組織のさらなる刷新プラン
- 6 地域社会益会社（CIC）と新公益法人（CIO）制度の特徴

III 地域社会益会社（CIC）登録制度

- 1 地域社会益会社（CIC）制度検討の経緯
- 2 CIC 制度導入の契機
- 3 社会的責任投資（SRI）とCIC 制度
- 4 CIC 制度から浮かび上がる「三位一体論議」の中身
- 5 CIC 制度政府素案の目指すところ
- 6 「社会的企業」の実例をみる

IV CIC 制度の分析

- 1 CIC 制度政府原案の概要

2 立法趣旨の分析

V CICの新設登録、既設会社のCIC転換登録

- 1 CICの新設
- 2 既設会社のCIC転換登録
- 3 チャリティからCICへの転換登録
- 4 勤労者共済組合(IPS)からCICへの転換登録
- 5 CICの新設登録、既設会社のCIC転換登録の実績

VI CIC規制官の審査業務と審査基準

- 1 CIC規制官とその業務
- 2 地域社会益基準
- 3 資産の利用目的限定(アセットロック)原則の適用
- 4 CICに適用される法定「分配制限」
- 5 CICの自己株式取得、株式消却および減資

VII CICのガバナンスとディスクロージャー

- 1 CICのガバナンス
- 2 取締役への報酬支払制限
- 3 登録チャリティの受託者・理事とその子会社の取締役の兼務
- 4 年次会計書類、年次報告書およびCIC報告書の提出

第4部 新たな公益法人(CIO)類型の創設(以下次号)

◆序

イギリス(UK)では⁽¹⁾、民間非営利公益団体を総称で、「チャリティ(charity)」と呼んでいる⁽²⁾。イギリスのチャリティ制度のきわだった特徴

(1) イギリス(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国=The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland、1922年にこの名称を採択。略称UK=連合王国)は、ブリテン〔①イングランド(England)、②ウェールズ(Wales)、③スコットランド(Scotland)〕、および④北アイルランド(Northern Ireland)の4つの非独立国からなる。

(2) イギリスのチャリティ制度は、団体規制の観点からみると、大きく①イングランド+ウェールズ、②スコットランド、③北アイルランドの3つに分かれている。規制実施機関も、それぞれの正式名称は、①イングランド・ウェールズ・チャリティコミッション(Charity Commission for England and Wales)、②スコットランドチャリティ規制局(OSCR=Office of the Scottish Charity Regulator)、③北アイルランド社会開発省(Department of Social Development, Northern Ireland)である。なお、北アイルランドについては、2008年チャリティ(北アイルランド)法(Charities Act (NI) 2008)が2008年9月9日に女王の裁可を得て公布された。この2008年法に基

の一つは、これらさまざまなチャリティに対し登録制を敷いていることである。つまり、非営利公益目的の活動をするさまざまな団体をチャリティとして認定・登録する“認定団体登録制度”を置いていることが特徴である。

この登録制度を束ねているのが「チャリティコミッション (Charity Commission)」である。チャリティコミッションは、チャリティの「公益増進性 (public benefit)」を担保するため、一定の監督権や規制権限を賦与された独立性を有する政府機関である。チャリティコミッションに申請し、登録が認められたチャリティは、一定の受忍義務を負うと同時に、税制面などでの支援措置が受けられる。

わが国では、2002年来、100年ぶりの公益法人制度の抜本的な改革がすすめられ、新公益法人法は2006（平成18）年5月26日に成立、2008（平成20）年12月1日に施行された。わが国とほぼ時を同じくして、イギリス、とりわけイングランドやウエールズにおいて、1998年以降400年ぶりの抜本的なチャリティ制度改革がはじまった。制度改革をめざしたチャリティ法案 (Charities Bill) は、議会（ウエストミンスター議会）での一連の審議を経て、2006年11月7日に議会を通過・成立し、翌8日に女王の裁可を得て、チャリティ法 (Charities Act 2006) 【新チャリティ法】または【2006年チャリティ法】、【06年法】が公布された。2006年チャリティ法は段階的に施行され、新たな制度が動き出した⁽³⁾。

イギリスの新チャリティ法の改正点は多岐にわたっている。とくに今回のチャリティ制度改革における目玉の一つは、「チャリティ (charity)」な

づいて、新たに北アイルランドにも社会開発省所管の下チャリティコミッションが創設され、2011年から稼働した。このうち、本稿で中心的に取り扱うイギリスの制度とは、正確にいうと、イングランドとウエールズのチャリティ制度についてである。ちなみに、わが新公益法人制度における公益認定等委員会の仕組みは、多分にイギリスのチャリティコミッションに倣う面が見られる。イギリスのチャリティ法と政策について、グローバルな視点からの分析について、詳しくは、See, Kerry O'Halloran *et. al.*, *Charity Law and Social Policy* (2008, Springer).

いし「公益目的 (charitable purposes)」の“再定義”である。具体的には、チャリティの種類を、これまでの4つから13まで拡大したことである。また、従来から塩漬けが当然視されてきた「基本財産 (endowment) のあり方」についても、その流動化の是非をも含め、多角的に検討された。さらに、チャリティ審判所 (Charity Tribunal) を新設し⁽⁴⁾、チャリティとチャリティコミッションとの間の紛争処理手続を簡素なものにし、迅速化したことも目新しい。

さらに、2006年チャリティ法の下、新たに設けられた「公益法人

- (3) この他、スコットランドでは、2005年7月に、2005年チャリティ及び受託者投資 (スコットランド) 法 (Charities and Trustee Investment (Scotland) Act 2005) が、北アイルランドでは、2008年チャリティ (北アイルランド) 法 (Charities Act (NI) 2008) が、それぞれ制定されている。ちなみに、イギリスの場合、議会制定法の条文の参照にあたり注意すべきことがある。それは、いわゆる“修正方式”をとっていることである。すなわち、まったくの新議会制定法の場合は別として、すでに制定されている議会制定法の場合、度々年度改正が加えられてきているから、後法は前法に優先するルールを念頭に置いた上で、条文を参照する必要があることである。(ただし、その後の全面改正されたかたちで新法を制定した場合は除く。) チャリティ法の場合、1960年法 (Charities Act 1960) 【全廃】がいわゆる“元祖法”となる。その後、改正法の制定は、1985年チャリティ法 (Charities Act 1985) 【全廃】、1992年チャリティ法 (Charities Act 1992)、1993年チャリティ法 (Charities Act 1993)、そして2006年チャリティ法 (Charities Act 2006) と続く。各年のチャリティ法をはじめとしたあらゆる制定法 [イングランド国教会法 (measures) を含む] の全条文は、イギリス法務省 (Ministry of Justice) の制定法データベース (The UK Statute Law Database) のホームページ (HP) にアクセスすれば、入手できる Available at: <http://www.statutelaw.gov.uk/legResults.aspx?LegType=All%20Primary&PageNumber=2&BrowseLetter=C&NavFrom=1&activeTextDocId=2939707>。この HP で入手できる新法ないし各年改正法には、一部、後法で改正されたかあるいは廃止された箇所を、条文ごとにデータベース編纂注記で明らかにしている場合が多いが、必ずしも徹底していない。とりわけ、制定されて間もない年度法については、不徹底の傾向が目立つ。チャリティ法の場合、1993年法に数多くの重要な参照条文が規定されている。しかし、制定法データベースに掲載されている1993年法には、大改正を伴った2006年法による修正部分の編纂注記は挿入されていない。ちなみに、2006年法改正 (およびそれ以前の年度改正) で修正された部分の注記を含む1993年チャリティ法については、Stephen Lloyd, Charities: The New Law 2006 (2007, Jordans) Appendix 2 に収録されたものが参考にし易い。

- (4) その後、行政審判所制度改革により、2009年4月1日に新たな二審級制の横断的行政審判所 (two-tier tribunal system) の誕生に伴い、チャリティ審判所 (Charity Tribunal) は、第一段階審判所チャリティ部 (First-tier Tribunal (Charity)) に編入された。詳しくは、拙論「イギリスの租税審判所制度の抜本改革」白鷗法学16巻1号参照。

「(CIO=charitable incorporated organisation)」類型の法人制度も、チャリティの新時代を切り開く“公器”となりうる可能性を秘めている。同時に、イギリスにおける従来からの民商法が一元化された法人法制の伝統を変える動きとしても目が離せない。

一方、今回のイギリスのチャリティ制度改革に関連して出てきた目玉は、「地域社会益会社 (CIC=community interest company)」および「地域社会益共済組合 (BcnComs=community benefit societies) [なお、「ベンコム /BenComs」は地域社会益共済組合の通称である。] という新たな認定・登録法人制度の導入である。すなわち、既存の会社や共済組合が自主的に申請して政府の認定を受け登録する、または、新設の会社や共済組合が設立申請時認定を受ければ、それぞれ「CIC」、「ベンコム /BenComs」という“ブランド”で、「地域社会益の増進」事業に専念できる仕組みが導入されたことである。

「CIC」および「ベンコム /BenComs」の目的は、「地域社会益 (community interest) の増進」にある。言い換えると、従来からある「登録チャリティ (registered charities)」の場合に求められる「公益の増進 (public benefit)」とは異なる。「CIC」および「ベンコム /BenComs」制度の導入は、営利会社や相互組織 (中間法人) の社会貢献のあり方に新風を吹き込む動きとして注目される。

地域社会益共済組合 (ベンコム /BenComs)⁽⁵⁾ は、従来からある勤労者共済組合 (IPS=industrial and provident societies) [2003年から新名称「真

(5) 根拠法令は、1965年勤労者共済組合法 (Industrial and Provident Societies Act 1965) 【1965年 IPS 法】 [1965年 IPS 法は、2010年協同組合及び地域社会益共済組合並びに信用組合法 (Co-operative and Community Benefit Societies and Credit Union Act 2010) により名称改正。新名称は1965年協同組合及び地域社会益共済組合並びに信用組合法 (Co-operative and Community Benefit Societies and Credit Union Act 1965) 【1965年協同組合・ベンコム法】。なお、ベンコム (BenComs) は、地域社会益共済組合の通称]、1965年 IPS 法に基づいて定められた2003年協同組合・地域社会益共済組合法 (Co-operative and Community Benefit Societies Act 2003) 【2003年協同組合・ベンコム法】、ならびに同法1条に基づいて制定された2006年地域社会益共済組合 (資産の利用制限) 規則 (Community Benefit Societies (Restriction on Use of Assets) Regulations 2006) 【2006年ベンコム規則】 等である。

正協同組合 (*bona fide co-operative societies*) および地域社会益共済組合 (BenComs=community benefit societies)』なお、「ベンコム/BenComs」は地域社会益共済組合の通称である」が母体となる。

一方、地域社会益会社 (CIC)⁽⁶⁾ は、イギリスに由来からある各種「有限責任会社 (limited liability companies)」、すなわち、「保証有限責任会社 (CLG=company limited by guarantee)」、「株式有限責任会社 (CLS=companies limited by shares)」、「公会社/株式有限責任公会社 (PLC=public limited company by shares)」が母体となる⁽⁷⁾。ほとんどの

(6) 根拠法令は、2006年会社法 (Companies Act 2006) 6条「地域社会益会社 (community interest company)」に基づいて定められた2004年(監査、調査および地域社会企業)法 (Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004)【2004年地域社会企業法】、ならびに、同法に基づいて定められた2005年地域社会益会社規則 (Community Interest Company Regulations 2005)【2005年CIC規則】である。

(7) イギリス会社法 (Companies Acts) は、会社 (companies) を、大きく公会社 (public companies) と私会社 (private companies) に分けて規制する。私会社とは、公会社でないものを指す (2006年会社法4条)。私会社は株式の上場が禁止される (2006年会社法755条)。会社設立証書 (certificate of incorporation) に公会社と記載される必要がある (2006年会社法4条2項a号)。公会社の仕組みは、1980年会社法改正 (Companies Act 1980) で導入された。また、公会社とは、実質的には、ほぼ株式有限責任のかたちをとる公会社 (company limited company by shares) を指す。株式有限責任公会社には、5万ポンド以上の授權資本金 (authorized capital) が適用され、会社登記所 (Companies House) から開業証書 (Trading Certificate/1985年会社法117条) の発行を受けるまでに、引受けられた株式の25%まで払い込まれる必要がある。株式有限責任公会社は、その名称に「public limited company」または「plc」、「PLC」を付けるように求められる。ロンドン有価証券取引所への上場、公募が許される。もっとも、持株会社 (holding companies) の場合、その多くは、たんに「plc」の品格 (prestige) が欲しいとの動機から公会社として登録しており、株式を公開していない。一方、私会社 (private company) とは、公会社でない会社を指す。したがって、公会社でない株式有限責任会社 (CLS=company limited by shares)、保証有限責任会社 (CLG=company limited by guarantee)、無限責任会社 (unlimited company) などはずべて私会社にあてはまる。株式等の公募は許されず、最低資本金制度の適用はない。私会社である有限責任会社 (private limited company) は、無限責任会社を除き、その名称に「limited」または「Ltd」、「LTD」を付けるように求められる。See, Alistair Alcock *et al.*, *Companies Act 2006: The New Law*, (2007, Jordans); Saleem Sheikh, *A Guide to the Companies Act 2006* (2008, Routledge-Cavendish).

場合、有限責任形態の私会社（private limited company）である非公開会社が母体となると思われる。もちろん、理論的には公会社（PLC=public limited company）あるいは公開会社（listed PLC）であってもよい。

地域社会益会社（CIC）は、母体が持分会社（CLS）である場合には、エクイティファイナンス（株式や転換社債発行による資金調達）も認められる。また、「普通社員」〔完全な議決権はあるが、利益分配および残余資産請求権なし。〕のほかに、「投資家社員」〔原則として議決権はないが、利益分配および残余資産請求権あり。〕を置くことができる。言い換えると、市民や企業が、議決権はないがある程度の見返りの期待できる優先株主（preference shareholders）として地域社会益/コミュニティインタレストに貢献する会社（CIC）に投資して社会貢献できる途も拓かれたわけである。

イギリスにおいては、伝統的に民間非営利公益（市民公益）活動は第三セクターにある「チャリティ団体」に広く委ねられてきており、その活動原資の調達（キャピタルファイナンス/capital finance）のルートは、篤志家からの「寄附金」に加え、政府や支援機関などからの「助成交付金や補助金（grants, subsidies）」が中心であった。言い換えると、市民公益活動は、その活動原資については寄附金・補助金漬けで、「官製経済」の中で生かされる常態にあったといっても過言ではない。今回の社会的企業構想では、民間非営利公益（市民公益）活動に相互組織である共済組合に加え、第二セクターにある営利会社も動員することで、地域社会での事業の創設や働く場の確保、さらにはその活動原資についても、寄附金・補助金漬けから脱して、社会貢献投資に意欲のある個人や法人投資家からの資金を呼び込むことも目指すものである⁽⁸⁾。この構想により、市民公益活動団体ないし地域社会益活動団体が、法人活動資金調達/キャピタルファイナンスの

(8) 後に精査するように、CIC制度は、あがった利益をいかに多く社会貢献投資家に分配すること（利益配分の極大化）を本来の目的とするのではない。むしろ、あがった利益をいかに多く地域社会益事業に再投資するかを目的とする仕組みである。したがって、CICがあがった利益は、地域社会益増進事業の原資とすることが予定されている仕組みである。

面で、「市場経済」「金融市場」にも参加する途が拓かれた、と見ることもできる。

このように、地域社会益会社(CIC)は、これまでの公的資金(寄附金控除・損金算入を通じた租税歳出や直接的な助成交付金・補助金など)で生かされる従来の「チャリティ/公益団体」とは一味違う存在である。市場メカニズム(市場原理)、金融市場を活用し社会貢献を前面に打ち出した新たな営利と非営利のハイブリッド(混合)タイプの認定・登録法人(CIC)制度の出現は、イギリスの民間非営利公益界に新たな流れをつくる契機にもなるものといえる。

その一方で、イギリスの民間非営利公益セクターの特徴は、従来から「公益増進性」やガバナンスを担保するために、官の機関が、このセクターに属する団体を束ねて監督・規制する構図にある。今回あらたに提案され実現した地域社会益会社(CIC)認定・登録制度においては、「地域社会益/コミュニティインタレストの増進」やガバナンスを監督するために、新たな規制機関(CIC Regulator)が置かれた⁽⁹⁾。この点は、地域社会益共済組合(ベンコム/BenComs)の認定・登録についても金融サービス庁(FSA)があたることになっており、同じ構図にある。政府規制緩和の精神に欠けた制度ではないかとの批判もある。

もっとも、目下の課題は、「社会的企業(social enterprise)」構想実現に向けての「共済組合・協同組合」制度の刷新、それに伴う新たな「地域社会益共済組合(ベンコム/BenComs=community benefit societies)」制度の構築、ならびに「地域社会益会社(CIO)」制度の構築に焦点を絞って検証することである。したがって、「社会的企業」構想とは何か、さらには、この構想の核となるベンコム/BenComs(地域社会益共済組合)およびCIO(地域社会益会社)の法制や仕組み、さらにはCIC(=charitable incorporated organisation/公益法人)の法制や仕組みなどについて、法政

(9) 事業革新技能省(BIS=Department of Business, Innovation and Skills)所管の執行エージェンシーである会社登記所(Companies House)内にCIC規制官(CIC Regulator)が置かれた(2004年地域社会企業法27条)。詳しくは、本稿第3部V参照。

策論的な視点から点検してみる。

ちなみに、2010年5月の政権交代で誕生した保守党・自民党の連立政権（Lib-Con Coalition Government）も独自の非営利公益セクター政策を打ち出している。しかし、具体化にはもう少し時間が必要なようである。したがって、今回は、旧労働党政権時代に定立された政策を中心に分析する。

第3部 各種共済組合の刷新と地域社会益会社（CIC）制度の創設

イギリスの非営利公益（市民公益）セクターの改革は、労働党政権、とりわけブレア政権のときに、「社会的企業」構想の下で大きく進展した。その後の政権交代で、保守党・自民党の連立政権が誕生し、「大きな社会（Big Society）」構想の下、小さな政府の実現に向けて逆に、大きな非営利公益セクターを構築しようという動きにつながっている。

1 政権交代と非営利公益セクター政策の変遷

イギリスのサッチャー政権は、「小さな政府」、「市場原理」、「民営化」、「自助努力」などを極度に強調した各種政策を実施した。この結果、地域社会（コミュニティ）の崩壊、貧富の格差増大、社会的弱者の排除、医療の崩壊、金融排除（financial exclusion）、犯罪発生率の上昇など、いわゆる「社会的排除（social exclusion）」の要因となるさまざまな“負の遺産”を残すことにつながった。

1997年の総選挙で、労働党ブレア党首（当時）は、市場原理のメリットをいかしつつも、そのデメリットを極小化するために、①機会の均等、②地域社会（コミュニティ）の再生、③責任、④価値の平等の4つをうたった「第三の道（Third Way）」を提唱し⁽¹⁰⁾、勝利し、政権に就いた。

(10) See, T. Blare, *The Third Way* (1998, Fabian Society).

1 労働党政権の非営利公益セクター政策の特質

ブレア政権においては、提唱する「第三の道」構想の中でも、とりわけ「地域社会(コミュニティ)の再生」に力が注がれた。政府と第三(民間非営利公益)セクターとの間で戦略的なパートナーシップを組んで、いかに住民の参画と協同に根ざした市民社会を構築していくかが重要な政策課題とされた。

この政策課題に対する確に対応するために、内閣府(Cabinet Office)に、第三セクター局(Office of the Third Sector)⁽¹¹⁾や社会的排除対策室〔(Social Expulsion Unit) 1997年12月〕が設けられた⁽¹²⁾。

2002年9月25日に、首相直属の「戦略室(Strategy Unit)」⁽¹³⁾が、チャリティを含む広範な非営利セクター改革についての方向性を示した報告書「民間活力、公益増進：チャリティおよび広範な非営利部門のレビュー(Private Action, Public Benefit: A Review of Charities and the Wider Not-For-Profit Sector)」【『民間活力、公益増進案』、『戦略室三セク改革案』】を首相に答申し、これを内閣府が公表した⁽¹⁴⁾。

その後、労働党政権は、第三セクターの関する公開諮問/意見公募

(11) Available at: http://www.cabinetoffice.gov.uk/third_sector/about_us.aspx

(12) Available at: <http://www.literacytrust.org.uk/Database/Exclusion.html#Background>.
ちなみに、2006年6月には、社会的排除対策室が改組され、内閣府に「社会的排除対策班(Social Exclusion Task Force)」が設置された。社会的排除対策班は、第三セクター・社会的排除局の局長(Director-General of the Office of the Third Sector and Social Exclusion)が統括していた。2010年5月の政権交代で同班は廃止された。

(13) すでにふれたように、戦略室(Strategy Unit)は、ブレア政権下において、首相や政府省庁に対し、公共サービスの改革に向けて政策の策定・革新・実施などの提言(答申)をするねらいで設けられた組織である。2002年に、それまであった「実行と刷新室(PIU=Performance and Innovation Unit)」、「首相将来化戦略室(FSU=Prime Minister's Forward Strategy Unit)」および「経営・政策研究センター(CMPS=Centre for Management and Policy Studies)」の一部を併合してつくった組織である。戦略室は、内閣府を通じて、首相に報告することになっていた。戦略室は、2010年5月の政権交代で廃止された。

(14) Available at: <http://www.cabinetoffice.gov.uk/media/cabinetoffice/strategy/assets/strat%20data.pdf>.

(public consultations) を繰り返し実施した。民間からのさまざまな意見を徴収したうえで、内閣府は、2006年12月に中間報告書『社会的・経済的再生の向けての第三セクターの将来的役割・中間報告 (The future role of the third sector in social and economic regeneration : interim report)』を公表した⁽¹⁵⁾。

さらに、2007年7月には、最終報告書『社会的・経済的再生の向けての第三セクターの将来的役割・最終報告 (The future role of the third sector in social and economic regeneration : final report)』【『第三セクターの将来的役割・最終報告』】と題する、いわゆる「第三セクター・レビュー (Third Sector Review)」を公表した⁽¹⁶⁾。

こうした一連の作業を通じて、「社会的企業 (social enterprise)」構想や、その核となる「地域社会益共済組合 (ベンコム / BenComs=community benefit societies)」や「地域社会益会社 (CIC=community interest company)」という新たな認定・登録法人制度、さらには新「公益法人 (charitable incorporated organisations)」制度の創設などの立法に動き出した。立法後、関係政令 (規則) の制定・公布・施行ができたものから、ブレア政権、その後継のブラウン政権により次々と実施されていった。

2 保守党・自民党の連立政権の非営利公益セクター政策の特徴

2010年5月に、労働党政権は、総選挙で敗退し、保守党・自民党の連立政権 (Lib-Con Coalition Government) が誕生した。

新連立政権は、「大きな社会 (Big Society)」構想を打ち出した。この「大きな社会」構想は、旧労働党政権のような「大きな政府 (big government)」を目指すものではない。むしろ、政府の公的サービスを、できるだけ幅広くボランティア団体およびコミュニティ団体、チャリティ

(15) Available at: http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.hm-treasury.gov.uk/media/53E/94/pbr06_3rd_sector_428.pdf.

(16) Available at: http://www.hm-treasury.gov.uk/d/thirdsectorreview_finalreport.pdf.

ならびに社会的企業に開放し、それによって、市民社会(civil society)を強固なものにするとともに、「小さな政府(small government)」の実現を目指そうというものである。

新連立政権は、政権奪取後、政策提言書『より強固な市民社会の構築：ボランティア団体およびコミュニティ団体、チャリティならびに社会的企業に関する戦略(Building a Stronger Civil Society: A strategy for voluntary and community groups, charities and social enterprises)』や、政策提言書『より強固な市民社会の構築：最前線の市民社会団体に対する支援措置改善に関する市民社会局からの諮問(Building a Stronger Civil Society: An Office for Civil Society consultation on improving support for frontline civil society organizations)』を公表した。

また、旧労働党政権下で内閣府(Cabinet Office)に置かれていた「第三セクター局(Office of the Third Sector)」を解体した。そして、新たに「市民社会局(OCS=Office for Civil Society)」を設けた。また、戦略室(Strategic Unit)も廃止された。

内閣府市民社会局(OCS)は、①「大きな社会構築の課題(Big Society agenda)」、②「チャリティ(charities)」、③「ボランティア活動(volunteering)」および④「社会的企業(social enterprise)」の分野での政策を所管する。ニック・ハード(Nick Hurd)市民社会相(Minister for Civil Society)がトップを務める。

*

*

*

こうした政治状況を勘案したうえで、以下においては、旧労働党政権の『民間活力、公益増進案』『戦略室三セク改革案』および『第三セクターの将来的役割・最終報告』など改革の核となる資料を使って、イギリスにおける近年の社会的企業部門構築に向けた労働党政権(当時)の第三セクター改革、さらには新連立政権の「大きな社会」構築に盛られた非営利公益セクター政策を分析・検討する。

II 「社会的企業部門」構築に向けた各種共済組合の刷新と地域社会益会社（CIC）制度の創設

旧労働党政権、とりわけブレア政権が唱えたコミュニティの再生、第三セクターのあり方の検討・構造改革においては、新たな「社会的企業（social enterprise）」あるいは「社会的企業部門（social enterprise sector）」の構築が目玉の政策であった。

この「社会的企業部門」を構築するために、ブレア政権は、政府と第二セクター（民間営利企業部門）と第三セクター（民間非営利公益部門）がパートナーシップを組む必要性を強調した。

具体的には、イギリスにおいて伝統的な非営利組織である「勤労者共済組合（IPS=industrial and provident societies）」【現真正協同組合（*bona fide* co-operatives）および地域社会益共済組合（ベンコム/BenComs）】や「住宅金融組合（building societies）」、「信用組合（credit unions）」などの共済組合・協同組合制度を刷新し「地域社会益共済組合（ベンコム/BenComs）制度の創設・活用」とともに、認定・登録「地域社会益法人（CIC=community interest company）」制度の創設、さらには新たな「公益法人（CIO=charitable incorporated organisation）」類型の創設などを政策の柱に据えた⁽¹⁷⁾。

(17) ちなみに、この制度改革を、わが国の法制との対比において見るとすれば、IPS（勤労者共済組合）などの刷新は“各種協同組合や共済組合などの制度刷新”に該当する。また、CIC（地域社会益会社）は“会社法の分野での制度改革”に該当する。さらに、CIO（公益法人）は“公益法人分野での制度改革”に該当する。IPSなどの制度刷新および法令改正は財務省（Treasury Department）が担当、その制度の具体的な執行・監督は同省所管の金融サービス庁（FSA=Financial Service Authority）が担当している。また、CIC制度の構築および法令の制定は当時営利会社法制事務を所管した当時の通産省〔DTI=Department of Trade and Industry〕、現事業革新技能省〔BIS= Department of Business, Innovation and Skills〕が担当、構築された登録CIC制度の執行・監督は同省所管の会社登記所（Companies House）内の会社登記官（Registrar of Companies, Company Registrar）およびCIC規制官（CIC Regulator）が担当している。さらに、CIO制度の構築および法令の制定は内務省（Home Department）が担当、構築されたCIO制度の執行・監督はチャリティコミッション（Charity Commission）が担当している。

1 「社会的企業部門」とは何か

イギリス政府がいう「社会的企業 (social enterprise)」あるいは、より広く「社会的企業部門 (social enterprise sector)」とは、どのようなコンセプトなのであろうか。

ブレア政権時に首相直属の戦略室 (Strategy Unit) やイングランド銀行 (Bank of England) などが出した資料⁽¹⁸⁾によると、「社会的企業 (social enterprise)」とは、その企業が、“営利か非営利公益かを問わず、広く、社会面 (social)、地域社会面 (community) あるいは生活環境面 (environmental) での利益をはかることを目的に事業活動をしている企業”を指すとしている。

言い換えると、「社会的企業」とは、第三セクター (民間非営利公益部門) に所在するチャリティ (公益団体) はもちろんのこと、たとえ第二セクター (民間営利企業部門) に所在する企業であっても、主たる目的が、株主や所有者の利潤の極大化にあるのではなく、利益追求があくまでも地域社会の利益 / コミュニティインタレストを拡大再生産する事業を営む企業ということになる。

したがって、この種の企業では、利益 (剰余金) が出ても、その大部分をその企業の本来 (社会・地域社会・生活環境面での利益増進) の目的に再投資することになる。

後に詳しくふれるように、当時のブレア政権の立てた「コミュニティの再生」、「相互扶助の組織化」に向けての「社会的企業部門」構想では、イギリスにおいて伝統的な非営利相互組織である勤労者共済組合 (IPS=industrial and provident societies) [2003年から新称「真正協同組合 (*bona fide* cooperative societies) および地域社会益共済組合 (BenComs=community benefit societies)]。なお、「ベンコム / BenComs」は地域社会益共済組合の通称であ

(18) See, A Special Report by the Bank of England, The Financing of Social Enterprises (May 2003). Available at: http://www.bankofengland.co.uk/publications/financeforsmallfirms/financing_social_enterprise_report.pdf.

る。]などの活用のみならず、第二セクター（営利企業部門）に所在する株式有限責任会社（CLS）を地域社会益（community interest）追及型に改変した「持分（出資）型非営利会社」の仕組みも活用できることにした。

したがって、この構想では、従来の第三セクター（民間非営利公益部門）に所在するチャリティ（公益団体）はもちろんのこと、非営利の勤労者共済組合（IPS）〔現ベンコム/BcnComs/地域社会益共済組合〕、さらには第二セクター（営利企業部門）に所在する株式有限責任会社（CLS）ないし保証有限責任会社（CLG）で地域社会益（コミュニティインタレスト/community interest）増進目的で事業を営んでいる「地域社会益会社（CIC=community interest company）」を包括する意味において、「社会的企業」という新たなコンセプトを用いている⁽¹⁹⁾。

このように、当時のブレア政権が立てた新たな「社会的企業部門」ないし「社会的企業」構想とは、種々の「社会派企業」を囲い込み、従来からある第二（営利）セクターと第三（非営利公益）セクターとをミックスしたハイブリッド（混合）セクターの構築をねらったものと見るができる。

この構想の大きなねらいは、社会基盤としてのコミュニティを立て直すためには、多様な企業形態を総動員しようということにある。すなわち、第三セクターにあるチャリティの活用だけではできる施策が限られてしまうことから、利益をしっかりと確保しながらも、利益追求はあくまでも社会的利益を拡大再生産する手段であるとする目的を持つ（したがって、利益の極大化が本来の目的ではない。）営利会社や共済団体・共済組合（相互組織）などを「社会的企業」あるいは「社会的企業部門」として育成することにある。

(19) See, DTI, Social Enterprise: A Progress Report on Social Enterprise- A Strategy for Success (Oct, 2003).

(1) 「社会的企業」の意味

「社会的企業部門」とは、いわゆる“準公共財 (quasi-public goods)”あるいはマスグレイブ (R. A. Musgrave) が唱えた“価値財 (merit goods)”やサービスを提供する⁽²⁰⁾営利企業や非営利企業はもちろんのこと、地域の雇用や生活環境の改善に尽力している中小企業などを含んだセクターを指す。また、個人事業・自営業 (self-employed) 形態の企業まで含んでいる。

したがって、ブレア政権 (当時) が構想した「社会的企業」とは、新たな“法人類型の創設”ではなくて、さまざまな企業形態を包括した一つの“ビジネスモデル”あるいは“ブランド”と見てよい。

ある意味では、イギリスの社主義の伝統を強く感じとれるような構想のようにも見える。しかし、一方では、コミュニティを「市民が主役」の仕組みに強化・育成しようと言う意味では、アメリカなどでも展開されている「社会的企業」コンセプトとも共通の認識にあるようにも見える⁽²¹⁾。

(2) 「社会的企業」構想の骨格

ブレア政権 (当時) は、社会基盤としてのコミュニティの再生・立直しを最重要政策課題の一つに据え、この政策実現に向けて「社会的企業

(20) See, Richard Musgrave, “Merit Goods”, *The New Palgrave: A Dictionary of Economics* vol.3 at 452-3 (Stocktone Press, 1998).

(21) わが国では、必ずしも目標が明確とはいえないNPO (not-for-profit organisation) 政策、あるいは経済の効率化 (辺倒・中央集中を変える政策を提起できず、各地方ではコミュニティが生死の境をさまよっている。この点、“社会益”のみならず“利潤”もしっかりと追求し、しかも、利潤の追求はあくまでも社会益の拡大生産が目的である「社会的企業」あるいは「社会的企業部門」構想を前面に押し出し、社会基盤としてのコミュニティを再生に取り組もうとするイギリス労働党 (当時) のNPO政策は、わが国でも参考になるモデルのようにも見える。もっとも、制度改革の結果、イギリスのNPO制度の仕組みがあまりにも複雑になってしまったとの批判も少なくない。ちなみに、公益資本主義といった考え方も、社会的企業のコンセプトに通じるものがあると解される。公益資本主義について詳しくは、原 丈人『新しい資本主義』(PHP新書、2009年) 参照。

(social enterprises)」構想を打ち出した⁽²²⁾。

この構想は三つ柱からなる。一つは、古色蒼然となっていた各種共済組合 (friendly societies)、勤労者共済組合 (IPS = industrial and provident society) [2003年から新名称「真正協同組合 (*bona fide* cooperative societies) および地域社会益共済組合 (ベンコム / BenComs=community benefit societies)]、信用組合 (credit unions)、住宅金融組合 (building societies) のような「共済組合・協同組合」セクターを刷新することである。これによって、コミュニティの再生、社会的排除対策などに活用することである。二つ目は、営利会社形態で活動する「社会的企業」のうち一定の要件にあったものを認定し、新たに「地域社会益会社 (CIC=community interest company)」として登録する制度の導入、つまり「新ブランドの創設」である。三つ目は、新たな「公益法人 (CIO=charitable incorporated organisations)」類型の創設である。

ちなみに、労働党政権（当時）がすすめていた「社会的企業部門」の強化・刷新のための政策に骨子は、次のように図示できる。

(22) プレア政権、さらには労働党政権（当時）のコミュニティ再生に向けた政府とNPOとの協同（パートナーシップ）ないし社会的企業によるコミュニティ再生事業の邦文での分析については、中川雄一郎『社会的企業とコミュニティの再生』（大月書店、2007年）、塚本一郎ほか編著『イギリス非営利セクターの挑戦～NPO/政府に戦略パートナーシップ』（ミネルヴァ書房、2007年）、塚本一郎・山岸秀雄編著『ソーシャル・エンタープライズ：社会貢献をビジネスにする』（丸善、2008年）などが有益である。ただ、一般に、こうしたNPO論の視角からの分析においては、根拠法制の分析がファジーで甘いのが気になる。イギリス法に強い実定法研究者の参加が求められている。こうしたわが国におけるNPO研究者のリサーチ方法の問題状況・欠点を補う意図から、本稿では、できるだけ根拠法令（議会制定法、命令、規則など）やガイダンス（事務運用指針）などを逐条的に精査し、法律学的な分析を重視するように努めた。

〔図Ⅲ－1〕「社会的企業」部門の強化・刷新政策の骨子

社会的企業部門	① 共済組合・協同組合などの刷新・活用
	勤労者共済組合（IPS）などの刷新・活用
	② 第三セクターにある営利法人の社会活用
	登録「地域社会益会社（CIC）」制度の新設
	③ 第三セクターにあるチャリティの法人化推進
	新法人類型「公益法人（CIO）」の導入

2 イギリスの共済組合・協同組合法制の特質とその刷新

ブレア政権（当時）の立てた「コミュニティの再生」、「相互扶助の組織化」に向けての「社会的企業部門」構築の構想では、その柱の一つに共済組合や協同組合の刷新を据えた。そのうえで、政府とこれら共済組合・協同組合組織とがパートナーシップを組んで政策実現に結びつけることとされた。

具体的には、イギリスにおける伝統的な非営利の相互組織である「共済組合（friendly societies）」や「勤労者共済組合（IPS=industrial and provident societies）」〔2003年から新名称「真正協同組合（*bona fide* cooperative societies）および地域社会益共済組合（ベンコム / BenComs=community benefit societies)〕、「住宅金融組合（building societies）」、「信用組合（credit unions）」などの刷新がターゲットとなる。

〔図表Ⅲ－2〕イギリスの主要な「非法人」および「法人」類型とその性格

◎ 非法人（Unincorporated Structures）
a) 個人事業（sole trader）
非公益（non-charitable）

b) パートナーシップ (partnerships)	非公益
c) 人格のない社団 (unincorporated associations)	非公益 (non-charitable) 公益 (charitable) → 登録チャリティ (registered charity)
d) 信託 (trusts)	非公益 公益 → 登録チャリティ
e) 共済組合 (friendly societies) [1992年以降法人化が可能]	非公益 公益 → ただし、登録除外公益団体 (exempt charity) [1993年チャリティ法 3 条及び96条関係別表第 2 第 y 項]
◎ 法人 (Incorporated Structures)	
a) 法人格付与法準拠法人、(body incorporated by parliamentary statute)	非公益 公益 → 例えば、1971年ナショナルトラスト法 (National Trust Act 1971) に基づくナショナルトラスト
b) 勅許状準拠法人 (body incorporated by charter)	公益 → 例えば、英赤十字、ブリテッシュ・カンシルなど。 ただし、登録除外公益団体 (exempt charity) [1993年チャリティ法 3 条及び96条関係別表第 2 第 b 項以下]
c) 有限責任パートナーシップ (LLP=limited liability partnership)	非公益
d) 住宅金融組合 (building society)	非公益
e) 保証有限責任会社 (LCG=limited company by guarantee)	非公益 → 地域社会益会社 (CIC=community interest company) 公益 → 登録チャリティ
f) 株式有限責任会社 (LCS=limited company by shares)	私会社 (PLC=private limited company) → 地域社会益会社 (CIC) 公会社 (PLC=public limited company) → / 登録チャリティ

g) 勤労者共済組合 (IPS=industrial & provident society)	
非公益	→ 真正協同組合 (<i>bona fide co-operative</i>)
公益	→ 地域社会益共済組合 (society for the benefit of the community)。ただし、公益団体 (charity) に該当する場合でも、登録除外公益団体 (exempt charity) [1993年チャリティ法3条及び96条関係別表第2第y項]
h) 信用組合 (credit union)	
非公益	
i) 公益法人 (CIO=charitable incorporated organisation) [2011年度中に制度発足予定]	
公益	→ 登録チャリティ

(1) イギリスの共済組合・協同組合法制の特質

1852年に制定されたイギリスの勤労者共済組合パートナーシップ法 (Industrial and Provident Societies Partnership Act 1852) は“世界初の協同組合法 (co-operatives act)”と評価されている。イギリスにおいては、18世紀初頭から、協同組合 (co-operative) やコミュニティをベースとした共済組合 (society、union) などに関するさまざまな議会制定法が定められ、この種の組織体に関する法制度が整備されてきている。

イギリスにおいては、伝統的に、コミュニティの構築、相互扶助の組織づくりに共済組合や協同組合の仕組みが積極的に活用され、発展を遂げてきた国の一つといえる。しかし、共済組合や協同組合に関する立法がパッチワーク的に行われたり、逆に行われなかったりしてきたため、その法的枠組みは極めて複雑になっている。

この点、わが国においては、協同組合の精神に基づいてつくられるさまざまな種類の協同組合については、分野別あるいは目的別の設立準拠法〔農業協同組合法、消費者生活協同組合法、中小企業等協同組合法等々〕を制定して、協同組合活動を奨励する仕組みにある。各種共済組合につい

でも設立準拠法はしっかりと制定される仕組みにある。各種共済団体や共済組合についても同様である。

イギリスにおいては、歴史的に各種の協同組合や共済組合が生まれ・発展してきたにもかかわらず、個別の設立準拠法が周到に用意されてこなかった。もちろん、分野別ないし目的別の設立準拠法がまったく制定されてこなかったわけではない。例えば、イギリスの共済組合の伝統に根ざした相互組織の一つである消費者金融目的に特化した信用組合（credit union）向けの信用組合法（Credit Union Acts）、さらには住宅金融目的に特化した住宅金融組合（building society）向けの住宅金融組合法（Building Societies Acts）など、一部の分野については準拠法がしっかりと整備されている。

こうした法環境にあることから、消費者協同組合（consumer co-operatives）を例にすると、会社法に準拠した有限責任会社〔株式有限責任会社（CLS）、保証有限責任会社（CLG）など〕に準拠しても、あるいはIPS法【現協同組合・ベンコム法】のいずれに準拠しても設立できる⁽²³⁾。農業協同組合（agricultural co-operatives, farmers co-operatives）の場合も同様である。その他労働者生産協同組合（ワーカーコーペラティブ/worker co-operatives）や事業者協同組合（co-operative consortia）などの場合も、その設立準拠法は一様ではない。すなわち、準拠法の選択は、協

(23) 会社法（Companies Acts）に準拠して会社形態の協同組合として法人格を取得すると、その登記および年次会計書類の提出先は、会社登記所（Companies House）となる。一方、IPS法〔現協同組合・ベンコム法〕に準拠して共済組合形態の協同組合として法人格を取得すると、その登録および年次会計書類の提出先は、金融サービス庁（FSA）となる。ちなみに、「register」の文言は、「登記」とも「登録」とも邦訳できる。双方の文言は、一般に、第三者への対抗力の有無で区別される。すなわち、対抗力がある場合は「登記」、一方、対抗力のない場合には「登録」とされる。しかし、実際の立法では、対抗力を有する場合も含めて「登録」の文言を使っている場合もある。本稿では、対抗力を有する意味においても「登録」の文言を使うことにする。そのうえで、便宜的に、会社登記官（Company Registrar）にかかる「register」の文言は「登記」、金融サービス庁（FSA）やICI規制官（CIC Regulator）にかかる「register」の文言は「登録」、という邦訳をあてることにする。

同組合設立者の意思に委ねられてきたわけである。この点は、さまざまな共済組合(societies)の設立についても同様である。

現実の法務においても、共済事業を「協同組合」の「組織体」を使って営む場合には、会社法(Companies Acts)かIPS法【現協同組合・ベンコム法】かいずれかの準拠法を選択し、根本規則【定款、規約等】を制定し、そのなかに、国際協同組合連盟(ICA=International Co-operative Alliance)が示した協同組合7原則⁽²⁴⁾を盛り込み、協同組合を立ち上げ、運営してきている⁽²⁵⁾。

イギリスにおいて、従来から共済組合・協同組合の設立・運営にあたり、その準拠法として最も一般的に選択されてきているのは勤労者共済組合(IPS)法【現協同組合・ベンコム法】である。IPS法【現協同組合・ベンコム法】により設立される勤労者協同組合(IPS)【現ベンコムおよび真正協同組合】は、ストレートに営利(利益追求)を目的とする法人ではない。しかし、その構成員(共済契約者・組合員)向けの多様な共済事業、あるいは地域社会(コミュニティ)の利益に資する活動に活用できる事業体である。また、IPSは、有限責任(limited liability)であることから、普通の株式有限責任会社(CLS=company limited by shares)と変わらない運営もできる。一方で、IPS法【現協同組合・ベンコム法】は、「一株一票制原則(one share one vote rule)」を採る株式有限責任会社とは異

(24) 国際協同組合同盟(ICA)100周年記念大会で採択した(1995年9月、マンチェスター・イギリス)「ICAの協同組合確認宣言(ICA Statement of Co-operative Identity)」に盛り込まれた7原則とは、(第1原則)自発的で開かれた組合員制、(第2原則)組合員による民主的管理、(第3原則)組合員の経済的参加、(第4原則)自治と自立、(第5原則)教育、研修および広報、(第6原則)協同組合間協力、(第7原則)地域社会への関与、である。

(25) 「コーペラティブUK(Co-operative UK)」は、由緒ある協同組合の事業者団体である。協同組合政策や法制のあり方を含め、イギリスにおける協同組合の権益保護、協同組合活動や教育に主導的な役割を果たしている、1870年に創立されたその前身「コーペラティブ連盟(Co-operative Federation)」が発展して、今日にいたっている。Available at: <http://www.uk.coop/about/co-operativesuk>.

なり、「一人一票制原則（one member one vote rule）」を採っている。このことから、より協同組合原則や共済組合の理念を反映しやすい“器”づくりに適しているといえる。

言い換えると、IPS を刷新して積極的に活用すれば、利益をしっかりと確保しながらも、利益追求はあくまでも地域社会益を拡大再生産する手段であるとする社会的企業を育成する展望も開ける。IPS は、使い方によっては、ブレア政権（当時）の立てた「コミュニティの再生」、「相互扶助の組織化」のフロントランナーにもなりうる。こうしたところに、ブレア政権（当時）が、社会的企業育成策に IPS の刷新・積極的な活用を打ち出した理由がある。

事実、ブレア政権（当時）は、「1965年勤労者共済組合法（Industrial and Provident Society Act 1965）」〔および後年の改正法を含む。以下【1965年 IPS 法】または【1965年協同組合・ベンコム法】〕の改正に力を入れた。IPS（勤労者共済組合）を解体し、その名称を廃止するとともに、新たに純然たる相互扶助を目的とする①「真正協同組合（*bona fide co-operative societies*）」と、②地域社会益増進（community benefit）を目的とした「地域社会益共済組合（ベンコム/BenCom=community benefit societies）」と区分、再編した。そのうえで、後者②を「社会的企業」の категорияに入れ、条件不利益地域の生活環境の改善などに活用する政策を実施した。

（２）共済組合と勤労者共済組合

勤労者共済組合（IPS=industrial and provident society）⁽²⁶⁾【現地域社

(26) ちなみに、「industrial」の文言は、“産業”という意味に加え、“労使”あるいは“勤労者”という意味合いもある。ここでいう産業あるいは勤労者には、第二次や第三次産業、それに従事する労働者に加え、農業や林業、漁業など第一次産業あるいはそこに従事する者を含むと解される。また、「provident」の文言は、“将来に備えての儉約・貯蓄”あるいは“準備・助け合い・共済”を意味する。

会益共済組合(ベンコム/BenComs=community benefit societies)および真正協同組合(*bona fide co-operatives*)⁽²⁷⁾は、伝統的な「ソサエティ(society)」活動の展開のなかから生まれた協同ないし共済の組織である。ソサエティ(共済組合・友愛組合)の準拠法は、共済組合法(Friendly Societies Acts)である。一方、勤労者共済組合(IPS)の準拠法は、勤労者共済組合法(Industrial and Provincial Societies Acts)である。双方は、前者[共済組合法]が一般法で、後者[勤労者共済組合法]は前者[共済組合法]の特別法にあたる。

こうしたことから、まず、勤労者共済組合(IPS)の源流ともいえる「共済組合(friendly societies)」の類型および法規制の変遷、現行制度について点検してみる。

(a) 共済組合(ソサエティ)とは何か

イギリスには、「ソサエティ(society)」と呼ばれる伝統的な協同組織あるいは共済組合がある。参加したい人が自主的に集り、各人が出資をし、相互に助け合う活動をする組織である。「ソサエティ」は、参加した人たちやその家族の相互扶助、福利、生活保障、などをねらいとしていることから、「共済団体」、「共済組合」、あるいは「互助会」などと邦訳される。

とりわけ、会員(組合員)やその家族の不慮の事故・死亡、疾病などに対して、救済や扶助にあたるための保険給付や年金給付、預金や貸付(融資)などをねらいとしたものとしては、「フレンドリーソサエティ

(27) 1965年勤労者共済組合法(Industrial and Provident Societies Act 1965)〔2010年3月から新名称「1965年協同組合及び地域社会益共済組合並びに信用組合法(Co-operative and Community Benefit Societies and Union Act 1965)」【1965年協同組合・ベンコム法】に準拠して設立される法人格を有する団体である。現在、金融サービス庁(Financial Service Authority)が所管し、登録簿を維持している。Available at: http://www.fsa.gov.uk/Pages/Doing/small_firms/MSR/Societies/index.shtml。また、課税については、available at: <http://www.hmrc.gov.uk/manuals/ctmanual/CTM40505.htm>。

「friendly society/ 共済組合」がある⁽²⁸⁾。その他に、レクリエーションや社交(social)を目的とした団体もある⁽²⁹⁾。そのルーツは、17世紀末にまでさかのぼる。

政府の福祉制度ならびに現代的な保険制度(保険会社)および金融サービス制度(銀行その他の金融機関)などの確立をみるまでは、共済組合(友愛組合)の保険給付業務や預金・融資業務⁽³⁰⁾その他相互扶助業務は、労働運動あるいは宗教活動などとも結び付いたかたちで、民の福利に大きく貢献した⁽³¹⁾。

(b) 勤労者共済組合(IPS)とは何か

勤労者共済組合(IPS=industrial and provident society)【現地域社会益共済組合(ベンコム/BenComs=community benefit societies)および真正協同組合(*bona fide* co-operatives)】は、イギリスで発展してきた共済組合(friendly society)の一種である。IPSは、参加したい人が自主的に集り、各人が出資をし、相互に助け合う活動をする組織である。

そこに組合員(会員)として参加した人たちやその家族の相互扶助、福利、生活保障などをねらいとした多様な事業を営んでいる。とりわけ、組合員やその家族の不慮の事故・死亡、疾病などに対して、救済や扶助にあたるための保険給付や年金給付、預金や貸付(融資)などをねらいとした

(28) フレンドリーソサエティ(friendly society)は、その目的の違いにそって、しばしば「mutual aid society」、「benevolent society」あるいは「fraternal organisation」などとも呼ばれる。「友愛組合」とも邦訳される。

(29) 社交団体(social clubs)のなかには、「Independent Order Odd Fellows」、「Ancient Order of Foresters」などのように、全国組織で、各地に自治的な活動をする支部(lodge)を有する友愛結社(fraternal orders)が存在する。フリーメーソン団(Order of Masons)なども、この種の結社にあてはまる。

(30) 庶民向けの金融サービスを目的とする友愛団体としては、1810年に、スコットランドにおいて、「貯蓄および共済組合(savings and friendly society)」という名称で、最初の相互銀行(mutual savings bank)が創設されている。より近代的な形態としては「信用組合(credit union)」があるが、これも、相互扶助の理念に基づく金融サービス事業を営む組織といえる。

事業を営む IPS も多い。ほかに、IPS は、消費者、営農者のような額に汗して働く人たちが助け合い、物品の販売や融資など多様なサービスの提供するねらいで共済事業を展開している。法的にも、IPS は、原則として、いかなる合法的な事業をも営むことができることになっている。もっとも、協同組合 (co-operative societies) の形態を採る場合で、もっぱら利子や配当のような投資収益の分配を当該組合の目的とするときには、IPS になることはできない (1965年 IPS 法【1965年協同組合・ベンコム法】1条3項)。

IPS は、営む事業の“相互扶助”、“共済”、“協同”などの特質からみて、一般に「社会的企業 (social enterprises)」のカテゴリーに分類される。

(31) 注目すべきことに、わが国においても、1900 (明治33) 年に成立した産業組合法 [明治33年法律34号] に基づく協同組合的な組織として「産業組合」の設立をすることができた。産業組合法は、現在の農業協同組合 (農協) 法や生活協同組合 (生協) 法のような各種個別協同組合法の範となった。産業組合法は、1891 (明治24) 年に帝国議会上程し議院解散により審議未了となった「信用組合法案」に代わって、1897 (明治30) 年に帝国議会上程され、成立をみたものである。産業組合法は、信用組合に加え、販売組合、購買組合、生産組合 [後に利用組合と改称] の4種のいずれかの事業を営むことをできた。1906 (明治39) 年の法改正により兼業が認められた [ただし、1917 (大正6年) の改正により再び兼業が禁止された。一方、この改正により、信用組合の種類が追加され、今日の信用組合や信用金庫の前身となった]。責任形態として、当初、無限責任、保証責任、有限責任の三つを定めていた。産業組合法は、協同組合の基本原理を取り入れ、加入・脱退の自由 [ただし無限責任形態の組合の場合には全組合員の同意が必要]、一人一票 [議決権の平等]、組合員への総会での役員選任権と解任権や総会招集権の付与、出資金上限の設定、持分譲渡の制限などについて規定していた。さらに、施行規則で剰余金の分配について規定していた。産業組合の興隆とともに商工業者との対立を深めた時期もあった。戦後の協同組合法は、農業、漁業、生活といったように縦割りの個別法方式を取っているのに対して、産業組合法は一般概括方式をとっていたのが特徴である。なお、産業組合法は、1948 (昭和23) 年の消費者生活協同組合法の附則103条で廃止された。蓮池公咲『産業組合法通義 [産業組合全書2]』(高陽書院、1934年)、産業組合史編纂会編『産業組合発達史 [全5巻]』(産業組合史刊行会、1966年)、武内哲夫・牛田靖『協同組合の理論と歴史』(ミネルヴァ書房、1976年)、樋口兼次『労働資本とソーカー・コレクティブ』(時潮社、2005年) 参照。

(c) 共済組合の分類

イギリスにおける共済組合 (friendly societies) は、契約法のルールに基づき、^{たか}民が互助精神に基づき自主的に社団 (association) を結成し活動してきた、伝統のある共益・相互扶助型の民間非営利組織 (NPO) である。今日のような公的社会保険・福祉制度や営利の金融機関・保険会社・リクリエーション企業などの確立をみるまでは、イギリス社会の福利の促進や安寧に大きな役割を果たしてきた。

従来から、共済組合の多くは、任意団体のかたちで存在してきた。しかし、公的支援を受ける場合や各種の業法の適用を受ける事業を営む場合には、登録団体であるか、さらには法人であることを求められることも少なくない。もちろん、今日でも、営む事業によっては、当該事業が関係する事業にかかる行政機関からの認可 (authorisations) 等を受けさえすれば、任意団体 (任意組合) でいることも可能である。

従来、登録団体になろうとする場合には、1974年共済組合法 (Friendly Societies Act 1974) に基づいて共済組合登録官事務局 (Office of the Registry of Friendly Societies) 申請を行い、審査に通れば登録することできた。これが、2000年に金融サービス・市場法 (FSMA=Financial Services and Markets Act 2000) 【FSMA】の施行に伴い、2001年12月1日から、共済組合の登録事務は、金融サービス庁 (FSA=Financial Services Authority) が担当することになった⁽³²⁾。

FSA は、新たに共済組合登録部 (Mutual Societies Registration section) に「相互組織公的登録簿 (FSA Mutual Public Resister)」を設置した。そして、FSA は、共済組合登録官事務局から事務の引継ぎ、共済組合登録官事務局は廃止された⁽³³⁾。

(32) 旧共済組合登録官も金融サービス庁 (FSA) も、同じ財務省 (HM Treasury) 所管である。

(33) ただし、イングランドおよびウエールズ。スコットランドでは、スコットランド登記官 (Registrar for Scotland)。1875年に創設された政府組織であったが、FSA への事務の継承を終え、2001年11月30日をもって廃止された。

イギリスには、多様な共済組合が存在するが、とくに「共済組合」について定義した議会制定法はない。ただ、登録事務や課税の面からみた場合、共済組合は、大きく次の3つに分けられる。

〔図表Ⅲ－3〕 共済組合の分類

- | |
|---|
| ①未登録の共済組合 (unregistered friendly societies)
②登録共済組合 (registered friendly societies)
③共済組合法人 (incorporated friendly societies) |
|---|

①未登録の共済組合

「未登録の共済組合 (unregistered friendly societies)」は、以下の②登録共済組合、ないし③共済組合法人、に該当しないものを指す。税法その他の法律の適用にあたっては、任意団体・法人格のない社団 (unincorporated associations) と同様に扱われる。

例えば、自称で“共済組合”としている任意団体、親しい仲間が集って福利サービスを提供する相互組織 (会員制団体・互助会) などが、このカテゴリーに入る。登録した場合、毎年、当局へ登録料を支払わなければならないことから、負担を嫌って登録することを望まない団体も少なくない。

②登録共済組合

登録共済組合 (registered friendly societies) は、1974年共済組合法 (Friendly Societies Act 1974) 7条1項に掲げる類型のもので、金融サービス庁 (FSA) の共済組合登録部 (Mutual Societies Registration section) に置かれた相互組織公的登録簿 (FSA Mutual Public Resister) に登録することを要する。共済組合は、この登録により、登録社団となる。具体的には、次のような共済組合を指す⁽³⁴⁾。

〔図表Ⅲ－4〕登録を要する共済組合

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・家畜保険共済組合 (cattle insurance societies) [法7条1項b号] ・慈善共済組合 (benevolent society) [法7条1項c号] ・勤労者クラブ (working men's clubs) [法7条1項d号] ・高齢者ホーム共済組合 (old people's home societies) [法7条1項e号] ・特別に許可された共済組合 (specially authorized societies) [法7条1項f号] |
|--|

また、1992年共済組合法 (Friendly Societies Act 1992) 別表第2 [共済組合の事業 (the activities of a friendly society)] としては、次のものを掲げている⁽³⁵⁾。

〔図表Ⅲ－5〕共済組合の事業の部類

<p>A 長期保険等の業務に該当する部類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生命および年金 (life and annuity) ②婚姻および出産 (marriage and birth) ③長期損害 (linked long term) ④永続的障害 (permanent health) ⑤トンチン年金 (tontines) ⑥出資金返還 (capital redemption) ⑦年金基金の管理 (pension fund management)
<p>B 一般的保険等の業務に該当する部類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①損害 (accident) ②疾病 (sickness) ③各種所得補償 (miscellaneous financial loss)
<p>C AおよびBに該当しない業務</p> <p>[略]</p>
<p>D 各友愛団体の規則に従って営まれる業務</p> <p>[略]</p>

(34) Available at: http://www.opsi.gov.uk/RevisedStatutes/Acts/ukpga/1974/cukpga_19740046_en_1#pb2-1lg7.

(35) Available at: http://www.opsi.gov.uk/acts/acts1992/ukpga_19920040_en_15#sch2.

ひとくちに共済組合といっても、生命保険や損害保険、私的年金のような金融、老人ホームのような共済事業を行う団体から、慈善事業として支援金の支給あるいはフットボールチーム愛好会、社交クラブのようなものまで、その目的は実に多様である。

例えば「Ancient Order of Foresters (AOF)」は、社交を目的とするイギリス最古の共済組合の一つである⁽³⁶⁾。AOFのような、全国組織で、各地に自治的な活動をする支部 (lodge) を持つ友愛結社 (fraternal orders) も、登録共済組合である。この種の全国(連合)ベースの共済組合は、名称に「Order」が使われている。支部には、「Ancient Order of Foresters, Court George Stephenson No 4018」といった名称が使われている。課税その他の法律上、中央組織(全国会・連合会)は、登録共済組合として取り扱われるが、支部組織は任意団体とみなされる。

③共済組合法人

1992年共済組合法 (Friendly Societies Act 1992) は、「共済組合法人 (incorporated friendly societies)」制度を導入した。そして、1993年2月1日から、新たな共済組合を設立する場合には、金融サービス庁 (FSA) の共済組合登録部 (Mutual Societies Registration section) に置かれた相互組織公的登録簿 (FSA Mutual Public Resister) に、法人格を持つ共済組合 (共済組合法人) として登録できる。共済組合法人には金融サービス庁 (FSA) から登録番号が付与される。また、共済組合法人は、有限責任であることを明確にするねらいからその名称に「Limited」の文言を付け加えるように求められる。

なお、法改正以前から存続する法人格を有しない登録共済組合は、非法人のかたちでも存続できるが、自らが望めば法人になることができる⁽³⁷⁾。

(36) Available at: <http://www.epsomandewellhistoryexplorer.org.uk/Foresters.html>.

(37) 共済組合法人は、有限責任形態の子会社を設立することができ、当該子会社は親法人ができないような多様な事業を営むことができる。

また、共済組合法人は、支部を設けることができる。課税上、これら支部は、独立した納税主体として取り扱われるのではなく、共済組合法人の構成体の一部として取り扱われる。

ここで確認しておきたいことは、現在、金融サービス庁（FSA）は、1974年および1992年共済組合法に基づく共済組合等の①「登録事務（registration）」に加え、2000年金融サービス・市場法（FSMA）に基づく金融サービスにかかる②「認可事務（authorisation）」も担当している。ただ、共済組合は、認可の必要な金融サービス業務を営まない限り、FSAとは②登録事務〔登録料の支払、年次報告書の提出など〕の面でしかかわりを持たない。言い換えると、認可が必要な規制を受ける金融サービス業務を営む共済組合等は、FSAの②登録事務と①認可事務の双方にかかわりを持つことになる。

例えば、「シェパーズ・フレンドリー・ソサエティ（Shepherds Friendly Society Limited）」は、1826年以来、長期生命・傷病補償、貯蓄をはじめとした多様な共済保険金融業務を営み、全英に2万5,000人を超える会員を擁するメジャーな共済組合の一つである。シェパーズ・フレンドリーは、1992年共済組合法に基づいて登録し法人格を取得し、かつ、金融サービス業務についてはFSMAの下で金融サービス庁（FSA）の認可を得た「登録認可共済組合法人（registered and authorized incorporated friendly societies）」である⁽³⁸⁾。つまり、シェパーズ・フレンドリーは、①認可事務と②登録事務の双方の面でFSAとかかわりを持つ共済組合法人である。

（3）共済組合に対する政府規制の構図

沿革的にみると、イギリスのIPS法は、1852年に、勤労者共済組合パートナーシップ法（Industrial and Provident Societies Partnership Act 1852）【1852年IPS法】の名称で、初めて制定された。

(38) Available at: <http://www.shepherdsfriendly.co.uk/default.aspx>.

1852年IPS法は、共済組合的な発想を一步すすめた協同組合(co-operative societies)の仕組みに制定法上の保護を与えることにもつながったことから、「世界初の協同組合法(Co-operatives Act)」ともいわれる⁽³⁹⁾。その後、1893年IPS法、1965年IPS法、1968年IPS法等々の制定により改正を重ねてきている。

IPSは、ストレートに営利を目的とする法人ではないものの、組合員(共済契約者)向けのさまざまな共済事業の展開が可能であり、かつ有限責任(limited liability)であることから、普通の株式有限責任会社(CLS=company limited by shares)と変わらない機能を発揮できる。

伝統的に階級格差が濃厚なイギリス社会の構造のもと、IPSは、いわゆる「富裕層・資本家の罌」にはまることなく、額に汗して働く人たち(working class)が資金を出し合って自らの力で相互組織として企業運営ができるという趣旨で、発展してきた経緯がある。

イギリスにおける相互扶助・助け合いの精神に基づく団体の設立についての準拠法は、重複する構造にある。したがって、①共済組合法(Friendly Societies Acts)に基づいて「共済団体〔共済組合(friendly society)〕」となり登録団体ないし登録法人となる途を選択できる。あるいは、②1965年IPS法【現1965年協同組合・ベンコム法】に基づいて「協同組合(co-operative societies)」または「地域社会益共済組合(ベンコム/community benefit societies)」となり、登録法人となる途を選ぶことができる。③その他、営む事業目的に応じて、住宅金融組合(building societies)〔住宅金融目的〕ないし信用組合(credit unions)〔消費者金融目的〕の形態を選

(39) この評価は、一面正鵠を射ているともいえる。しかし、IPSは、多様であり、「他人の支援を必要とする若者、老齢者、病弱者、障害者、経済的困窮者その他不利な境遇にある者の救済目的(the relief of those in need by person of youth, age, ill-health, disability, financial hardship or other disadvantage)」のようなチャリティ法上の公益目的(charitable purpose)を有するものは、チャリティ(公益団体)のカテゴリーに分類される(2006年チャリティ法2条2項j号)など、必ずしも、協同組合ないし共済組合一辺倒の性格を有する法人とはいえない。

択することができる。いずれの途を選ぶかは、各設立者の意思・選択による⁽⁴⁰⁾。いずれの場合も、金融サービス庁（FSA）の共済組合登録部が管理する相互組織公的登録簿（Mutual Public Register）に登録する手を踏むことになる⁽⁴¹⁾。

ちなみに、FSAの共済団体登録部が管理する相互組織公的登録簿では、共済組合に加え、勤労者共済組合（IPS）〔協同組合タイプか地域益共済組合（ベンコム）タイプかを問わない〕、住宅金融組合（building societies）、信用組合（クレジットユニオン/credit unions）の登録事務も取り扱う。

【図表Ⅲ－6】FSAの相互組織公的登録簿搭載団体一覧

<ul style="list-style-type: none"> ・新規の勤労者共済組合（IPS=industrial and provident societies）【現ベンコム】の登録を含むIPS【現ベンコム】の登録および記録保存
<ul style="list-style-type: none"> ・1974年共済組合法に基づき登録した共済組合（friendly societies）ならびにその他特定の種類の共済組合の登録および記録保存
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融組合法（Building Societies Act）に基づき登録した住宅金融組合（building societies）の登録および記録保存
<ul style="list-style-type: none"> ・信用組合法（Credit Unions Act）に基づき登録した信用組合（credit unions）の登録および記録保存

(40) See, William T Pratt, *The Law Relating to Friendly Societies, and Industrial and Provident Societies* (2009, Kessinger Pub). ちなみに、共済組合法（Friendly Societies Acts）を一般法とすれば、消費者金融に特化した「信用組合（credit unions）」、住宅金融に特化した「住宅金融組合（building societies）」などに対しては、それぞれ個別に特別法（Credit Unions Acts, Building Societies Acts）が制定され、それに基づいて規制が行われている。近年、イギリスにおいては、効率的な経営による業務を加速的に拡大させている営利企業に押されて、信用組合を除き、協同組合その他の共済組合は、急激にその数を減らす傾向にある。

(41) 2001年12月1日から、“相互組合（mutual societies）”の登録事務は一元化され、金融サービス庁が執り行うことになった。Available at: http://www.fsa.gov.uk/Pages/Doing/small_firms/MSR/index.shtml.

(a) 共済組合に対する政府規制の特質

従来、IPS【現地域社会益共済組合（ベンコム/BenComs=community benefit societies）および真正協同組合（*bona fide co-operative societies*）】の登録・監督は、事務局を有する共済組合主席登記官（Chief Registrar of Friendly Societies）が担当してきた。しかし、2000年金融サービス・市場法【FSMA】が成立し、2001年11月30日から施行された⁽⁴²⁾。これに伴い、2001年12月1日から、IPS【現ベンコムおよび真正協同組合】の登録・監督は、所管が変更になった。IPS【現ベンコムおよび真正協同組合】の登録・監督は、金融サービス庁（FSA）の「共済組合登録部（Mutual Societies Registration section）が、「相互組織公的登録簿（Mutuals Public Register）」を置いて、担当することになった⁽⁴³⁾。この結果、現在、IPS【現ベンコムおよび真正協同組合】については、登録共済組合や共済組合法人（incorporated friendly society）も含め、FSAが所管している。

こうした経緯からもわかるように、今日、IPS【現ベンコムおよび真正協同組合】の登録（法人格の付与）・監督などの規制は、1965年IPS法【現1965年協同組合・ベンコム法】、2003年協同組合・ベンコム法などに基づいて、金融サービス庁（FSA）が行っている。もっとも、これらIPS【現ベンコムおよび真正協同組合】の登録・監督業務は、FSA本来の業務からそれるものである。なぜならば、FSAは、2000年金融サービス・市場法【FSMA】およびFSMSに準拠して制定・公布された委任立法（命令/規則）の下でもっぱら金融サービス業の規制・監督を主たる業務とする機関であるからである⁽⁴⁴⁾。

(42) 2000年金融サービス・市場法（FSMA）は、2000年6月14日に成立し、2001年11月30日に施行された。同法は、433条：22の別表から成る。同法については、available at: http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2000/ukpga_20000008_en_1.

(43) See, Report of the Chief Registrar 2000-2001. Available at: <http://www.fsa.gov.uk/pubs/additional/rfsweb.pdf>

(44) 2000年金融サービス・市場法（FSMA）は、金融サービス庁（FSA）が、従来、銀行・証券・保険等の分野に分かれていたものを一元的に規制できるようにしたものである。FASは、FSMAに基づいて、金融業を営むIPS【現ベンコムおよび真正協同組合】や信用組合（クレジットユニオン）を含め、金融サービスを業とする機関全般について監督し、消費者保護にあたる。

IPS【現ベンコムおよび真正協同組合】は多様な業務を営むことができる（1965年IPS法【1965年協同組合・ベンコム法】1条2項b号）。例えば、IPSが営む業務が金融サービスに関連し、FSMA第2編に定める「規制および禁止業務（Regulated And Prohibited Activities）」に当てはまるとする。この場合には、適用除外（exempted person）にあたらぬ限り（FSMA19条1項b号）、当該業務を営むに先立ちFSAから許可（permission）を得なければならない（FSMA19条1項a号）。これは、FSAでのIPS【現ベンコムおよび真正協同組合】の法人登録事務（registration）とIPSが営む金融サービス業務に対する認可事務（authorisation）とは、別々の手続になっているからである。さらに、IPS【現ベンコムおよび真正協同組合】は、その営む事業によっては、さまざまな“業法”により規制を受ける。例えば、会員制のクラブ（social clubs）の場合には、地方団体などから免許の取得が義務づけられる。また、住宅団体（housing associations）の場合には、建築関連法や地方団体の建築関係条例の適用を受ける

（b）勤労者共済組合（IPS）の相互組織性

勤労者共済組合（IPS）【現ベンコムおよび真正協同組合】は、持分出資金（share capital）を有するという点では、持分株式を発行しない保証有限責任会社（CLG=company limited by guarantee）とは異なる。一方、IPSは、有限責任の法人であるという点では、普通の株式有限責任会社（CLS=company limited by shares）と変わらない。しかし、IPSは、次のような4つの特徴的な相互組織性を有する点で、株式有限責任会社（CLS）とは大きく異なる。

〔図表Ⅲ-7〕 勤労者共済組合の相互組織性

- ① **出資者民主主義**：一組合員一票が原則 (one-member-one-vote rule) である。したがって、普通の株式有限責任会社のような一株一票制の原則 (one-share-one-vote rule) の適用はない。
- ② **払込済持分出資金の払戻しおよび持分の譲渡**：1965年IPS法【1965年協同組合・ベンコム法】は、従来から組合員(構成員)が持分出資金の払戻しを受けることができるの(withdrawable)か、持分を他に譲渡することができるの(transferable)かどうかについては、余り詳しい規定を置いてこなかった⁽⁴⁵⁾。現在、IPS【現ベンコムおよび真正協同組合】の組合員(構成員)が、自己の持分出資額の払戻しを受けることができるのか、あるいは、自己の持分を他に譲渡することができるのかについては、各組合の規約(rules)に記載するところによることとされている。
- ③ **出資金額の制限**：IPS【現ベンコムおよび真正協同組合】の組合員は、2万ポンドを超える持分出資(share capital)を保有してはならない(1965年IPS法【1965年協同組合・ベンコム法】6条1項)。もちろん、その組合員が他のIPS【現ベンコムおよび真正協同組合】の持分を保有することはゆるされる。現在2万ポンドの上限は、3万ポンドに引き上げるか、あるいは廃止するかについて慎重に検討されている。
- ④ **剰余金分配の制限**：事業から生じた剰余金を出資者に割戻す場合には、その割合は、事業経営をするに必要な資本等(出資金+利益剰余金)を維持できる範囲までに制限されなければならない。

(c) ベンコムおよび真正協同組合の資金調達に対する政府規制

ベンコムおよび真正協同組合(旧IPS)は、伝統的に、その資金調達を内部の組合員からの持分出資(share capital)に深く依存してきた。ベンコムや協同組合においては、組合員が組合への持分出資を引受けた後に当該組合に払い込んだ金額は、これを持分資本(equity capital)として会計処理することになる。しかし、組合の規約(rules)に出資持分(share

(45) 1893年IPS法は、原則として、組合員が一定額(当時200ポンド)まで持分出資金を引き出すことおよび他に譲渡できることを認めていた。

capital) に関する規定を置き、払戻請求権付き持分出資 (withdrawable share capital) の仕組みを採用することができる。すなわち、組合員は自己が払い込んだ出資額の払戻を受けられるかたちにもできる。この場合には、払込持分出資額を負債 (debt) と会計処理することになる。さらに、組合規約で、持分出資を行った後数年間は払戻を請求できない旨の制限を付す、あるいは、理事に対して払戻請求を拒否することのできる裁量権限を与えたとすると、同じく払込持分出資額を負債 (debt) と会計処理することになる。払戻請求権付き持分出資は、コミュニティ投資家としてベンコムや協同組合へ加入している組合員にとっては魅力的に映るかも知れない。しかし、ベンコムや協同組合の健全経営の視点からみると、ストックされた内部資金が急激にフロー化する可能性もある。短期金融市場からの借入や債券 (bonds) 発行による「流動性 (liquidity)」の高い外部からの資金調達に依存せざるをえなくなる懸念もある。

ベンコムや協同組合は、払戻請求権付き持分出資 (withdrawable share capital) に加え、債券 (bonds) も発行できる。ベンコムや協同組合による債券発行を通じた資金 (活動原資) 調達方法 (キャピタルファイナンス/capital finance) はあまり普及していない⁽⁴⁶⁾。しかし、債券発行による資金調達方法は、次の面から注目を浴びている。すなわち、ベンコムや協同組合の組合員は、一人あたり2万ポンドを超える持分出資 (share capital) を保有してはならないことになっている (1965年 IPS 法【1965年協同組合・ベンコム法】6条1項)。このことから、ベンコムや協同組合が債券発行を行っていれば、2万ポンド制限を超えて組合の事業原資調達に応じたい組合員は、債券 (bonds) 保有者となり資金調達・投資に協力する途も拓かれる。

もっとも、債券発行による活動原資調達方法の是非については、政府

(46) See, Development Trust Association, Community Shares:Factsheet 3 Shares and bonds (2009) at 2. Available at: <http://www.communityshares.org.uk/documents/factsheet-3-shares-and-bonds>.

規制や調達コストを織り込んで精査する必要がある。2000年金融サービス・市場法(FSMA)は、一般大衆を対象に投資を募る行為が、同法第2編に定める「規制および禁止業務(Regulated And Prohibited Activities)」に当てはまる場合には、適用除外(exempted person)にあたらな限り(FSMA19条1項b号)、当該業務を営むに先立ちFSAから許可(permission)を得るように求めている(FSMA19条1項a号)。これは、ベンコムや真正協同組合の法人登録事務(registration)とベンコムや真正協同組合が行う金融サービス業務に対する認可事務(authorisation)とは、別個の手続になっているからである。

譲渡可能な払戻請求権付き持分出資券、さらには債券/社債のような譲渡可能な証券(transferable securities)を公募プロモーションする場合には、原則としてFSAから認可を受けた目論見書(FSA approved prospectus)を公表するように求められる(FSMA21条、84条、85条)⁽⁴⁷⁾。もともと、幅広い適用除外が設けられており、最も重要な適用除外の一つに、ベンコムや真正協同組合がコミュニティを対象に発行する譲渡権および払戻請求権付き持分出資(transferable and withdrawable share capital)や、ベンコムや真正協同組合あるいは登録チャリティやCIC(地域社会益会社)が発行する債券(bonds)にかかる公募プロモーションに対する適用除外がある。また、譲渡可能な証券であっても、100人以下または250万ポンドに達していない公募プロモーションも適用除外となる⁽⁴⁸⁾。

ちなみに、一般に、金融サービスを利用する消費者は、金融機関との間で紛争が生じた場合には、「金融オンブズマンサービス(FOS=Financial Ombudsman Service)」[FSMA第16編別表第17および2006年消費者信用

(47) こうした公募に伴う目論見書規制要件(prospectus requirements)を達成するのは、有償のプロモーション専門職の支援なしでは難しい。100万ポンドを超える資金調達を計画していないと、コスト的に見合わないとの指摘もある。

(48) FSA, UKLA Publications Technical Note, Prospectus Rules http://www.fsa.gov.uk/pubs/ukla/prospectus_rules.pdf

法（Consumer Credit Act 2006）59条〕を利用できる⁽⁴⁹⁾。また、一般の金融機関が破綻した場合には、「金融サービス補償制度（FSCS=Financial Services Compensation Scheme）」（FSMA 第15編212条以下）で保護を受けることができる⁽⁵⁰⁾。ただし、目論見書規制（prospectus requirements）の適用がない共済組合が発行する債券（bonds）や払戻請求権付き持分出資（withdrawable share capital）その他非譲渡性持分（non-transferable shares）などについては、この補償制度は適用されない。

（4）勤労者共済組合（IPS）の刷新

2002年9月、ブレア政権（当時）の内閣府戦略室が策定した報告書『民間活力、公益増進案（Private Action, Public Benefit）』『戦略室三セク改革案』』においては、非営利セクター制度改革の一環として、勤労者共済組合（IPS=industrial and provident society）の刷新がうたわれた。具体的には、「勤労者共済組合（IPS）」を、「協同組合（co-operative societies）」と「地域社会益共済組合（community benefit societies）」とにより明確に分別したうえで、それぞれを刷新するように諮問した⁽⁵¹⁾。

（a）『戦略室三セク改革案』の骨子

IPS刷新に向けての答申『戦略室三セク改革案』の内容は、わかり易くまとめると、次のとおりである⁽⁵²⁾。

(49) FOSについては、Available at: <http://www.financial-ombudsman.org.uk/about/index.html>.

(50) Available at: <http://www.fscs.org.uk/>.

(51) Available at: <http://www.cabinetoffice.gov.uk/media/cabinetoffice/strategy/assets/strat%20data.pdf.at55> et seq.

(52) Available at: <http://www.cabinetoffice.gov.uk/media/cabinetoffice/strategy/assets/strat%20data.pdf>, at 56.

〔図表Ⅲ－8〕『民間活力、公益増進』案に盛り込まれたIPS刷新にかかる答申

<p>答申1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPSを、真正協同組合 (<i>bona fide co-operative societies</i>) と地域社会益共済組合 (<i>community benefit societies</i>) と区分し、それぞれの特徴を維持するものとする。 ・また、真正協同組合は、国際協同組合連盟 (ICA=International Co-operative Alliance) の協同組合の定義に関する報告書 (Statement on the Co-operative Identity) に沿って制定法による再定義を行うものとする。 ・協同組合および地域社会益共済組合 (<i>co-operative societies and community benefit societies</i>) は刷新されるものとする。また、勤労者共済組合 (IPS = industrial and provident society) の表題は使用しないものとする。 ・地域社会益共済組合 (<i>community benefit societies</i>) には、異なる種類の会員 [例えば、職員 (<i>staff</i>) や利用者 (<i>users</i>)] を擁することを認めるものとする。
<p>答申2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協同組合および地域社会益共済組合の解散または共済組織解消のための規制を、最近の住宅金融組合 (<i>building societies</i>) の例を範にして、強化するものとする。 ・また、地域社会益共済組合は、会員の投票により、その資産を公益目的のために永続的に保護し、かつ、協同組合または会社に組織変更するのを禁止することができるようにする。
<p>答申3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資金にかかる制限は、緩和すべきである。したがって、1会員が出資できる金額に関する2万ポンドの制限は撤廃するものとする。 ・勤労者共済組合 (IPS) 立法は、会社法の (取締役の解任のような) 規定改正に沿って改正されるものとし、かつ、今後の会社法の改正に沿ったIPS法の改正については、できる限り政令 (<i>statutory instruments</i>) により追完するものとする。

こうした政府案に応じて、イギリス議会は、1965年IPS法【現1965年協同組合・ベンコム法】に改正を加えるために、2003年協同組合・地

域社会益共済組合法（Co-operatives and Community Benefit Societies Act 2003）【2003年協同組合・ベンコム法】を制定、女王の裁可を得て、2003年7月10日に施行した⁽⁵³⁾。さらに、2003年協同組合・ベンコム法に準拠して2006年地域社会益共済組合（資産の利用制限）規則（Community Benefit Societies (Restriction on Use of Assets) Regulations 2006）【2006年ベンコム規則】を定め、2006年2月7日に公布、2006年4月6日に施行した⁽⁵⁴⁾。これにより、IPSを分別・再編し、地域社会益に奉仕する「ベンコム/BenComs」と、組合員の利益に奉仕する「協同組合（co-operative societies）」とに大別し別々の軌道を走らせることにした。

（b）事業内容からみたIPSの分類

IPS【現ベンコムおよび真正協同組合】は、消費者、営農者など額に汗して働く人たちが助け合い、物品の販売や金融など多様なサービスの提供をねらいで協同組合的な事業を展開している。さらに、少数ではあるが、地域社会の振興や救貧、教育のような公益目的（charitable purposes）を有するとのことで（2006年チャリティ法2条2項）、チャリティコミッションの所管になっている登録チャリティと同等の事業を営むIPS（charitable IPS）もある⁽⁵⁵⁾。

1965年IPS法【現1965年協同組合・ベンコム法】は、IPSが営む事業の利用者や剰余金の割戻し（分配）方法などから、大きく次の2つに分けて、IPSとして登録することを認める（1条2項）⁽⁵⁶⁾。

(53) Available at: http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2003/plain/ukpga_20030015_en_1

(54) Available at: http://www.hm-treasury.gov.uk/d/Asset_Lock_Regs_2006_30_Nov_05_draft.pdf.

(55) 法令上は「チャリティであるベンコム（a community benefit society that is a charity）」と称され、金融サービス庁（FSA）の所管から外れ、チャリティコミッションの所管となる（2006年ベンコム規則5条b項）。

(56) Available at: http://www.opsi.gov.uk/RevisedStatutes/Acts/ukpga/1965/plain/cukpga_19650012_en_1#pb1-11g2.

〔図表Ⅲ－9〕事業内容からみたIPSの分類

- ① **真正な共同組合** (*bona fide co-operative societies*): 参加した構成員(組合員)などの相互の利益のために事業を営み、協同組合原則(*co-operative principles*)に基づいて運営されるIPS(1965年IPS法【1965年協同組合・ベンコム法】1条2項a号及び3項)
- ② **地域社会益共済組合** (*community benefit societies*): 共済組合の構成員(共済契約者)などの相互利益を目的とするのではなく、広くその地域社会の利益の増進を日指して運営されるIPS(1965年IPS法【1965年協同組合・ベンコム法】1条2項b号)。通称「ベンコム(BcnComs)」である。ベンコムは、構成員(共済契約者)に対して持分出資(*share capital*)に応じ事業から生じた利益剰余金を割戻す(分配)ことや持分出資の払戻などはできるが、資産の利用目的限定/アセットロック原則(*asset rock rule*)の適用がある(2003年協同組合・ベンコム法1条)。

(c) 真正な共同組合とは

「真正な共同組合(*bona fide co-operative societies*)」について、1965年IPS法は、明確に定義していない。しかし、同法は、「協同組合」には「主として組合その他の者に対する金銭の投資、預金もしくは貸付をしそれに対する利子、配当もしくはボーナスの支払をすることを目的に利益をあげる事業を営むまたは営む意図がある組合は含まない」(1965年IPS法【1965年協同組合・ベンコム法】1条3項)し、登録IPSになれない消極要件を定めており、参考になる。

この点について、金融サービス庁(FSA)は、次のような判断基準を公表している。

〔図表Ⅲ－10〕真正な協同組合かどうかの判断基準

- ・共済組合が、その構成員(組合員)が主としてその事業に参加することから得られる構成員(組合員)相互の利益を目的に事業を営んでいること。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 共済組合の支配が、「一人一議決権（一人一票制）」の原則を基本とし、その構成員（組合員）に平等に帰属していること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 借入資本（debt capital）に対する利子の支払は、その共済組合の目的を達成するための資本等を確保・維持するに必要な利率を超えてなされてはならないこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 余剰金は、それを構成員（組合員）に対し出資持分に応じ割戻し（分配）できている場合には、その構成員（組合員）が共済組合と取引した分量あるいは共済組合の事業に参加した程度に応じて割戻し（分配）すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員（組合員）資格が、その共済組合の独占権や利益の増加をねらいに人為的に制限されていないこと。

例えば、労働者生産協同組合（worker co-operative）は、IPS法【現ベンコム・真正協同組合法】に基づいて、法定要件を充たせば、真正協同組合として金融サービス庁（FSA）の共済組合登録部（Mutual Societies Registration section）に置かれた相互組織公的登録簿（FSA Mutual Public Register）に登録ができる⁽⁵⁷⁾。

また、今回のIPS制度刷新に伴い、これまで会社法に準拠して成立・運営してきた協同組合は、望めば、社員総会での特別決議を得て、会社（CLS、CLG）類型から真正な共同組合（*bona fide co-operative societies*）類型へ転換することも可能である（1965年IPS法【1965年協同組合・ベンコム法】53条）。

（d）地域社会益共済組合とは

地域社会益共済組合（ベンコム / BenComs = community benefit societies）

(57) 労働者生産協同組合（ワーカーコーペラティブ）とは、契約で参加する組合員が資本と経営権を有し、労働に従事して報酬を得る事業体である。事業を営むための資本（capital）は、借入金（loan capital）、補助金などの公的資金（grant capital）、信用貸し【いわゆる過振り（credit）】、留保金（retained profits）などからなる。ただし、原則として、外部投資家向けに持分券を発行して持分資本（share capital）を調達することはできない。

とは、次の基準を充足してはじめて適格性を有する。

〔図表Ⅲ-11〕地域社会益共済組合（ベンコム）かどうかの判断基準

・共済組合の事業は、主としてその構成員（組員・共済契約者）の利益のためにではなく、地域社会一般の利益増進に資するように経営されること（1965年IPS法【1965年協同組合・ベンコム法】1条2項b号）。
・共済組合の定款が、外部の出資持分者に分配することを認めていないこと。また、当該共済組合は、構成員に対して事業から生じた利益剰余金を割戻し（分配）することはできるが、清算その他非相互組織化（営利会社への転換等）にあたっては、地域社会益に供する専用資産（dedicated assets）については利用目的限定/アセットロック原則（asset lock rule）適用がある（2003年協同組合・ベンコム法1条）。
・その団体は、会社形態ではなく、したがってIPS法【協同組合・ベンコム法】に準拠して登録されていることについて、特段の事由を有していること。
・解散（清算）に際して、当該団体の残余資産は、その構成員（組員）ではなく、同じ地域社会益を増進する事業目的を有する団体に移転するものとしていること。

（e）ベンコムに適用される資産の利用目的限定（アセットロック）原則

地域社会益共済組合（ベンコム）として登録するには、事業活動が、共済組合のようにもっぱらその構成員（共済契約者）の相互利益を目的とするのであってはならない。むしろ、広くその地域社会の利益の増進に供することを目的とするように求められる。すなわち、「組合の事業は地域社会の利益を目指しているか又は目指そうとしている事実があり、かつ、当該組合が1985年会社法に基づく会社としてよりも本〔IPS〕法に基づいて登録されるべき特段の理由がある」（1965年IPS法【1965年協同組合・ベンコム法】1条2項b号）かどうかがベンコム登録の際の判定基準となる。

このように、ベンコムは、あくまでも地域社会の利益増進を目的としている。言い換えると、その構成員（組員）に対する分配等の極大化を目

的とする共済組合ではない。ベンコムの準拠法は、ベンコムが地域社会益に供する専用資産（dedicated assets）を目的外利用に供するのを防止するために資産の利用目的限定／アセットロック原則（asset lock rule）の適用する旨を定めている（1965年 IPS 法【2003年協同組合・ベンコム法】1条）。具体的には、組合同約（rules）のなかで地域社会の利益増進が目的であることを明確にするように求めている。

こうした構図の下、ベンコムには、地域社会益（コミュニティインタレスト）増進のための専用資産（その活動により生じた利益そのた剰余金を含む。）は、地域社会益の増進する事業に費消されなければならないとするルールが適用される。

ちなみに、「アセットロック（asset lock）」とは、通称であり、法律上、正式には「資産の譲渡制限（restrictions on the transfer of asset）」という。

資産の利用目的限定／アセットロック原則は、後述の「地域社会益会社（CIC=community interest company）」にも適用がある⁽⁵⁸⁾。ベンコムに適用されるアセットロック原則と CIC に適用されるアセットロック原則とは、理論的には同じものと解される⁽⁵⁹⁾。しかし、所管が、“共済組合”であるベンコムの場合は財務省（Treasury）および金融サービス庁（FSA=Financial Service Agency）である。他方、“会社”である CIC の場合は事業改革新技能省（BIS=Business, Innovation and Skills Department）および会社登記所（Companies House）内の地域社会益会社規制官（CIC 規制官/CIC Regulator）である。このことから、ベンコムも CIC も同じ

(58) 2004年地域社会企業法30条以下。詳しくは、本稿第3部Ⅲ以下参照。

(59) 財務省（Treasury）が、ベンコムに適用するアセットロック原則のあり方についてパブリックコンサルテーション／意見公募を求めた資料（consultation document）においては、CIC に適用するアセットロック原則とパラレルなかたちで説明をしている。アセットロック原則の適用については、適用主体は異なっているが、ベンコム（共済組合）と CIC（会社）は同一と見てよいのではないかと思われる。See, HM Treasury, “Regulatory issues for Industrial and Provident Societies: A consultation document (July 2004). Available at: <http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.hm-treasury.gov.uk/d/industrial300704.pdf>

く「地域社会益の増進」を目標とする法人であるとしても、その監督、規制方法や内容が必ずしも同一であるとは限らない。

①アセットロック原則とは何か

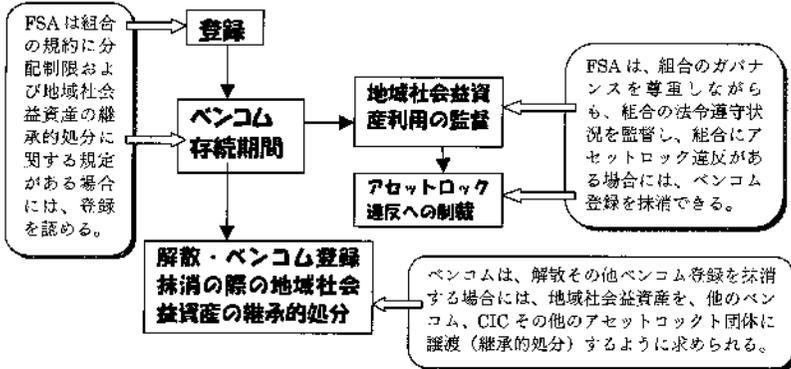
財務省(HM Treasury)には、資産利用制限に関する規則を制定する権限(power to restrict use of assets)が与えられている(2003年協同組合・ベンコム法1条)。この権限に基づき、財務省は、2006年ベンコム規則を定め、2006年2月7日に公布、2006年4月6日に施行している。また、ベンコムがこのルールに違反する場合、金融サービス庁(FSA)は、監督権限を行使し、一定の措置を執ることができる(2006年ベンコム規則8条以下)。

ちなみに、ベンコムが、次のような特定条件(prescribed circumstances)を満たす支払等をする場合には、組合資産の利用または取引にあらず、資産の利用目的限定/アセットロック原則を適用しないことにしている(2006年ベンコム規則6条)。すなわち、構成員に対して払戻条件付き持分出資金(withdrawable share capital)の価額または利子を支払う場合が一例である。また、1965年IPS法【現1965年ベンコム・真正協同組合法】55条〔登録IPSの解散〕に基づく組合の解散もしくは1986年支払不能法(InsolvencyAct1986)に基づく組合の整理に際して、債権者へ支払をする場合も一例である(2006年ベンコム規則第2章関係別表1)。

特定条件にあてはまらないベンコムの清算、ベンコムにアセットロック原則違反がある場合、その他アセットロック原則の適用ある地域社会益会社(CIC=community interest company)登録をしていない株式有限責任会社(CLS)に転換する場合には、金融サービス庁(FSA)は、地域社会益資産(community interest property)を同種のベンコム、登録チャリティ、CICその他のアセットロックト団体(asset-locked body)へ移転・譲渡すべく、地域社会益資産の継承的処分(asset settlement)を実施するように

求めることができる（2006年ベンコム規則6条b号）。

【図表Ⅲ－12】ベンコムに適用ある「アセットロック原則」とは



②金融サービス庁（FSA）による監督

すでにふれたように、既存の共済組合が地域社会益共済組合（ベンコム）として金融サービス庁（FSA）に登録するには、組規約（rules）を改正して、地域社会益に供する専用資産（dedicated assets）の目的外利用を防止するため「資産の利用目的限定／アセットロック原則（asset rock rule）」の規定を規約に盛り込む必要がある。法手続上は、ベンコム登録を行うに先立ち、1965年協同組合・ベンコム法52条〔会社への転換、会社との合併又は会社への事業譲渡〕の下での手続をすすめる際に求められる組合員総会での「特別決議（special resolution）」が求められる（2006年ベンコム規則4条1項および同2項）。この点、ベンコムを新設する場合とは、手続が異なる。

法令遵守を含むベンコム制度の執行、アセットロック原則の適用については、FSAが監督する。FSAは、是正通知、損害賠償命令、役員解任の指示、警告を含む法令に定められた一定の権限を行使することができる（2006年ベンコム規則8条以下）。もっとも、FSAによる監督権限は、あ

くまでも、ベンコムの信頼性を維持するために必要な範囲で行使できるに過ぎない(2006年ベンコム規則8条)。

〔図表Ⅲ-13〕金融サービス庁(FSA)による監督権限行使をめぐる法的手続

<p>是正通知(enforcement notification) : ・FSAは、地域社会益共済組合/ベンコム(以下「組合」という。)がアセットロック原則に違反していると認める場合には、是正通知を発することができる(2006年ベンコム規則9条1項)。是正通知は、当該組合が違反を是正するまたは繰り返さないために必要なあらゆる措置を講じるように求めるものである(2006年ベンコム規則9条2項)。</p>
<p>損害額の賠償 restitution) : ・FSAは、組合が(a)アセットロック原則(本規則第3条)に違反しており、(b)損害を被っており、かつ、(c)その違反にかかわる役員がその事実を知っていると認める場合には、当該役員に対して当該違反の結果その組合が被った損害賠償額を適切と認められる日時までに支払うように求めることができる(2006年ベンコム規則10条1項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償を負った当該役員が、支払を求められた期日までに全額または残額を支払わない場合には、組合は、未払債権として支払を求めることができる(2006年ベンコム規則10条2項)。 ・FSAは、警告に応じて提出された説明を斟酌したうえで、その役員が、当該組合がアセットロック原則違反をしていないかどうかを精査するためのあらゆる相当な手続を尽くしたと認められるまで、その権限を行使してはならない(2006年ベンコム規則10条3項)。
<p>役員解任(removal of officers) : ・FSAは、組合がアセットロック原則に違反し当該違反に関係した役員がその旨を知っていると認める場合、その組合に対して当該役員の職を解任するように指示することができる(2006年ベンコム規則11条1項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FSAは、警告に応じて提出された説明を斟酌したうえで、その役員が、当該組合がアセットロック原則違反をしていないかどうかを精査するためのあらゆる相当な手続を尽くしたと認められるまで、その権限を行使してはならない(2006年ベンコム規則11条2項)。
<p>警告(warning notice) : ・FSAは、本規則に基づいて是正通知、損害額の賠償または役員解任に関してその権限を行使しようとする場合には、その組合およびその権限行使の対象となる役員に対して警告を発しなければならない(2006年ベンコム規則12条1項)。</p>

- ・警告は、FSA が取ろうとする行為に加え、その理由を附記した文書で行わなければならない（2006年ベンコム規則12条2項）。
- ・警告は、FSA に説明をすることになる者に対して相当な期間を定めて行わなければならない（2006年ベンコム規則12条3項）。
- ・FSA は、当該警告に定めた期間を延長することができる（2006年ベンコム規則12条4項）。
- ・FSA は、相当期間内に、その権限を行使するかどうかを決定しなければならない（2006年ベンコム規則12条5項）。

決定通知（decision notice）：・FSA は、本規則に基づいて是正通知、損害額の賠償または役員解任に関してその権限を行使することを決定した場合には、その旨をその組合およびその権限行使の対象となる役員に対して通知しなければならない（2006年ベンコム規則13条1項）。

- ・決定は、FSA が当該権限を行使する理由の附記に加え、事例により是正通知、支払方法または役員解任に指示についての詳細を記し、かつ、この決定から28日以内に高等裁判所もしくは事例によっては（スコットランドの）民事上級裁判所（Court of Session）に提訴する権利がある旨を記した文書で行わなければならない（2006年ベンコム規則13条2項）。
- ・組合は、是正通知または役員解任の指示を受けた場合、それに従わなければならない（2006年ベンコム規則13条3項）。

提訴（appeal）：・本規則に基づく FSA による是正通知、損害額の賠償または役員解任に関する権限行使決定があった場合、その組合およびその権限行使を受けた役員は、高等裁判所もしくは所轄がスコットランドのときは民事上級裁判所（Court of Session）に提訴することができる（2006年ベンコム規則14条1項）。

- ・FSA の決定についての提訴があった場合、裁判所は、（a）その決定の取消または損害賠償額の事案では適切と思われるまでの減額を行うことなど決定の変更、（b）FSA の決定取消に換えた裁判所自身の決定、をすることができる（2006年ベンコム規則14条2項）。
- ・裁判所への提訴は、決定通知書が発せられた日から28日以内に行わなければならない（2006年ベンコム規則14条3項）。
- ・FSA による是正通知、損害額の賠償または役員解任に関する権限行使決定は、（a）提訴できる期間および（b）提訴が終結するまでの期間は、その効力を有しないものとする（2006年ベンコム規則14条4項）。

裁判所の命令 (Court order) : ・ 裁判所は、FSAの申請に基づき、(a) 組合がアセットロック原則(本規則第3条)に違反するかも知れないまたは(b) 違反しているもしくは違反していたとする相当の蓋然性がある場合には、その組合に対して違反を止めるように命じることができる(2006年ベンコム規則15条1項)。

・ 裁判所は、FSAの申請に基づき、(a) 組合の役員がアセットロック原則(本規則第3条)に違反していることを知っているまたは(b) 違反しているもしくは違反していたことを知っておりかつ当該違反が継続的であるもしくは継続していたとする相当の蓋然性がある場合には、その役員に指示を与え違法を停止するまたは解消する措置を講じるように命じることができる(2006年ベンコム規則15条2項)。

(f) IPS 準拠法令の名称変更

2010年3月18日に、2010年協同組合及び地域社会益共済組合並びに信用組合法(Co-operative and Community Benefit Societies and Credit Union Act 2010)【2010年協同組合・ベンコム法・信用組合法】が、成立した。この議会制定法は、各種勤労者共済組合法(Industrial and Provident Societies Acts)の名称を、次のように変更(re-naming)した(法2条)。

〔図表Ⅲ-14〕各種共済組合法の名称変更一覧(2010年3月)

既存名称	新名称
・ Industrial and Provident Societies Act 1965 [1965年勤労者共済組合法]	・ Co-operative and Community Benefit Societies and Credit Union Act 1965 [1965年協同組合及び地域社会益共済組合並びに信用組合法]
・ Industrial and Provident Societies Act 1967 [1967年勤労者共済組合法]	・ Co-operative and Community Benefit Societies and Credit Union Act 1967 [1967年協同組合及び地域社会益共済組合並びに信用組合法]

<ul style="list-style-type: none"> • Friendly and Industrial and Provident Societies Act 1968 [1968年共済及び勤労者共済組合法] 	<ul style="list-style-type: none"> • Co-operative and Community Benefit Societies and Credit Union Act 1968 [1968年協同組合及び地域社会益共済組合並びに信用組合法]
<ul style="list-style-type: none"> • Industrial and Provident Societies Act 1975 [1975年勤労者共済組合法] 	<ul style="list-style-type: none"> • Co-operative and Community Benefit Societies Act 1975 [1975年協同組合及び地域社会益共済組合法]
<ul style="list-style-type: none"> • Industrial and Provident Societies Act 1978 [1978年勤労者共済組合法] 	<ul style="list-style-type: none"> • Co-operative and Community Benefit Societies Act 1978 [1978年協同組合及び地域社会益共済組合法]
<ul style="list-style-type: none"> • Industrial and Provident Societies Act 2002 [2002年勤労者共済組合法] 	<ul style="list-style-type: none"> • Co-operative and Community Benefit Societies Act 2002 [2002年協同組合及び地域社会益共済組合法]
<ul style="list-style-type: none"> • Co-operative and Community Benefit Societies Act 2003 [2003年協同組合及び地域社会益共済組合法] 	<ul style="list-style-type: none"> • Co-operative and Community Benefit Societies Act 2003 [2003年協同組合及び地域社会益共済組合法]

3 住宅金融組合

イギリスの「住宅金融組合 (building societies)」は、本来、家を建てたい人々を支援するねらいで設立される協同組合の理念に基づく金融機関である⁽⁶⁰⁾。住宅金融に特化した協同組合 (共済組合) 方式を採った金融機関といえる。

住宅金融組合は2種類の組合員からなる。一つは、「持分出資組合員 (shareholding members)」である。すなわち、住宅金融組合に引受けた持分にに応じて出資した金額を預金する口座 (shareholders' saving

(60) ちなみに、イギリスの住宅金融組合は、アメリカの貯蓄貸付組合 (S & L = Savings and Loan associations)、つまり、住宅融資を主たる目的とする共済組合に相当する。ちなみに、アメリカの場合、株式を発行している corporate S & Ls もある。

account) を有している構成員である。そしてもう一つは、「借入組員 (borrowing members)」である。つまり、住宅金融組合から不動産担保貸出(ローン)・融資を受けている構成員である⁽⁶¹⁾。これら組員は、その預金額あるいは借入額にかかわらず、「一人一票制〔一組員一議決権〕の原則 (one member, one vote rule)」に基づいて組合総会で組合権を行使することができる。

今日、イギリスの住宅金融組合が取り扱うリテール金融サービスは、伝統的な組員向けの住宅ローン〔不動産担保貸出・住宅金融〕や持分出資預金口座 (shareholders' saving account) 取引にとどまらない。定期預金や通知預金、当座預金口座、無担保ローン、クレジットカードやデビットカードの発行など組員外向けリテール金融サービス (retail financial service) 業務にも広く進出している。このため、ほとんどの金融サービス業務において、普通銀行と競合している。

20世紀初頭には2,200を超える住宅金融組合があった。しかし、廃業や破綻、他の住宅金融組合との合併、さらには普通銀行(株式有限責任会社/CLS)ないし公株式会社(PLC=public limited company by shares)〔最低授權資本金5万~6万5,000ポンドを有し、ロンドン証券市場へ上場できる有限責任の株式会社〕への転換などが続き、2011年初頭で48にまでその数を減らしている。今まさに、その存在意義が問われている。

住宅金融組合業界は、全英で2,300万を超える組員、5万1,500人を超える従業者を擁し、47億ポンドを超える収入、3兆3千500億ポンドを超える資産、抵当権付き資産2兆2千500億ポンド、預金残高2兆2千ポンド有している⁽⁶²⁾。住宅金融組合のイギリスにおけるシェアは、リテール預金額の約20%、抵当権付き貸出(ローン)金額の約20%である。

(61) したがって、預金口座 (deposit account) 開設者、個人ローン (personal loans) 利用者、クレジットカード口座開設者、保険商品購入者、その他組合の子会社が販売する金融商品購入者は、組員になる資格がない。

（１）住宅金融組合における貸付と資金調達

すでにふれたように、「住宅金融組合（building societies）」は、本来、互助・相互扶助（mutual）の精神に基づき、民が協同して、持ち家を希望する人たちを支援するねらいで設立された相互組織の金融機関である。こうした特徴を有することから、普通の銀行とは異なる様々な法的規制を受ける。運営・監督規制に関する法令は多様である。しかし、それらのなかでも、とりわけ1986年住宅金融組合法（Building Societies Act 1986）〔および後年の改正法を含む。以下【1986年住組法】〕や2000年金融サービス・市場法（FSMA=Financial Services and Market Act 2000）【FSMA】などが重要である。

以下に、住宅金融組合に対する法的規制の中核をなす「事業資産額に占める法定住宅不動産担保ローン（貸付）枠」および「個人組合員からの法定資金調達枠」について点検してみる。

（a）住宅不動産担保貸付（ローン）枠にかかる規制

住宅金融組合（または「グループ住宅金融組合（society's group）」を含む。以下同じ。）は、その事業資産（business assets）額の75%を、個人組合員が完全な担保を設定して住宅不動産（residential property）を購入する資金ローン（貸付）に供するように求められる（1986年住組法6条1項⁽⁶²⁾。「事業資産」額とは、①組合（グループ組合）の総資産に、②貸倒額および貸倒引当金を加算し、③固定資産、流動資産および長期保険基金ならびに抵当権が設定された資産を減算して算出した額である。ちな

(62) イギリスの住宅金融組合法制の変遷について詳しくは、住宅金融組合協会（BSA=Building Societies Association）のホームページ参照。Available at: <http://www.bsa.org.uk/keystats/index.htm>。また、経済学専攻者による分析としては、斉藤美彦 / 梁田優『イギリス住宅金融の新潮流』（時潮社、2010年）参照。

(63) 以前は法人も（borrowing members）となることができた。1997年住組法はこれを禁止した。このため、暫定的措置として法人の借入組合員を有する住宅金融組合があるのみである。

みに、ここでいう「住宅不動産 (residential property)」には、自用および賃借用を含む⁽⁶⁴⁾。

財務省は、状況に応じて75%の法定住宅不動産担保貸付(ローン)枠を60%まで引き下げることができる(1986年住組法6条6項)。なお、この貸付額比率は、イングランド銀行から財政支援を受けている住宅金融組合には適用がない。ちなみに、組合が75%枠に違反してその組合員と住宅不動産担保貸付(ローン)契約を締結した場合でも、組合と組合員との当該契約自体は有効とされる(1986年住組法6条6項a号)。

(b) 資金調達にかかる規制

住宅金融組合は、資金の50%超を個人組合員の持分出資(預金)のかたちで調達しなければならない(1986年住組法7条1項・2項)。すなわち、個人組合員が当該組合への持分出資を引受けた後に当該組合に払い込んだ金額のみがその組合員の口座の預金(deposit)、すなわち「持分出資預金」、として取り扱われる。この「リテール預金額からの資金調達(funding)割合の義務化(50%超)」の規定は、1997年改正法により導入された⁽⁶⁵⁾。

住宅金融組合においては、個人が開設できる預金口座等の種類が制限さ

(64) 1986年法にいう「residential property」の言葉は、「居住用資産」と邦訳することも可能である。ただ、わが国の税法では、納税者およびその家族が住居として使用する住宅を「居住用」とし、一方、他人に賃貸する住宅を「事業用」とし、区別して取り扱っている。この点、1986年法は、この言葉を、自用(for residential purpose)と賃借用(for let) [いわゆる事業用]を含む意味で使っていることから、混乱を避けるために、ここでは「住宅不動産」あるいは「住宅資産」と邦訳しておく。

(65) 改正以前は、組合員の預金と貸付の金額が50%、員外(金融市場等)からの借入と預金の金額が50%であった。また、後記「2007年バターフィル法(Butterfill Act2007)」[議員立法]案では、住宅金融組合が、財務省の認可を条件に、その事業資金を50%以上、最大で75%までを金融市場等から借入れが可能のように改正する内容であったが、同法案は成立しなかった。なお、2011年現在、住宅金融組合が員外(金融市場等)から調達している資金の比率は平均で30%程度である。Available at: <http://www.bsa.org.uk/faq/whatisabuildingsoc.htm>

れる(1986年住組法8条1項a号)。また、住宅金融組合は、持分出資以外の方法で個人から資金調達を行うことは、原則として禁止される(1986年住組法8条1項b号)。もっとも、住宅金融組合は、個人向けの当座預金口座、「顧客(client)」などの名称についた金融口座、定期預金口座、小切手発行などのリテール金融サービスを提供することができる(1986年住組法8条2項)。

さらに、住宅金融組合は、後記の永続的利付出資持分債券(PIBS=permanent interest bearing shares)発行・引受けによる劣後(後配)持分出資(deferred shares)の方法によるなどの例外を除き、原則として法人から持分出資引受のかたちで資金を調達することが禁止される(1986年住組法8条1項c号)。

(c) 永続的利付出資持分債券(PIBS)とは何か

新たな住宅金融組合を設立する場合には、伝統的に、最低10人の組合員を維持するように求められる(1986年住組法5条8項関係別表2第1条)。同時に、100万ポンドの最低持分出資金(minimum share capital)を維持するように求められる。もっとも、こうした最低組合員数要件などはいまや過去の“遺産”のようにも見える。住宅金融組合は、銀行など他の金融機関との競争が激しくなり、合併や事業買収などによりその数を減らすとともに、大型化してきている。2007年夏には、いわゆる「サブプライム問題」が顕在化し2008年秋に世界的金融危機へと問題が深刻化していくなかで、かつてのように組合員の持分出資(share capital)という内部的リテール預金に大きく依存する体質では、大型化する住宅金融組合を、浮き沈みが激しい現実の金融界のルールに乗せてうまく経営していくのが難しくなっていた。短期金融市場からの借入や債券発行による「流動性(liquidity)」の高い外部から調達される資金に深く依存せざるを得ない状況が強まっていった。

イギリスの住宅金融組合は生き残りをかけ、国民年金基金(UK insurance and pension funds)のような外部の機関投資家から資金を調達する住宅金融組合も増えていった⁽⁶⁶⁾。しかし、一方で、住組法は、住宅金融組合に資金の50%超を個人組合員の持分出資(預金)のかたちで調達するように求める(1986年住組法7条1項・2項)。したがって、規模が大きく経営の安定化に外部資金の導入が欠かせない住宅金融組合にとっては、この要件を充足することはしばしば重い足かせとなる。

こうした桎梏の下にありながらも、イギリスの主要な住宅金融組合が、個人組合員持分出資金割合の要件を充足したうえで外部資金の導入をはかるためにあみ出した手法は「永続的利付出資持分債券(PIBS=permanent interest bearing shares)」の発行である。近年、この手法による外部資金調達が広がりを見せている⁽⁶⁷⁾。

PIBSは、10%から13%程度の固定利払いのある償還できない債券であり、償還期日(満期)もない。債券保有者は発行者である住宅金融組合に買い取りを求めることもできない。債券保有者は債券を購入し払い込んだ持分出資金でその組合の自らの預金口座の入っている金額(元本)の引出しも認められない。したがって、債券保有者は譲受人(購入者)を見つけ出したときに限り現金化できるに過ぎない。ロンドン証券取引所で売買取引されている。利払いは年2回、永続的に行われる。債券の価格(市場価格)は市場金利に反比例するかたちで連動する。すなわち金利が高騰すれば、債券の価額は下がる、あるいは、その逆となる。

PIBSは、劣後(後配)出資持分債券(deferred shares)である。したがって、PIBS保有者は、住宅金融組合が破綻した場合などには、組合への他の投資家・債権者が補償された後に補償を受けられるに過ぎない。ま

(66) See, Tamara Burnell, "The Role of External Capital Providers to the Building Society Sector," 16 *Society Matter* (Summer, 2010) at 10, available at: http://www.bsa.org.uk/docs/publications/society_matters/sm_summer10.pdf

(67) Available at: <http://www.bsa.org.uk/faq/whatarepibs.htm>

た、PIBS 保有者には、金融サービス補償制度（FSCS=Financial Services Compensation Scheme）が適用にならない⁽⁶⁸⁾。投資家サイドからすると、いわば「ハイリスク、ハイリターン」の金融商品の一種といえる。

ちなみに、個人の PIBS 保有者は、当該 PIBS を発行する住宅金融組合の組合員として取り扱われ、持分出資組合員（shareholding members）や借入組合員（borrowing members）と同様に、組合員総会に出席し、その出資持分に関係なく各議案に対して 1 票（一組合員一票）を投じることができる。

（２）住宅金融組合の沿革と変容

イギリスで最初の住宅金融組合は、1774年にバーミンガムで設立された。当初の住宅金融組合は、すべての組合員が住宅を入手したならば、解散するという存続期限付き組合（temporary or terminating building societies）のかたちをとっていた。これが、次第に、当初の組合員が住宅を取得した後も、新たな組合員を募集し、事業を継続するかたち（ゴーイングコンサーン）の「永続的住宅金融組合（permanent building societies）」に変容していった。1930年代に入ってからである。

（a）住宅金融組合の経営環境の変容

住宅金融組合は、「住宅を持っておらず、取得資金も十分でない人たちに対して融資し、住宅を取得できるように皆で助け合っていく」という「互助・相互扶助（mutual）」が基本理念である。従来、住宅金融組合は、持分出資組合員への利払い率および住宅不動産担保貸付（ローン）利率に

(68) 共済組合が発行する払戻可能な出資持分（withdrawable shares）その他非譲渡性出資持分（non-transferable shares）は、2000年 FSMA 法にいう「規制対象投資（controlled investment）」にはあたらない。このため、目論見書規制などの適用が免除される。その一方で、「金融サービス補償制度（FSCS）」〔FSMA 第15編212条以下〕の下での保護を受けることもできない。Available at: <http://www.fscs.org.uk/>.

ついて他の金融機関よりも有利な利率を提供(与信)するという一方で、活動を続けてきた。すなわち、基本的には、株式会社のような外部株主への配当の極大化を心配することなく、組合員の預金にできるだけ高い利子を支払う一方で、借入組合員に対してもできるだけ低利の不動産担保融資をすることを理念に事業運営をする金融機関である。しかし、今日、銀行は、事業の効率化をすすめ、多様な金融商品を販売するとともに、住宅金融組合の持分出資預金利子よりも高い預金利子を提供することも可能になってきている。住宅金融組合の設立理念と金融界の現実との乖離がはっきりしてきている。これが、住宅金融組合の数を減らす一因にもなっている。

また、理論的に、住宅金融組合はその組合員が所有している。しかし、現実には、定時総会における組合員の投票権は制限され、かつ、組合員は理事者が仕上げた条件を鵜呑みにして投票せざるを得ないように年次報告書などの総会提出資料の内容がねじ曲げられることさえも出てきている。批判のあるところである。このように、住宅金融組合によっては、組合員よりも「理事が主役」のかたちに変貌し、組合員が隅に迫いやられ、理事に食いものにされている実態がないわけではない⁽⁶⁹⁾。もちろん、「エコロジー住宅金融組合(Ecology Building Society)」⁽⁷⁰⁾のように、相互組織の木

(69) 理論的には、住宅金融組合は、利益の極大化を考える必要がない金融機関のはずである。ところが、現実の経営においては利益向上指向を強めてきている。この背景には、理事が利益の一部をボーナス(賞与)として受け取ることができることもある。理論的には、理事がボーナス(賞与)を受け取るとは、組合員の持分出資への利払いの増額にもつながるものと解されている。こうした理解が、利益至上的経営を鼓舞するインセンティブともなっている。しかし、現実には、理事に対する巨額のボーナス(賞与)が支給され、必ずしも組合員への利払いの増額につながっていない場合も多い。組合員よりも理事への支払が優先されるような利益分配方針の決定過程の不透明さが指摘されている。理論的には、平理事(non-executive directors)は、組合員の利益を代表して、専務理事(executive directors)らによる組合経営を、独立した立場からモニターする役割を担っている。しかし、現実には、そうした役割はあまり期待できる環境にはない。むしろ、余分な報酬支払が必要となる理事がさらにいるという実情にある。

(70) Available at: <http://www.ecology.co.uk/>.

旨を尊重し、「組合員の利益が第一（members' interests first）」で運営されている団体もある。

いずれにしても、1980年代に入り、普通の銀行が住宅ローン市場に進出するなど、金融市場における競争が激しくなり、住宅金融組合は、普通の銀行と同様の業務を行うようになって行った。競争激化に対応するねらいから、住組法の定めに従い、合併（mergers）した住宅金融組合もある（1986年住組法93条～96条、93条、94条及び95条関係別表16）。合併には、2つ以上の組合が新たな組合を設立する新設合併（amalgamations）（1986年住組法93条）と他の組合へ事業を譲渡する吸収合併（transfer of engagements）がある（1986年住組法93条）。

また、全組合員の50%以上が投票し、そのうちの75パーセントの組合員が賛成すれば、共済組合である住宅金融組合を非相互組織化（demutualisations）し、株式有限責任会社（CLS）、公会社/株式有限責任公会社（PLC）あるいは特定目的会社（specially formed company）に転換（transfer of business to commercial company）し、普通銀行になることも可能である（1986年住組法97条～102条のD、法97条及び98条関係別表17）。この場合、組合員の出資持分権は、会社の株式権に転換される。実際にこの道をすすむ住宅金融組合も少なくない。さらに、一部の住宅金融組合は、公会社（PLC）に転換、証券市場に上場を果たした。また、巨大銀行に買収されたものもある。

（b）住宅金融組合に対する政府規制の経緯

住宅金融組合に対する固有の政府規制は、1874年住宅金融組合法（Building Societies Act 1874）の制定にはじまる。

住宅金融組合は、全盛期には、各地方団体に一つは設けられていた。しかし、すでにふれたように、銀行のような規模の大きい競合する金融機関の出現、さらには、そうした金融機関に対抗するための合併・買収（M&

A) を繰り返し、次第に数を減らしていった。

銀行や投資会社のような金融機関との事業の競合、生き残りの競争が激しくなるなか、一部の住宅金融組合は、一般の事業者への貸付や自己査定・高金利の抵当権付き住宅ローンをはじめめるなど、経験のない分野へ進出する住宅金融組合も出てきている。なかには、新分野へ進出したものの、金融危機や世界同時不況の影響をもろに受け、破綻する住宅金融組合も出てきた。

イギリス政府は、組合員や預金者保護の観点から、組合本来の業務である法定住宅不動産担保貸付(ローン)枠の引上げ(75%以上)(1986年住組法6条1項)や個人組合員からの持分出資のかたちでの法定資金調達枠の引上げ(50%超)(1986年住組法7条)、組合員の預金などを原資とした金融派生商品(derivatives)販売への規制を強めてきている⁽⁷¹⁾。さらに、住宅金融組合への最低持分出資金維持要件(minimum share capital requirements)(100万ポンド)を設けるなどで具体的に対応してきた⁽⁷²⁾。

(c) 住宅金融組合規制の現代化

住宅金融組合に対する政府規制は、1874年にはじまったが、時代的な要請に応えるために、その後も1894年、1939年、1960年と度々改正を重ねた。住宅金融組合の力量を最大限に発揮できるようにするための政

(71) 例えば、1986年住組法は、原則として住宅金融組合またはその子団体に、証券取引、先物取引、外貨取引などを行うことを禁止する(9条のA)。

(72) 組合員の持分出資金(shares)が、「資本(capital)」に仕分けされるのか、あるいは「負債(liabilities)」に仕分けされるのかは争いのあるところである。持分出資金は、一般的な事業資金として機能し、かつ、負債に対する担保として機能していると考えれば、「資本」とみることが可能である。しかし、一方で、持分出資金は組合員が払戻請求できる性質のものである(withdrawable share capital)との考えに沿うとすれば、「負債」とみることが可能である。イギリス金融サービス庁(FSA)の統計においては、住宅金融組合の「資本(capital)」とは、資本準備金(capital reserves)を指し、持分出資金や個人の預金などは「調達資金(funding)」と表示している。

府規制の見直しで、もっとも至近かつ重要なものは、1986年住宅金融組合法（Building Societies Act 1986）の制定および、次のようなその後の一連の立法である⁽⁷³⁾。

〔図表Ⅲ－15〕住宅金融組合法規制現代化のための立法一覧と特質

<p>1986年住宅金融組合法（Building Societies Act 1986）〔1986年法〕（87年1月1日施行）</p> <p>①住宅金融組合を規制する機関「住宅金融組合コミッション（BSC=Building Societies Commission）」の導入〔ただし、その後、BSCへ規制権限は、2000年の金融サービス庁（FSA）の創設に伴い、FSAへ移譲され、BSCは解散した。〕</p> <p>②住宅金融組合を、法人または法人とみなすこと。</p>
<p>1997年住宅金融組合法（Building Societies Act 1997）〔1997年法〕（97年5月9日施行）</p> <p>①住宅金融組合理事会の組合員に対する説明責任の強化</p> <p>②住宅金融組合の公会社（PLC=public limited company）への法人組織転換に関する法制の整備</p>
<p>2000年金融サービス・市場法（FSMA=Financial Services and Markets Act 2000）〔2000年法〕（2001年12月1日施行）</p> <p>①住宅金融組合コミッション（BSC）の規制権限の新設された金融サービス庁（FSA=Financial Service Authority）への移譲</p> <p>②BSCの規則制定権限の財務省（Treasury）への移譲</p>
<p>2003年1986年住宅金融組合法（電子通信）令〔Building Societies Act 1986（Electronic Communications）Order 2003〕（2003年3月20日施行）</p> <p>住宅金融組合が、附属定款記載事項〔定時総会、会計および監査報告など〕の伝達に電子通信手段を使用するのを認めること</p>
<p>2007年住宅金融組合（資金調達）及び共済団体（譲渡）法〔Building Societies（Funding）and Mutual Societies（Transfers）Act 2007〕〔2007年法、または「バターフィル法（Butterfill Act）」*〕</p>

(73) ちなみに、ブレア政権（当時）の「社会的企業」育成のための一連の法改正では、この住宅金融組合法規現代化策が一つのモデルとされた。

①共済団体〔例えば、住宅金融組合、共済団体 (friendly society)、勤労者共済組合 (IPS=industrial and provident society)〕が、他の共済団体の子団体となる場合に、事業譲渡を容易にすることをねらいとした法律

②住宅金融組合がその事業資金の最大75%までを金融市場から借入が可能のように、また、組合が破産した場合に組合員優先を止めその持分払戻請求権を一般の債権者と同列に扱うことができるように、財務省に対して住宅金融組合法令を改正できる権限を付与すること。〔ちなみに、この議員立法は成立しなかった。〕

2009年銀行法 (Banking Act 2009) (2009年2月12日成立)

①金融危機、預金者の保護および金融システム安定化に向けて、イングランド銀行、金融サービス庁および財務省の三者が協調体制を構築すること

②破綻している銀行や住宅金融組合に対応するための特別破綻処理制度 (SRR=Special Resolution Regime) を導入すること⁽⁷⁴⁾

* 議員立法 (private members' bill)

これら一連の法改正は、端的に言えば、組合の資金調達および貸付要件の明定化に加え、今日の「見える化」社会の要請に応えた経営内容の公開や、効率的な経営刷新のための株式有限責任公会社 (PLC=public limited company by shares) への法人組織転換法制の整備、住宅金融組合を含む金融機関に対する政府規制制度の一元化などがねらいである。

(d) カーベットバグー

すでにふれたように、1980年代に入って、他の金融機関との生き残り競争が激しくなるなか、住宅金融組合の経営環境は大きく変化した。政府は、住宅金融組合を他類型の法人 (PLC/ 株式有限責任公会社) へ転換を促す政策も実施した。組合員の75%の賛成があれば、住宅金融組合が株式会社へ組織転換できるように法改正を行った⁽⁷⁵⁾。

こうした法人組織転換 (demutualisations、conversion) の動きに呼応

(74) なお、SRRに関する財務省の公開諮問 (public consultation) Available at: http://www.fsa.gov.uk/pubs/cp/joint_doc_stability.pdf.

するかたちで、住宅金融組合に最低額の持分出資預金口座を開設し、組合員となり投票権を得て、組合総会での法人組織転換を発議し、棚ぼた的に新会社の株式の配賦を受けようとする投機家が出現した。こうした人たちは「カーペットバッガー (carpetbaggers)」と呼ばれる⁽⁷⁶⁾。

典型的な手口は、次のようである。まず、①ターゲットとした住宅金融組合に投機家集団⁽⁷⁷⁾が100ポンド程度の持分出資をし預金口座を開設し、組合員になる。②そして、組合員総会で会社組織への転換 (conversion)

(75) 1989年7月に、当時住宅金融組合業界の16%を占める伝統ある「アビーナショナル住宅金融組合 (Abbey National Building Society)」は、非相互組織化を実施し、株式有限責任会社 [普通銀行/Abbey National plc] に転換したうえでロンドン証券取引所へ上場した。上場当時の株価は1株当たり1.3ポンドであった。その後、2000年に14ポンドまで上昇したのを最後に、株価は下がり続けた。その原因は、転換後、ホールセール分野へ積極経営に乗り出したものの、うまく軌道に乗らず膨大な赤字を抱えるにいたったためである。その後、経営をリテール分野へ回帰させたが、業績回復は思わしくなかった。その当時イギリス第6位の銀行になっていたアビーナショナルは、95%の株主の賛成を得て、2004年7月26日に、スペイン最大の銀行「サンタンデル・セントラル・ヒスパノ (BSCII=Banco Santandor Central Hispano)」の買収提案 (takeover bid) を受け容れた。裁判所の正式承認を得て、2004年11月4日に、サンタンデル・グループの傘下に入った。アビーナショナルのケースは、住宅金融組合業界の実情を知るうえで生きた教材の一つといえる。See, BBC News, "abbey agrees to Spanish takeover" (Monday, 26 July, 2004). Available at: <http://news.bbc.co.uk/2/hi/business/3925489.stm>

(76) カーペットバッガー (Carpetbagger) という言葉は、本来、アメリカ合衆国の南北戦争 (Civil war) 後の国の再建時代 (1865年～1877年) に、南部に移住した北部の人たちを指す。自分の持ち物一切をカーペットバッグ (カーペットの生地で作った旅行カバン) に詰め込んで敗北した南部に赴き、搾取や略取を考えていた人たちを指して使われた。何のつながりもない地域で行き政治的な地位を求める、あるいは、買収した企業に乗り込んで棚ぼた利益を得ようとするアウトサイダーを言い回すときに使われる。イギリスにおいて、この言葉は、住宅金融組合を非相互組織化し、株式会社に転換・上場する、あるいは既存の株式会社に事業譲渡し、当該会社から配賦・取得した株式を譲渡して棚ぼた利益をあさる投機家集団を蔑視する意味で使われる。

(77) 投機家集団によっては、例えば Members for Conversion group のように、1万人の会員を要するグループもある。See, News, "Return of the carpetbaggers," Telegraph (10 January, 2001) available at: <http://www.telegraph.co.uk/finance/personalfinancce/4477578/Return-of-the-carpetbaggers.html>. Also, <http://www.tes.co.uk/article.aspx?storycode=42782>.

を發議する。③轉換提案通過後に、組合権に応じた新会社の持分株式を受け取る。④配賦を受けた株式を譲渡して利益を手にする。ちなみに、こうした棚ぼた利益を手にするには、住宅金融組合の公会社(PLC)への営業譲渡(transfer of business)の手法も活用された⁽⁷⁸⁾。

住宅金融組合は、過去の組合員の協力を得た永年の事業活動を通じて巨額の資産を蓄積しているところも少なくない。新規に組合に加入し、非相互組織化(組織轉換)という手法を用いて、こうした過去の組合員が残した資産を現金化し棚ぼた利益を求めて住宅金融組合を食いつぶす新参者のカーペットバッガーの動きに、堅実な経営を行ってきた住宅金融組合のなかには大きな不利益を被るところも出てきた。また、こうした轉換実務に対しては組合員からの異論も少なくない⁽⁷⁹⁾。住宅金融組合の数が年々減少

(78) See, News, "Investors cash in on demutualisation fever," *The Lawyer* (4 September, 1996). Available at: <http://www.thelawyer.com/investors-cash-in-on-demutualisation-fever/85150.article>.

(79) ノーザンロック住宅金融組合(Northern Rock)は、1997年に、非相互組織化し、普通銀行(Northern Rock plc)に轉換し、株式を上場する道を選んだ。その際、組合の資産は利益を受ける現在(当時)の組合員だけでなく過去の組合員によって形成されたので、非協同組合化は、組合創設以来有する相互組織の精神に抵触するのではないかとの理由から、現在(当時)の組合員による棚ぼた利益の吸収(asset-stripping)に対する異論も強かった。ノーザンロックはこのような懸念に対し、保証有限責任会社(CLG)形態の登録チャリティである「ノーザンロック基金(NRF=Northern Rock Foundation)」を設立し、NRFに対し、初年度にノーザンロック銀行発行済み株式の15%を、さらにノーザンロック銀行の年間利益の5%を継続的に寄附することを約束した「公益寄附約款(deeds of covenant)」を結ぶことで、組合員からの懸念に応える途を選んだ。2007年9月、ノーザンロック銀行は、市場からの資金調達比率が高かったことも裏目に出て、同時にサブプライムローン問題を契機とする世界的な金融危機に連座し、資金繰りが悪化した。ノーザンロック銀行は、中央銀行であるイングランド銀行に支援を求めたことから信用不安が広がり、預金払戻などを求める客が銀行店頭やインターネット口座に殺到した。数日で預金残高の8%にあたる20億ポンド(2007年9月当時の為替レートで約4600億円)が引き出された。財務省や金融サービス庁(FSA)は「預金の安全性を保障する」旨の声明を出し沈静化を図った。次いで2008年2月に、イギリス政府は一時国有化を行うことを決めた。その後、新旧分離を行い2009年12月31日にノーザンロック資産管理会社(Northern Rock (Asset Management) plc)となり、翌日銀行業務を新たに設立されたノーザンロック銀行(Northern Rock plc)に事業譲渡した。

して行くなか、生き残った住宅金融組合は、カーペットバッカー対策のため、組合の基本定款や附属定款を変更していった。多くの場合、定款を改正して新たに加入した組合員は、法人組織転換（非住宅金融組合化）が行われても、加入から数年間は、保有する組合権を新会社の株式との交換のかたちでは分配を受けられないこととする、といった対応策がとられた。また、定款を改正して、組合員資格が得られる持分出資預金口座開設の際の最低貯蓄額（最低基準残高）を100ポンド以上から2,000ポンドに引き上げるような対応策をとる住宅金融組合も出てきた。

（３）1986年住宅金融組合法の骨子

1986年住宅金融組合法（Building Societies Act 1986）【1986年住組法】は、その後改正され、現在、12の章、95条からなる。その構成は、次のとおりである。

〔図表Ⅲ－16〕1986年住宅金融組合法の骨子

- | |
|---|
| 第1章 [金融サービス庁の権限] |
| 第2章 [住宅金融組合の根本原則] |
| 第3章 [前払貸金、貸付金その他の資産] |
| 第5章 [金融サービス庁の管理権限] |
| 第7章 [当局の規制権限] |
| 第8章 [住宅金融組合の経営管理] |
| 第9章 [会計及び監査] |
| 第10章 [紛争処理] |
| 第11章 [解散、清算、合併、事業譲渡] |
| 第12章 [各種金融サービスに係る雑則及び補則並びに送達] ⁽⁸⁰⁾ |

旧ノーザンロック銀行は、2007年の破綻に伴う NRF に対する寄附の停止をするまで、NRF に対し総計で約1億9千万ポンドの寄附金を支出した。See, "Northern Rock squeezes out 2m charity boost," BBC News (28, January, 1998). Available at: <http://news.bbc.co.uk/1/hi/business/51281.stm>. HM Treasury, "Treasury confirms 1 January restructuring of Northern Rock," (8, December, 2009). Available at: http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.hm-treasury.gov.uk/press_116_09.htm.

(a) 金融サービス庁の規制権限

すでにふれたように、金融サービス庁(FSA=Financial Services Authority)は、2000年金融サービス・市場法【FSMA】に基づいて創設されたイギリスにおける包括的・一元的な金融規制機関である。同法は、その第1章でFSAの職務と規制権限について定める。従来、住宅金融組合の規制に関しては、住宅金融組合コミッション(BSC)が行っていた。しかし、FSAの発足に伴い、BSCの規制権限は、FSAへ移譲された。

1986年住組法は、住宅金融組合に関するFSAの規制権限について、次のように定める(1986年住組法1条a項～c項)。

【図表Ⅲ-17】住宅金融組合に対するFSAの規制権限行使の趣旨

- ・住宅金融組合が、その組合員から相当の資金提供を受け、かつ、住宅資産に担保を付して貸付をすることを目的または主たる目的としているかどうかを監督すること
- ・1986年住宅金融組合法【1986年住組法】に基づいてまたは同法に定める住宅金融組合に対する規制を実施すること、ならびに、
- ・住宅金融組合に関する事項について財務省その他の省に勧告および答申をすること

(b) 住宅金融組合の目的

1986年住組法は、住宅金融組合の目的について定義する。すなわち「その目的またはその主たる目的は、その組合員から相当の資金提供を受け、かつ、住宅不動産に担保を付して貸付(ローン)をすること」と定める(1986年住組法5条1項)。したがって、一般の金融機関とは異なり、住宅金融組合が“ハイリスク、ハイリターン”な金融商品の販売などを経営の中核に据える場合には金融サービス庁(FSA)による規制の対象となる。

(80) ちなみに、第4章[投資家の保護]は金融サービス庁に権限移譲により廃止され、短い別表のみが存続している。第6章は1997年法により大幅に改正・廃止された。

住宅金融組合（またはそのグループ組合）は、原則として、その運営資金の50%超を個人組合員の出資による持分保有のかたちによって調達しなければならない（1986年住組法7条）。すなわち、組合員が持分出資を引受け住宅金融組合に払い込んだ金額のみがその組合員の口座の預金（deposit）、すなわち「持分出資預金」として取り扱われる。言い換えると、一定のリテール金融サービスを除き（1986年住組法8条2項c号）、住宅金融会社の組合員は、原則として持分出資引受けが伴わない預金は認められない（1986年住組法8条1項a号）。「持分出資預金」は、住宅金融組合の事業運営に使われる資本等を構成することから、銀行の預金とは異なり自由に引き出すことはできない。

個人が住宅金融組合に開設できる預金口座（deposit accounts）の種類は、定期預金や通知預金、当座預金などに限定される（1986年住組法8条2項c号）。また、原則として法人が住宅金融組合の持分出資者となることは禁止される。ただし、法人が、住宅金融組合に法令が認める種類の預金口座を開設することや、持分出資ではないかたちで組合に対し融資（貸付）をすることについては、その限りではない（1986年住組法8条1項）。

1997年住組法は、住宅金融組合が基本定款（memorandum）に定めを置き、その範囲内で組合が事業を営む権限を認めている（1986年住組法5条5項）。もっとも、住宅金融組合の顧客のほとんどは、その組合員である。したがって、法的に住宅金融組合が多様な事業をも営むことが認められるとしても、現実には組合員向けのリテール金融サービス（貸付、小切手の換金等）を中心とせざるを得ず、おのずからその範囲は限られてくる。

また、住宅金融組合の定款の定めその他法令に違反する行為（不作為を含む。以下同じ）があると思われる場合に、金融サービス庁（FSA）は、2000年金融サービス・市場法【FSMA】36条および37条に基づいて規制権

限を行使できる(1986年住組法5条4項のA第a号)。ただし、法令違反等があったとしても、無過失の顧客との取引自体は有効とされる(1986年住組法5条4項のA第b号)。

(c) 住宅金融組合の設立および定款

住宅金融組合は、準則主義に基づいて設立が認められる。すなわち、所管の金融サービス庁(FSA)に対して、基本定款(memorandum)や附属定款(rules)⁽⁸¹⁾など必要な書類を添えて登録申請をし、登録(registration)された日に法人となる(1986年住組法5条2項)。登録された法人は「住宅金融組合(building society)」として取り扱われる(1986年法住組5条3項)。

①設立登録手続

1986年住組法によると、新規の住宅金融組合の設立には、10人以上の発起人が必要である(1986年住組法別表2第1条)。手続としては、発起人会を開き、(i)組合の目的または主たる目的および本法に準拠した基本定款に盛り込まれた権限、ならびに(ii)本法に準拠した附属定款に対する同意を得、かつ、(iii)各発起人が自署した基本定款および附属定款の副本をFSAに提出することになる(1986年住組法別表2第1条1項a号～c号)。

FSAは、(i)当該基本定款および(ii)当該附属定款が1986年住組法に準拠しており、かつ、組合の名称が望ましくないものではないと判断する場合には、当該組合を登録し、かつ、法人設立証書(certificate of incorporation)を発行する(1986年住組法別表2第1条2項a号～c号)。

(81) 有限責任会社(limited company)の場合の基本定款(memorandum)、付属定款(articles)に相当する。

②基本定款

住宅金融組合は、その定款（memorandum）および附属定款（rules）（1986年住組法別表2第3条）を、1986年法5条8項関係別表2の規定に準拠して定めるように求められる。

基本定款には、まず、当該組合は、組合員から相当の持分出資を受け、かつ、住宅不動産に担保を付して貸付をすることを目的ないし主たる目的とすることを明記しなければならない（1986年住組法別表2第2条1項）。また、(i) 組合の名称および主たる事務所、(ii) 他の目的がある場合にはその目的、および (iii) 組合の権限、を記載しなければならない（1986年住組法別表2第2条2項a号～c号）。次に、基本定款は、(i) 組合員および役員（officers）、(ii) 組合員に代わって、もしくは附属定款に基づいて権利請求をするものにも適用ある（1986年住組法別表2第2条4項）。

③附属定款

住宅金融組合の附属定款（rules）には、持分権の種類、理事、総会、表決などについての定めが置かれる（1986年住組法別表2第3条1項・4項）。

〔図表Ⅲ－18〕 附属定款記載事項

1. 組合の名称および主たる事務所の住所
2. 資金調達の方法
3. 持分出資の発行条件を決定する方法および持分出資者が保有する持分出資の条件を変更する場合の通知方法
4. 優先持分出資債券もしくは劣後持分出資債券を発行するかどうか、また、発行する場合には、その条件

5. 貸付（ローン）およびローンを返還する場合の方法、ならびに、借入組合員が貸付期間終了前に借入額を返還する場合の条件
6. 損失計上および確認する方法
7. 組合員資格の消滅
8. 監査役への報酬支払方法
9. 理事に関して <ul style="list-style-type: none"> (a) 理事の選任方法および理事の互選に可否 (b) ある者が理事になるもしくは理事を続ける場合にその組合の持分の保有に関して充足しなければならない条件 (c) 理事に対する報酬および、定時組合員総会の決議によりその報酬額を決定することになっていない場合には、支払うべき最高報酬額 (d) 理事としての職位にあった者に対して年金支払の条件および当該年金の支払条件の決定方法
10. 理事会の権限および義務
11. 組合に帰属する抵当証書その他の証券の保管
12. 組合印の印章、保管および使用
13. 組合員総会の招集および開催、とりわけ、 <ul style="list-style-type: none"> (a) 総会の招集を求める組合員の権利 (b) 総会で発議をする組合員の権利 (c) 総会で発議をすることができる旨を組合員に通知する方法 (d) 総会で遵守すべき手続 (e) 総会の収集通知方法および送達方法 (f) 組合員の表決権、表決を求める権利および表決方法
14. 組合の強制解散または任意解散の場合に、債権者への支払後に残余資産の分配に参加する組合員の権利

④その他

住宅金融組合は、特別決議により、その目的、権限または附属定款を変更することができる（1986年住組法別表2第4条1項）。特別決議によらない場合には、その変更は無効である（1986年住組法別表2第4条6項）。

(d) 組合員の権利

住宅金融組合の附属定款 (rules) は、持分出資組合員もしくは借入組合員または双方の資格を有する組合員でないものは、当該組合の構成員になることはできない旨を定めなければならない(1986年住組法5条・93条・94条・97条関係別表2第5条1項)。1986年法において、「借入組合員 (borrowing member)」とは、不動産のすべてにもしくは不動産の相当部分に担保を付して住宅金融組合から借入をしている個人をさす。一方、「持分出資組合員 (shareholding member)」とは、住宅金融組合に持分出資預金を有するものを指す(1986年住組法5条・93条・94条・97条関係別表2第5条2項)。未成年者(18歳未満の者)は、附属定款に別段の定めがない限り、組合員になることができず、動議を提案し組合の職位に就くもしくは表決に加わるまたは特別総会の請求に加わることもできない(1986年住組法5条・93条・94条・97条関係別表2第5条3項)。

① 定時総会に関する権利

組合員は、定時総会 (AGM=annual general meeting) の開催通知を受け、総会に参加し、かつ、表決に加わる権利を有する。定時総会 (AGM) は、事業年度終了から4ヵ月以内に開催されなければならない(1986年住組法5条・93条・94条・97条関係別表2第20条1項)。一般に、住宅金融組合の事業年度は毎年12月に終了する。したがって、定時総会は、通例、翌年の4月までに開催される。

理事は、財務省規則に定めるところに従い、年次報告書 (annual accounts) [1986年住組法72条]、年次事業報告書 (annual business statement) [1986年住組法74条]、理事報告書 (director's report) [1986年住組法75条] および財務諸表要旨 (summary financial statement) [1986年住組法76条] を作成し、定時総会に提出するように求められる(1986年住組法81条)。これらの報告書等については、監査人がレビュー

を実施し監査報告書を作成し、かつ、それを定時総会に提出しなければならない(1986年住組法78条1項)。監査人は、組合に対して必要な資料開示を求める権限を有し、かつ、組合役員に対して必要な質問をする権限を有する(1986年住組法78条3項・6項)。また、監査人は、理事会が作成した報告書に同意できないときには、留保意見を付すことができる(1986年住組法78条2項)。さらに、監査人は、自らの職務に必要な定時総会への出席通知を受け、その他の理事会に出席し事情を聴取する権限を有する(1986年住組法78条7項)。

定時総会は、監査人から法定報告書の提出を受け、これら報告書について審議する。また、ほとんどの住宅金融組合では、今日、定時総会で、理事報酬報告書(理事に報酬および報酬の決定方法など)の関する表決も行っている。もっとも、この表決は、法定要件ではない。

住宅金融組合の定款または附属定款の改正は、定時総会で審議される。また、定時総会において、組合員は、理事会へ質問をし、かつ、住宅金融組合の事業について回答を得る権利を有する。

定時総会に先立ち、組合員は、総会で審議しかつ決議に付す議題を提案する権利を有する。組合員は、決議に付す提案をするには、附属定款に定める要件を充足しなければならない。また、決議が総会を通過するには、他の組合員の支持を得なければならない。来るべき定時総会で議題を審議するには、その事業年度終了までにその議題を組合に提出しなければならない。ただし、理事会は、その提案が意味のないものまたは取り上げるに値しないものであるときには、その議題を取り上げないことができる。

住宅金融組合は、必要に応じて、特別の議題を審議するために、特別総会(SGM=special general meeting)を開催することができる(1986年住組法5条・93条・94条・97条関係別表2第20条のA)。例えば、他の住宅金融組合と合併する提案をする場合、または、住宅金融組合を会社へ事業譲渡する場合には、特別総会の決議に付すことができる。特別総会の招集

は、理事会に対して求める。通例、2年以上にわたり組合員資格を有する500人以上(ただし附属定款にそれ以下の人数を記載している場合にはその数による。)の組合員の同意を要する(同別表2第20条のA第2項及び5項)。また、住宅金融組合によっては、特別総会の招集請求者には一定の手数料支払(ただし25ポンドを超えてはならない。)を求めることができる(同別表2第20条のA第7項)。

住宅金融組合は、総会での議決においては「一人一票制〔一組合員一議決権〕(one member, one vote)」が原則である。投票資格は、100ポンド以上の抵当権付きローンまたは100ポンド以上の貯蓄預金があること(この点については任意に高い金額を定めることができる。)、18歳以上であることおよびその事業年度の終了から定時総会の日まで組合員であることなどが条件である(1986年住組法5条・93条・94条・97条関係別表2第5条3項b号)。したがって、各組合員の借入金額または持分出資預金額の多少にかかわりがない。すなわち、借入組合員か持分出資預金組合者かを問わず、各組合員は平等である。

組合員は、総会に出席できない場合には、委任状を書いて他人に出席を依頼できる(1986年住組法5条・93条・94条・97条関係別表2第24条1項)。この場合、出席する者は、組合員資格を有する者である必要がない。

②組合員が求めることのできる情報

住宅金融組合の組合員は、理事が作成した次のような情報(1986年住組法72条~78条)を求める権利を有する。

〔図表Ⅲ-19〕 組合員が請求できる情報

- ・住宅金融組合の基本定款と附属定款の副本を入手する権利（ただし、請求がある場合）
- ・理事が作成した住宅金融組合の年次の会計書類（annual accounts）の副本（定時総会開催までに組合員へ送達または組合員が持分出資預金口座を開設したとき）
- ・年次事業報告書（annual business statement）の副本（ただし、請求がある場合）
- ・年次の会計書類（annual accounts）〔1986年住組法72条〕、年次事業報告書（annual business statement）〔1986年住組法74条〕および理事報告書（director's report）〔1986年住組法75条〕に関する監査人報告書（auditors' report）（ただし、請求がある場合）
- ・定時総会の開催通知

住宅金融組合から不動産担保貸出を受けている人（ただし、100ポンド未満の人を除く。）あるいは住宅金融組合の持分出資預金口座（share savings account）を持っている人（ただし、100ポンド未満の人を除く。）は、組合員となる資格を有している（1986年住組法5条・93条・94条・97条関係別表2第5条）。したがって、前記の情報を入手する権利を有している。一方、持分出資預金口座以外の定期預金口座や通知預金口座などを有している人などは、組合員になる資格がない。

③協同住宅不動産担保借入者と共同持分出資預金口座保有者

共同名義で住宅不動産担保融資（ローン）を受ける、あるいは共同名義で持分出資預金口座を開設している場合も少なくない（1986年住組法5条・93条・94条・97条関係別表2第7条及び8条）。こうした場合、名義が最初に記載された者が組合員としての権利を有しかつその権利を行使することができる（同別表2第7条2項及び8条2項）。その次に記載された人は、とりわけ、情報を受け取る権利を有する（同別表2第7条3項及び8条3項）。したがって、共同で、住宅不動産担保融資を受ける場合あ

るいは持分出資預金口座を開設する場合には、名義の記載順序に十分注意を払う必要がある。

（e）理事の職務と選任手続

住宅金融組合は2人以上の理事を置かなければならない（1986年住組法58条1項）。理事は、定時総会において、組合員によって選任される（1986年住組法60条1項）。通例、住宅金融組合は、理事会（board of directors）に7人から15人の理事（directors）を選任する。すべての理事は、その住宅金融組合の持分出資組合員（sharcholding member）でなければならない。理事のうちから1人の理事会の長（chairman of the board of directors）を選出しなければならない（1986年住組法58条2項）。

理事は、専務理事か平理事かを問わず、定時総会で、通例、3年間の任期で選任される。再選は妨げない。理事の選任については、住宅金融組合によっては、選任委員会（nomination committee）の推挙に基づき理事会が候補者を推薦し、組合員が投票によって選任するかたちをとるところもある。また、組合員も、理事の候補者を推薦する権利がある。あるいは、自分自身が選挙にたつことができる。また、定時総会では、理事（directors）に加え、1人以上の監査人（auditor or auditors）を選任する（1986年住組法77条）。監査人の選任・任期、資格について詳しくは1986年住組法別表11による。また、監査人は、組合員および金融サービス庁（FSA）に対して必要な報告をする義務を負う。

専務理事（executive directors）は、住宅金融組合の専任でその職務を遂行する。また、上級管理者（senior managers）の選任を行うとともに、日常の事業経営にあたる。平理事（non-executive directors）は、事業戦略を承認し、かつ、事業遂行を精査し、さらには、代表理事（chief executive）を任命する。理事の過半数は平理事でなければならない。住宅金融組合は、事務役（secretary）を置かなければならない（1986年住組

法59条2項)。代表理事は事務役の職務を兼ねることができる(1986年住組法59条3項)。事務役は、代表理事と同様に理事会で任命される(1986年住組法59条4項)。理事は、法令や定款を遵守し、経営の手腕を求められる。したがって、誰でもその職務に就けるとは限らない。また、理事は、監督庁である金融サービス庁(FSA)で承認(approved person)を受け、SFAが設定した規制を遵守するように求められる。

理事会は住宅金融組合の経営上の決定を行う。利率の決定や組合全般の事業戦略はもちろんのこと、提供する金融サービスや販売する金融商品などの開発を行う。

(f) 組合員の責任

住宅金融組合の持分出資組合員の責任は、その組合員が出資した金額に限定される(1986年住組法5条・93条・94条・97条関係別表第2第6条1項)。一方、借入組合員の責任は、担保付きの借入金について抵当権その他担保財産の範囲で支払うことができる金額に限定される(1986年住組法5条・93条・94条・97条関係別表第2第6条2項)。

(4) 住宅金融組合業界団体

イングランドとウエールズにおける住宅金融組合の大きな業界団体は二つある。一つは、「住宅金融組合協会(BAS=Building Societies Association)」である⁽⁸²⁾。そして、もう一つは、「住宅金融組合員協会(BSMS=Building Societies Members Association)」である⁽⁸³⁾。

BASは、住宅金融組合を経営の視点から、業界の意見を公表し、かつ、政府規制に業界の声を反映させることを目的とする団体である。また、BSAは、住宅金融組合業界の現状を、統計、法制などを駆使して、広報

(82) Available at: <http://www.bsa.org.uk/>.

(83) Available at: <http://www.building-societies-members.org.uk/>

に努めている。住宅金融組合業界の規模縮小に伴い、2011年2月現在、48会員を擁する⁽⁸⁴⁾。

一方、BSMSは、住宅金融組合は、共済団体（mutual societies）の一つである点に着眼し、その本旨にそった事業に立ち返るべきであるとの視点から、組合員の利益を守るための活動をしている団体である。したがって、「住宅を持っておらず、取得資金も十分でない人たちに対して資金を提供し、住宅を取得できるように皆で協力する」という住宅金融組合の本旨を重視する団体である。

4 信用組合

イギリスの信用組合（クレジットユニオン／credit unions）は、組合員が出資し、組合員が所有・経営する金融協同組合（financial co-operative）である⁽⁸⁵⁾。消費者金融に特化した組合であり、住宅金融に特化した住宅金融組合（building society）とともに、イギリスの共済組合の伝統に根ざした相互組織の一つである。イギリスの信用組合は、19世紀後半にドイツで盛んに設立された信用協同組合（kreditgenossenschaft）⁽⁸⁶⁾がモデルとされる。イギリスでは、1970年代後半に最初の信用組合が設立された。

信用組合は、金融排除（financial exclusion）問題が深刻な地域において、低所得者を対象に持分出資預金、ローン（貸付）、小切手の換金などの業務を行っている金融機関である。また、一般に、信用組合の多くは、その理事（directors）などの役員を含め事務運営を無給のボランティアに大きく依存している。近年、信用組合は、新設や合併、解散や破綻等による動きが激しく、金融サービス庁（FSA=Financial Service Authority）が

(84) Available at: <http://www.bsa.org.uk/>

(85) イギリスの信用組合に関する邦文の研究して、重頭ユカリ「イギリスのクレジット・ユニオン」農林金融2003年3月号参照。

(86) ドイツの信用協同組合について邦文の文献として、田淵進「ドイツ信用協同組合グループの構造変化」大阪経大論集60巻5号139頁以下（2010年1月）参照。

所管する数は500程度である。

現在、1979年信用組合法 (Credit Unions Act 1979) 【1979年信組法】、1965年勤労者共済組合法 (Industrial and Provident Society Act 1965) [および後年の改正法を含む。] 【1965年IPS法 / 現1965年協同組合・ベンコム法】、2000年金融サービス・市場法 (FSMA=Financial Services and Market Act 2000) 【FSMA】、2003年規制改革 (信用組合) 令 [Regulatory Reform (Credit Union) Order 2003]、2006年法・規則改正法 (Legislative and Regulatory Reform Act 2006) 【2006年法規改正法】、2010年法・規則改正 (勤労者共済組合及び信用組合) 令 [LRO=Legislative and Regulatory Reform (Industrial and Provident Societies and Credit Unions) Order 2010] 【2010年法規改正令 (LRO)】⁽⁸⁷⁾などに準拠して運営・監督規制が行われている⁽⁸⁸⁾。

今日、信用組合は、大きな転機を迎えている。その契機となつてのが、2000年6月金融サービス・市場法【FSMA】の制定である。同法は、2001年12月に施行、2002年7月から信用組合へ適用された。これを受け、信用組合の規制・監督権限が、これまでの共済団体登録官事務局 (Office of the Registry of Friendly Societies) から、金融サービス庁 (FSA) に移管され、一般の金融機関と同様の規制・監督を受けることになった⁽⁸⁹⁾。

(87) なお、2010年5月の政権交代に伴う政令 (orders) や規則 (regulations) の議会で承認手続の遅延が原因で、いまだ2010年法・規則改正 (勤労者共済組合及び信用組合) 令 【2010年法規改正令 (LRO)】は施行されていない。

(88) Available at: http://www.opsi.gov.uk/RevisedStatutes/Acts/ukpga/1979/cukpga_19790034_en_1 ちなみに、わが国の中小企業等協同組合法および協同組合による金融事業に関する法律に準拠して設立・運営されている信用組合に相応するとみてよい。わが国の「信用組合」は、組合員の出資による協同組織である「信用協同組合」が正式名称である。わが国には、信用組合のほか、地域における協同組織の金融機関として、信用金庫法に基づいて設立・運営される信用金庫がある。信用組合および信用金庫は、協同組織の金融機関としての事業原資 (基本財産) を「持分出資」に求めている。株式会社形態の銀行が事業原資を「株式資本」に求めているのは対照的である。

(89) 従来は、銀行、証券、保険等の三分野に分かれて政府規制が実施されていたが、金融サービス市場法の施行により、これら三分野をFSAが一元的に規制・監督することになった。信用組合 (クレジットユニオン) も、2002年7月から、FSAが所管している。

また、一般の金融機関と同様に、信用組合にも、金融サービス補償制度（FSCS=Financial Services Compensation Scheme）が適用されることになった⁽⁹⁰⁾

(1) イギリスの信用組合制度の概要

1979年信用組合法に定める信用組合の組合員となる法定要件は、同一の職業あるいは同じ地域に居住しているなど共通の関係〔コモンボンド（common bond）〕で連帯感を漂々していることが特色である。「コモンボンド」は「共通の結び付き」「紐帯（ちゆうたい／血縁・地縁・利害関係など、社会をかたちづくる結びつき）」とも邦訳されている⁽⁹¹⁾。各組合員は「コモンボンド」として、最低1ポンドの出資をするように求められる。信用組合は、最低21人の組合員を要しなければならない（1979年信組法6条1項）。

信用組合の目的は、後に詳しく紹介するが、端的にいえば、①組合員が定期的に持分出資をすることを奨励すること、②組合員の公正かつ相当な利率で貸付をすること、および③必要に応じてその組合員に対して金銭管理等についての研修・支援を行うことである（1979年信組法1条3項a号～d号）。

(a) 信用組合の「持分出資預金」の特質

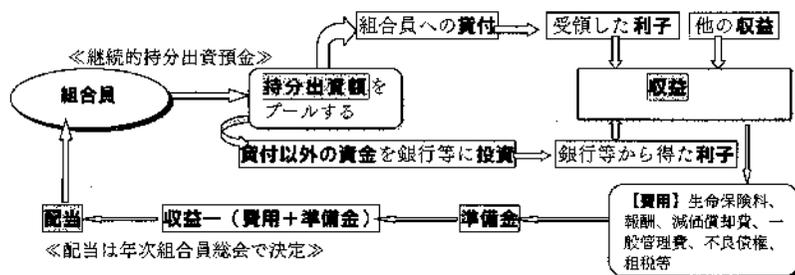
イギリスの信用組合制度の特質としては、「持分出資預金」制度をあげることができる。信用組合は、原則として組合員以外はもちろんのこと組合員からも預金（deposits）の受入れは認められていない（1979年信組

(90) 2002年7月に信用組合にFSCSが適用されて以降、2009年までに42の組合が債務超過に陥っている。See, FSA, Review of the Credit Unions Sourcebook (CRED) (November 2009) at 3, note3. http://www.fsa.gov.uk/pubs/cp/cp09_27.pdf

(91) 長谷川勉「日本におけるクレジット・ユニオンの理論と動向」生活協同組合研究 2001年2月号参照。

法8条1項)。例外的に18歳以下(ただし組合規約で16歳から組合員になれる資格を認めている場合には16歳以下。)の者からの一定金額までの預金の受け入れができるに過ぎない(1979年信組法8条1項、1965年IPS法【1965年協同組合・ペンコム法】20条)。

〔図表Ⅲ-20〕信用組合運営の仕組み



信組法上、信用組合の組合員 (members) になることができるのは、「コモンボンド (common bond)」（「共通の結び付き」）を有する個人でなければならない(1979年信組法1条4項)。また、個人以外は組合員になれない(1979年信組法5条1項)⁽⁹²⁾。組合員は最低でも額面1ポンドの持分出資 (shares) を引き受けなければならない(1979年信組法7条1項)⁽⁹³⁾。引受けは一人何口でもよい⁽⁹⁴⁾。もっとも、組合は、その規約

(92) なお、2010年法・規則改正(勤労者共済組合及び信用組合)令【2010年法規改正令(LRO)】〔政権交代に伴う承認手続遅延により未施行〕第4章 第15条は、信用組合規約に定めを置くことを条件に法人を組合員にすることを認める(新1979年信組法5条のA)

(93) ちなみに、ここで言う信用組合の「持分出資 (shares)」とは、株式市場で自由に取引され、価額が変わりかつ株主は株式保有数だけ投票権を有する株式とは異なる。すなわち、組合員はその持分数にはかわりなく、協同組合のビジネスモデルで採られる一組合員一票制のルールに服する。

(94) 以前、各組合員は、持分出資額を最高で5,000ポンドまたは信用組合の総出資額の1.5%までのどちらか多い方の額までに制限されていた。2002年に、当時の政権の規制緩和と政策実施に伴い、この制限は撤廃された。その理由は、信用組合は、一組合員一票制のルールの適用があることから、大口出資者の組合支配は問題にならず、逆に持分出資額制限は信用組合の財務体質を弱める結果を招く不要な規制であるとのことである。

(rules)において、組合員となる要件として5ポンドを超えて持分出資をするように義務づける記載をしてはならない(1979年信組法5条2項)。組合員が持分出資を引受け信用組合に払い込んだ金額のみがその組合員の口座の預金(deposit)、すなわち「持分出資預金」、として取り扱われる。言い換えると、持分出資引受けが伴わない預金は認められない(1979年信組法8条1項)。

(b) 組合員への貸付

信用組合の主たる業務の一つは、組合員の持分引受けに伴い払い込まれた出資額(預金額)をプールして、組合員に対する貸付(ローン)をすることである(1979年信組法11条1項)。信用組合にもよるが、通例、組合員は貸付を受けるには、最低12週間出資するように求められる。持分出資額は、週1ポンド、週5ポンド等々、金額は問われない。単に継続的に持分出資預金をするように求められるだけである。

一方、信用組合は、担保付きあるいは無担保で組合員に対する貸付をすることができる(1979年信組法11条1項、11条のA)。組合員が受けるローンの利率は月1%以内でなければならないし、ローンを組む場合には手数料等は当該利子に含まなければならない(1979年信組法11条5項)。また、組合員がローンを組むと、自動的に生命保険に加入し、保険料の負担もない。したがって、万一の場合には、生命保険受取金でローンを返済できる。生命保険の支払額は、ローン相当額である。

(c) 組合員に対する配当

信用組合は、その会計年度終了時に、収益(profits)が生じた場合、諸経費(running expenses/生命保険料、報酬、一般管理費等)および組合員に留保する金額(準備金/reserves)を差し引いたうえで、組合員総会での承認を得たうえで、残額を組合員へ配当することができる。

信用組合は、しばしば特定の預金に対して利子 (interest) の支払を表記してマーケティングを行っているケースがみられる。しかし、現行信金法は、組合員が持分出資引受に伴い信用組合に払込み預けた金銭に対しては利子のかたちでの支払いを禁じている (1979年信組法8条1項)。したがって、信用組合は配当金 (dividend) のかたちによる支払より認められない⁽⁹⁵⁾。

各組合員の出資 (預金) 額に対して最高で8%まで配当 (dividend) を支払うことができる (1979年信組法14条4項)。もちろん、限度額いっぱいまで配当の支払が可能な信用組合の数は限られる。通例、4~5%程度である。

(2) 信用組合に対する規制緩和と消費者保護の立場からの FSA 規制の強化

1994年規制緩和・外部委託法 (Deregulation and Contracting Out Act 1994) の成立に伴い、財務省は、1998年11月に、1979年信金法に基づく信用組合への政府規制緩和の提案を行った⁽⁹⁶⁾。

また、2000年金融サービス市場法 **【FSMA】** の成立、2002年7月からの信用組合への適用に伴い、信用組合に対する規制権限が、共済団体登録官事務局 (Office of the Registry of Friendly Societies) [同局の廃止] から金融サービス庁 (FSA) に移管された。FSA は、信用組合に対する不要な政府規制を撤廃する一方で、消費者保護のための規制を強化してきている。また、FSA は、金融機関一般への規制業務に関する資料集「FSA ハンドブック (FSA Handbook)」を出す一方で、信用組合格制業務に関する資

(95) もっとも財務省 (HM Treasury) は、配当に加え、利子の支払もできるようにする方向での法改正の検討を行っている。Sec. FSA, "Credit unions using the term 'interest' on savings," 7 Credit Unions Newsletter (May, 2008) at 3. Available at: http://www.fsa.gov.uk/pubs/newsletters/cu_newsletter7.pdf.

(96) See, HM Treasury, Proposed Amendment to the Credit Union Act 1979: Consultation Document (November, 1998). Available at: <http://archive.treasury.gov.uk/pub/html/reg/cucon.html>.

料集『信用組合ソースブック（CRED, credit union sourcebook）』を出している⁽⁹⁷⁾。

（a）実施された主な規制改革

FSA の規制において運営面では、信用組合は、FSA が承認した者（approved person）によってのみ運営でき、適切な会計を維持し、事業を継続するに十分な財源を有していることなどを証明するように求められる。また、信用組合は、事業免許を有する銀行や他の信用組合から資金調達を行うことができる。忠実義務違反に起因する損失補てん保険（fidelity bonds）の最低適用額の引上げ、組合員夫婦共同口座制の導入も実施された⁽⁹⁸⁾。

（b）FAS による信用組合に対する規制

信用組合に対する規制については、金融サービス庁（FSA）発行の『FSA ハンドブック（FSA Handbook）』に典拠を求めることができる。FSA は、信用組合を次の二つに分類して規制する方式を採用している⁽⁹⁹⁾。

〔図 III-21〕 第 1 種信用組合と第 2 種信用組合に対する主たる規制の概要

① 第 1 種信用組合 (Version 1 Credit Unions)
《純資産維持要件》
・第 1 種組合は、常にプラスの金額の持分出資金を維持するものとする。

(97) CRED は、信用組合に対する FSA の規制や事務運営方針（ガイダンス）などを集め、アテونسするための FSA 発行に資料集である。

(98) See, P. Goth, D. McKillop & C. Ferguson, Better Performing Credit Unions, Mergers and Fast Growth: Choosing How Best to Serve Disadvantaged Communities (2005). Available at: http://www.ucc.ie/acad/foodbus/CCS/ICA/Ppr_Goth_McKillop_Ferguson.pdf.

(99) FSA Handbook (December 2006) at 8.2, and 8.3 Available at <http://www.fsa.gov.uk/pubs/hb-releases/rel60/rel60cred.pdf>

《準備金の設定》

- ・第1種組合は、普通準備金 (general reserve) 勘定を設定しかつ一定額を維持するものとする。
 - (i) 会計年度の終了時に、普通準備金は少なくとも総資産の10%の額にあること。したがって、当該10%の水準にない場合には、その水準に達するまで、少なくとも当該年度の利益 (profits) の20%を準備金勘定の繰り入れるものとする。
 - (ii) 「利益 (profits)」とは、収益から費用を差し引いたもので、配当 (dividend) 支払前の金額を指す。
- ・信用組合は、普通準備金が総資産の10%の水準にない場合には、他の勘定への繰入はできないものとする。

《最低初期持分出資金額制》

- ・第1種組合は、初期持分出資金額として最低1,000ポンドを維持するものとする。

《大規模第1種信用組合の持分出資金要件》

- ・第1種組合で500万ポンド以上の総資産もしくは5000人以上の組合員または双方を有する信用組合は、常に総資産額の5%を超える割合の持分出資金額を維持するものとする。
 - (i) 第1種組合で1000万ポンド以上の総資産もしくは10000人以上の組合員または双方を有する信用組合は、常に総資産額の8%を超える割合のリスク調整済持分出資金額 (risk-adjusted capital) を維持するものとする。
 - (ii) 「リスク調整済持分出資金額 (risk-adjusted capital)」とは、後記第2種信用組合に適用される意味のものと同様とする。

② 第2種信用組合 (Version 2 Credit Unions)

- (i) 第2種組合は、常に総資産額の8%を超える割合のリスク調整済持分出資金額 (risk-adjusted capital) を維持するものとする。
- (ii) 「リスク調整済持分出資金額 (RAC=risk-adjusted capital)」とは、次のとおりである。RAC = 持分出資金 + (貸倒引当金 - 借入者の純債務 - 12ヵ月以上の貸付滞納額 - 3~12ヵ月間の貸付にかかる滞納額の35%)

《最低初期持分出資金額制》

- ・第2種組合は、初期持分出資金額として最低5,000ポンドを維持するものとする。

規模の大きい第２種信用組合は、2006年11月から、組合員に対してデビットカード（debit card）の発行が認められ、ATM（現金自動預払機）ネットに接続した。

（c）信用組合に対する規制見直しの動き

金融サービス庁（FSA）は、信用組合の実情のあわせて共済基準（prudential standards）の改正、すなわち『FSAハンドブック（FSA Handbook）』を目指して、公開諮問／意見聴取（public consultation）を行ってきた。

改正点を簡潔に述べると、以下のとおりである。

〔図Ⅲ－22〕信用組合に対する規制見直しの動き

<p>①最低初期持分出資金額の引上げと資産／総資産に対する持分出資金比率の設定</p>
<p>《最低初期持分出資金額の引上げ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第１種組合の最低初期持分出資金額を現行の最低1,000ポンドから最低1万ポンドに引き上げる。 ・第２種組合の初期持分出資金額を現行の最低5,000ポンドから最低5万ポンドに引き上げる。
<p>《総資産に対する持分出資金比率の設定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第１種組合の総資産に対する持分出資金比率を３％までとする。
<p>②負債総額に対する流動資産保有比率の見直し</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・組合は、常に負債総額の５％相当額の流動資産【現金や預金、受取小切手、有価証券など比較的短期間に換金できる資産】を保有することが義務づけられている。加えて、第１種信用組合の場合には、各会計年度の２四半期にわたり継続して負債総額の10％相当額の流動資産以下にはならないことになっている。 ・2010年法・規則改正（勤労者共済組合及び信用組合）令【2010年法規改正令（LRO）】では、現行の負債総額に対する流動資産保有比率を、5万ポンドかまたは負債総額の５％相当額かいずれか多い方の額とすることになっている。 ・一方、金融サービス庁（FSA）は、第１種組合および第２種組合とも

に、常に負債総額に対する流動資産保有比率10%を維持するように求める提案をしている。

(3) イギリスの信用組合概念の分析

信用組合は、信用組合法の下、一定の員外利用も認められるが、貸出は、原則して組合員に限られ、貸出金利も、月1パーセントを上回らないように法定制限がある。組合員を対象としているが、マイクロクレジット(小口信用)、マイクロファイナンス(小口金融サービス)の提供において、重要な役割を果たしている。ただ、イギリスにおける消費者信用・金融に占める割合は、全体の1パーセントにも届かない。その運営も、無償のボランティアがあたるなど、規模は小さい。住宅金融組合(building societies)と比べると、資金規模や経営基盤などの面で脆弱な面は否定できない。

(a) 信用組合のコモンボンド

イギリスにおいて、信用組合が事業を開始するのは、金融サービス庁(FSA)から認可を受けなければならない。適格信用組合となるための法定要件、すなわち「コモンボンド」(共通の結び付き、紐帯)は、次の6つである(1979年信組法1条4項a号~f号)。

[図III-23] 主なコモンボンド

- | |
|---|
| ・組合員資格が特定の職業に就いていること (following a particular occupation) |
| ・組合員資格が特定の地域に居住していること (residing in a particular locality) |
| ・組合員資格が特定の地域で雇用されていること (being employed in a particular employed) |
| ・組合員資格が同じ雇用主のもとで働いていること (being employed by a particular employer) |
| ・組合員資格が真正な団体その他信用組合として登録する目的以外で組 |

織された組合の組合員であること。

- ・ 組合員資格が特定の地域に居住しているまたは雇用されていること
(residing in or being employed in a particular locality)

（b）信用組合の目的

79年信用組合法によると、信用組合は、次の目的で組織することができる。すなわち、①預金積立による組合員への貯蓄奨励、②組合員向けの公正かつ適正な金利で与信をする、③相互利益の目的に組合員の預金の管理・活用、④金銭管理や金融管理についての組合員の研修・教育である（1979年信組法1条3項a号～d号）。

（4）信用組合の登録

社団 (association) たる共済組合 (society) は、預金 (deposits) 引受業務を行うに先立ち、信用組合法4条1項に規定するところに従い規約 (rules) を定め、2000年金融サービス・市場法【FSMA】40条に基づいて金融サービス庁 (FSA) に申請して、認可を受けなければならない（1979年信組法1条1項b号・d号）。FSAは、申請人がFSMA別表第6の定める要件を充足すると判断する場合には、1965年IPS法【1965年協同組合・ベンコム法】に定める共済組合法人として登録する。登録された共済組合は、規制された預金引受業務を行うことが許され、「信用組合」として業務を行うことができる（1979年信組法1条1項e号）。信用組合にはFSAから登録番号が付与される。また、信用組合は、有限責任であることを明確にするねらいからその名称に「Limited」の文言を付け加えるように求められる。

（5）信用組合の規約

信用組合が定める規約 (rules) には、①組合の名称、②組合の目的、

③登録事務所の住所、④組合員になる要件、⑤決算および事業(予算)の承認ならびに規約の改正等を含む総会での定足数、⑥運営委員(理事その他の役員)の任免、委員の権限および報酬、⑦各組合員が最大限保有できる持分出資口数(ただし、この定めを置くには金融サービス庁(FSA)の事前承認を要する。)、⑧組合から脱退する場合の持分出資金の引出しおよび払戻方法、⑨組合員への貸付(ローン)の条件および組合員への生命保険に関する規定、⑩組合印の保管と利用、ならびに⑪1人以上の組合監査役(auditors)による組合会計の監査などに関する規定が記載されていない(1979年信組法4条1項関係別表1)。

(6) 組合員資格と投票権

すでにふれたように、信組法上、信用組合の組合員(members)になることができるのは、「コモンボンド(common bond)」「(共通の結び付き)」を有する個人でなければならない(1979年信組法1条4項)。また、個人以外は組合員になれない(1979年信組法5条1項)⁽¹⁰⁰⁾。さらに、組合員になるには、最低でも額面1ポンドの持分出資(shares)を引き受けなければならない(1979年信組法7条1項)⁽¹⁰¹⁾。引受けは一人何口でもよい⁽¹⁰²⁾。もっとも、組合は、その規約(rules)において、組合員となる要

(100) なお、2010年法・規則改正(勤労者共済組合及び信用組合)令〔政権交代に伴う承認手続遅延により未施行〕【2010年法規改正令(LRO)】第4章 第15条は、信用組規約に定めを置くことを条件に法人を組合員にすることを認める(新1979年信組法5条のA)

(101) ちなみに、ここで言う信用組合の「持分出資(shares)」とは、株式市場で自由に取引され、価額が変わりかつ株主は株式保有数だけ投票権を有する株式とは異なる。すなわち、組合員はその持分数にはかかわりなく、協同組合のビジネスモデルで採られる一組合員一票制のルールに服する。

(102) 以前、各組合員は、持分出資額を最高で5,000ポンドまたは信用組合の総出資額の1.5%までのどちらか多い方の額までに制限されていた。2002年に、当時の政権の規制緩和政策実施に伴い、この制限は撤廃された。その理由は、信用組合は、一組合員一票制のルールの適用があることから、大口出資者の組合支配は問題にならず、逆に持分出資額制限は信用組合の財務体質を弱める結果を招く不要な規制であるとのことである。

件として5ポンドを超えて持分出資をするように義務づける記載をしてはならない（1979年信組法5条2項）。

組合規約の定めに従い賛否同数の場合に議長が投じることのできる決定票（キャスティングボート）の場合は別として、各議決において各組合員は、その持分出資額にかかわらず、1票のみを投じることができる（1979年信組法5条9項）。すなわち、金融協同組合の一種である信用組合では、組合員による表決において「一組合員・一票制」をとる。

5 「社会的企業」構想の核となる非営利・相互組織のさらなる刷新プラン

ブレア政権（当時）の立てた「社会的企業部門」構築の構想では、イギリスにおける伝統的な「共済組合（friendly societies）」や「勤労者共済組合（IPS=industrial and provident societies）」、「住宅金融組合（building societies）」、「信用組合（credit unions）」のような非営利・相互組織の刷新政策が盛られ、実施された。こうした刷新策は、その後のブラウン労働党政権にも引き継がれ、推進された。

労働党政権（当時）は、2006年に、「社会的企業」構想の核となる非営利・相互組織のさらなる刷新に必要な改革ポイントを明確にするため、2006年法規改正法を制定した。この2006年法規改正法を実施につなげるため、政府は、2010年3月に、2006年法1条に基づく2010年法規改正令〔2010年法・規則改正（勤労者共済組合及び信用組合）令／LRO = Legislative Reform (Industrial and Provident Societies and Credit Unions) Order 2010〕を作成し、公表した。

（1）2010年法規改正令（LRO）の骨子

2010年法規改正令（LRO）は、「社会的企業」構想実現の“器”と期待されている非営利・相互組織のうち、とりわけ「勤労者共済組合（IPS=industrial and provident societies）」と「信用組合（credit unions）」

にターゲットを絞って、次のような刷新策を盛り込んだ政令 (order) である⁽¹⁰³⁾。

〔図Ⅲ-24〕2010年法規改正令 (LRO) に盛り込まれた IPS および信用組合刷新策の骨子

(a) 1965年および1968年勤労者共済組合 (IPS) 法関係改正点
・ IPS の組合員資格に関する最低年齢制限および役員任用に関する最低年齢の引下げ
・ IPS の払戻請求のできる出資持分の最大保有額に関する制限の撤廃
・ IPS 規約の副本発行手数料に関する規定の改正
・ IPS の解散を容易にする改正
・ IPS が自由に事業年度の開始を設定できるようにすること
・ IPS が中間会計決算に対する検査を廃止すること
(b) 1979年信用組合法関係改正点
・ 「信用組合の組合員資格要件 (コモンボンド) の改正
・ 信用組合の無資格参加者に関する制限の見直し
・ 法人に信用組合の組合員になる資格を認め改正をすること
・ 信用組合の持分出資預金に対する利子の支払を認める改正をすること
・ 信用組合の組合員に対する配当にかかる年8%までの制限を廃止すること
・ 信用組合員の持分出資の払戻請求を認めない規定を改正すること
・ 信用組合が、その組合員に対する付加的に提供するサービスの有償化を認めること

(103) 2010年法規改正令 (LRO) の骨子について、See, HM Treasury, Legislative Reform (Industrial and Provident Societies and Credit Unions) Order 2010: Explanatory document (March 2010); FSA, "The LRO and the new CRED rules," 12 Credit Union Newsletter (November, 2010) at 1. Available at: http://www.fsa.gov.uk/pubs/newsletters/cu_newsletter12.pdf

（２）政権交代に伴う2010年法規改正令（LRO）施行の遅延

2010年法規改正令（LRO）は、公開諮問／意見公募（public consultation）手続を終え、議会の承認を得るてはずとなっていた。ところが、2010年法規改正令（LRO）は、2010年5月の政権交代に伴う議会における政令（orders）や規則（regulations）などの議会制定法従位文書／委任立法（statutory instruments）承認手続の遅延が原因で、2011年2月現在、いまだ施行されていない。

6 地域社会益会社（CIC）と新公益法人（CIO）制度の特徴

ブレア政権（当時）は、「社会的企業部門」の強化・刷新のための構想において、二つの新制度の導入をはかることにした。すなわち、一つは、①登録「地域社会益会社（CIC=community interest company）」制度の導入である。そしてもう一つは、②「新公益法人（CIO=charitable incorporated organisation）」類型の導入である。

「社会的企業部門」構想の大きなねらいは、社会基盤としてのコミュニティを立て直すためには、多様な企業形態を総動員しようということにある。すなわち、活動原資（capital finance）を、慈善寄附金、助成交付金・補助金のような公的資金に大きく依存する第三セクターにあるチャリティの活用だけではできる施策が限られてしまうおそれがある⁽¹⁰⁴⁾。

こうした弱点を克服するために、利益をしっかりと確保しながらも、利益追求はあくまでも地域社会の利益を拡大再生産する手段（再投資用の原資）であるとする目的を持つ（したがって、利益の極大化が目的ではない。）営利会社である社会的企業を育成しようというわけである。

このために設けられた「地域社会益会社（CIC）」認定・登録制度にお

(104) 個人や企業からの寄附金の支出は、時々々の経済状況に大きく左右される。このため、寄附金に過度に依存するのでは、活動原資を安定的に確保することは難しくなる事態も想定される。また、公的資金（公的補助金等）に過度に依存するの、その時々々の政権がとる政策の変更によるリスクが避けられない

いては、地域社会益(コミュニティインタレスト/community interest)をねらいとした法人企業(社会的企業)に投資する投資家は、通常の投資利益(ファイナンシャルリターン/financial return)だけではなく、社会貢献益(ソーシャルリターン/social return)をも享受できるかたちにしたわけである⁽¹⁰⁵⁾。

確かに、政府が「貯蓄から投資」と高らかに叫んでも、利益の極大化一辺倒の株式や債券など金融商品に対する投資には興味の薄い人も少なくない。これが、「ハイリスク、ハイリターン」のタイプとなると、一層抵抗感が増してくる。

しかし、投資に興味の薄い人たちでも、各種救貧事業や貧困層向けの無担保小口金融(マイクロファイナンス債)のような社会貢献をうたった投資には、多少なりとも関心が持てるはずである。したがって、資金の使い途が透明で社会貢献がねらいである投資に対する潜在的な需要は大きいとみてよい。誘導政策次第では、さらにその重要は顕在化してくる可能性が高い。

一方、イギリス政府の「社会的企業部門」の強化・刷新のための構想におけるもう一つの目玉は、新「公益法人(CIO)」類型の導入である。これまで、保証有限責任会社(CLG)の法人形態を選択し公益(慈善)活動を行う場合、会社登記所(Companies House)とチャリティコミッション(CC)双方の機関による政府規制を受けてきた。このため、年次報告書(annual return)などの提出は、双方に提出するように求められる⁽¹⁰⁶⁾。これが、新たに導入されたCIO類型を活用してチャリティ活動を行えば、チャリティコミッション(CC)のみの規制で済むことになる。政府規制の緩和という視点からは、確かに公益法人/CIO活用の利点はある。

しかし、第三セクターのカテゴリーに位置する公益法人(CIO)の場

(105) もちろん、「ソーシャルリターン」は、投資家個人に帰属するものでないことから、個人的な満足度にも等しいともいえ、数値測定は難しい。

合、コモンローの法理に従うと、法人の理事に対する報酬支払は原則として禁止される⁽¹⁰⁷⁾。これに対して、第二セクター(営利企業)のカテゴリーに位置する認定・登録地域社会益会社(CIC)の場合、その経営を行う取締役等に相応な額の報酬を支払うことが認められる。

この点について、法人経営の視点からどのように評価すべきかが問われる。実際、新たな公益法人(CIO)類型を創設にあたっては、新法人類型の創設はよしとしても、イギリスのチャリティの伝統にしたがひ、CIO役員に就任する者が、無報酬で健全な経営に精力的に取り組めるのか。言い換えると、CIOが、制度として、無報酬で名誉職として役員に就任する既存の公益団体の伝統的な経営手法を継受しても、チャリティ界の大胆な革新につながらないのではないかなどの点についても議論された。

CICの場合、市場経済、金融市場を通じて持分株式(share capital)などの発行もできる。一方、CIOの場合、官製経済を基盤に寄附金や補助金など公的資金に大きく依存することになる。CICの方が、キャピタルファ

(106) 登録チャリティ(registered charities)は、財務諸表等を作成・保存するとともに、チャリティコミッション(CC)に対して年次の会計書類、報告書その他法定書類を提出するように求められる(1993年チャリティ法41条~48条)。CCに対する報告内容(報告項目、その詳細度等)は、年次の事業収入額により異なる。Available at: http://www.charitycommission.gov.uk/Charity_requirements_guidance/What_information_must_trustees_send_index.aspx。一方、会社法に基づいて設立された有限責任会社形態の登録チャリティは、「会計書類(accounting records)」(2006年会社法386条以下)、「年次会計書類(annual accounts)」(2006年会社法393条以下)、「取締役報告書(director's report)」(2006年会社法415条以下)、その他法定書類(statutory records)を作成・保存するように義務づけられている。なお、報告内容(報告項目、その詳細度等)は、基準年度(当年度および前年度)の事業収入額等により、小規模会社期間(small companies regime) [2006年会社法381条以下]に該当するか、また、上場会社(quoted)か非上場会社(unquoted companies)かで異なる(2006年会社法358条)。また、会社の取締役(および事務役)は、会計年度ごとに、これらに加え、「年次報告書(annual return)」(書式AR01)を会社登記所(Companies House)へ提出するように求められる(2006年会社法441条以下)。

(107) See, Rosie Chapman, *Trustee Remuneration: Views from the sector* (CC, 7 November, 2007). Available at: <http://www.charity-commission.gov.uk/library/trosicppt.pdf>.

イナンス (capital finance/ 活動原資の確保) ルートの多様化に加え、活動規模の拡大や地域経済の活性化などに機敏に対応できるようにも見える。

一方、タックス・インセンティブ (税制上の支援措置) の面ではどうであろうか。所得課税や消費課税などの面で、CIO がさまざまなインセンティブ (税制上の支援措置) を享受できる。これに対して、CIC の場合は、原則的に普通の株式有限責任会社 (CLS) と同等の課税を受ける。

この点について、政府は、例えば営利企業の収支が合わない研究開発事業向けに税額控除制度や直接補助制度を設けるなど、さまざまな公的支援措置を用意している。普通の株式有限責任会社である CIC も、当然、普通法人としての税制上の支援措置を享受できる地位にある⁽¹⁰⁸⁾。したがって、チャリティのみが手厚い税制上の支援措置を享受していると断定するのは、まさに「木を見て森を見ない」見解ともいえる。このように、CIC と CIO はそれぞれ、さまざまなインセンティブとディスインセンティブを有している。

こうした点を織り込んだうえで、双方の制度的な特徴を対比し簡潔に図説すると、次のとおりである。

〔図III-25〕地域社会益会社 (CIC) と新公益法人 (CIO) との制度的特徴の対比

	地域社会益会社 (CIC)	新公益法人 (CIO)
発案	戦略室の報告書『民間活力、公益増進案』	戦略室の報告書『民間活力、公益増進案』
典拠	2004年(監査、調査および地域社会企業)法〔以下「CIC法」〕【イングランド・ウェールズ・スコットランド】	2006年チャリティ法【イングランド・ウェールズ】2005年チャリティおよび受託者投資(スコットランド)法【スコットランド】

(108) See, Anp Malani & Eric A. Posner, "The Case For-Profit-Charities," 93 Va. L. Rev. 2017 (2007).

制度設計	<p>社会的企業部門の確立【自らの事業活動からあげた利潤を原資にして、社会的利益を拡大生産することを望む企業からなる部門の確立】</p> <p>CIC認定・登録制度の対象は広い。保証有限責任会社(CLG)や株式有限責任会社(CLS)はもちろんのこと、勤労者共済組合(IPS)なども広く対象となる。</p>	<p>会社法とチャリティ法双方に基づく二重規制からくる煩雑な手続から解放されたうえで、法人格を得て公益〔慈善〕事業を営むことを望むチャリティの“公器”づくりがねらい【チャリティの負った負債に対する受託者・理事、社員の個人責任の限定を含む。】</p>
地位	チャリティとしての地位なし	常にチャリティとしての地位あり。
課税取扱	<p>チャリティとしての課税上の支援措置なし。〔原則として、普通の株式有限責任会社(CLS)と同様に課税される。〕</p>	<p>CIOは、非収益事業非課税やみなし寄附金100パーセントなど、他のチャリティと同様な課税上の支援措置あり。</p>
目的	<p>CICとして認定・登録を受けるためには、会社は、「地域社会益基準」を充足しなければならない。この基準は、理性を有する人が、その会社の活動が、地域社会益に資する活動を行っているとは判断できる場合に充足しているとみなされる。</p>	<p>CIOになるには、申請主体は、公益目的を明確にするように求められる。</p> <p>2006年チャリティ法に定める13の公益目的類型の一つ以上にあてはまる事業を行うことをねらいに設立される必要がある。</p>
目的変更	<p>CICは、その目的を変更できる。ただし、変更後も、地域社会益基準を充足し、かつ、CIC規制官からその変更についての承認を得なければならない。</p>	<p>CIOは、その目的を変更できる。ただし、新たな目的が2006年チャリティ法に定める13の公益目的のいずれかに該当し、かつ、チャリティコミッションからその変更について承認を得なければならない。</p>
ガバナンス	<p>CICは、普通の株式有限責任会社(CLS)と同様に、会社の経営事項の決定および業務</p>	<p>CIOは、法人の経営事項の決定および業務執行の意思決定については、理事会(board</p>

	執行の意思決定については、取締役会がこれを行う。日常の業務執行については、各取締役(director)がこれにあたるか、あるいは執行役員(manager)があたる ⁽¹⁰⁹⁾ 。	of trustees) がこれを行う。日常の業務執行については、各理事(trustee)がこれにあたるか、あるいは執行役員(manager)があたる。
責 任	CICの取締役は、特段の契約がある場合を除いて、CICの負債に対して責任を負わない。 一方、CICの取締役は、CICに対する忠実義務違反などがあつた場合には、その限りではない。	CIOの理事は、通例、CIOの負債に対しては責任を負わない。また、CIOの理事は、CIOに対する忠実義務違反があつた場合には、法規則に定める範囲に限り責任を負う。

(109) 2006年会社法1121条〔オフィサーの職務懈怠責任〕2項において、「オフィサー(officer)」とは、a号「取締役(director)、執行役員(manager)、事務長(secretary)」(訳者傍線)に加え、b号「該当する規定においてその会社のオフィサーとして取り扱われる者」を指す、と定義する。この規定に関する議会上院(貴族院)での審議において、オフィサーにあてはまる者の職務懈怠責任をはっきりさせるために、「マネジャー(manager)」を明確に定義すべきかどうか問題となった。なぜならば、イギリスにおいて、「マネジャー」は久しく会社が慣習的に使用してきた内部の職制であり、会社法に規定する正式な職制ではなかったからである。法案の議会議段階では、時間切れで十分な質疑討論(ディベート)が展開されずに終わった。法律では、究極的に、「マネジャー」は会社の内部職制であることは確認されたものの、これを明確に定義することは見送られた。See, *Hansard*, HL Deb, Vol 680, ser 5, col GC 369 (30 March 2006). Available at: http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200506/ldhansrd/vo060330/text/60330-32.htm#60330-32_spnew1.

ちなみに、アメリカ会社法(諸州の会社法)では、会社の内部職制として、業務に関する意思決定をする「取締役(director)」と、業務執行をする「執行役(officer)」とに分けて規定している。わが国は、こうしたアメリカの法制をモデルにして、執行役員制度や、委員会設置会社の執行役の制度を導入している。わが国の会社法では、「役員」とは、取締役、会計参与、監査役を指す(329条)。また、この役員に、執行役、会計監査人を含めて、職務懈怠責任を負う「役員等」と呼ぶ(423条1項)。このような定義からもわかるように、「執行役(418条)とは異なり、「執行役員」は、会社法に定められた職制ではない。この点、イギリスにおいて、実務的には取締役会から雇用されて業務執行を行う者(取締役ではない業務執行を行うオフィサー待遇の従業者)を、「マネジャー」と呼んでおり、その定義は定かではないものの、その者が任務を怠ったときには、会社に対して任務懈怠責任を負わせている(2006年会社法1121条)。本稿では、「マネジャー(manager)」の文言を、職制の特質やその法律存在意義などを考慮に入れて、「執行役員」と邦訳(仮訳)しておく。

役員への報酬支払	<p>CICの取締役は、取締役としての職務に対して相応な額の報酬を受けることができる。CICは、取締役に支払う報酬についてCIC規制官に対して報告するように求められる。また、その報告書は、閲覧に供される。</p>	<p>CIOの理事は、他の類型のチャリティの受託者・理事と同様に、特別に法的な典拠があり報酬支払がゆるされる場合〔例えば、使用人兼務の場合の使用人としての役務提供。物品や専門職としてなど特別の役務提供への支払〕を除き、その職務に対する報酬の支払は禁止される。法が禁止する報酬支払が行われた場合、チャリティコミッションが救済のための処分を行う権限を有する。また、報酬支払がゆるされる場合であっても、その額が過大であると思われるときには、チャリティコミッションは、CIO資産の私的流用とみなしては、介入する権限を有する。</p>
法人資産の分配	<p>CICは、CICの資産が、地域社会益目的に供され、かつ、私益に供されないようにするために、CLG形態のCICの場合には、社員/会員に対する配当はない。一方、CLS形態のCICの場合には社員/株主に対する配当ができる。ただし、「資産の利用目的限定（アセットロック）原則」が適用になり、利益ないし資産の分配を制限される</p>	<p>CIOは、他の類型のチャリティと同様に、支出を超える剰余が発生した場合、その剰余はもちろんのこと、法人資産をすべて公益目的に費消しなければならない。したがって、CIOは、会員を擁する形態の場合、その会員に対するいかなる分配も認められない。</p>
清算	<p>CICの清算に際し、当初の出捐（出資）額の返還を求めることができる。ただ、清算所得（剰余）の分配を求めることはできない。当該剰余は、CIC規制官の認可・監督の下、他のCICまたはチャリティへ移転・継承的処分をすることになる。</p>	<p>CIOの清算に際し、法人の純資産については、サイプレスの法理に従い、公益目的を有する他のチャリティへ移転・継承的処分を行わなければならない。</p>

資本および 資金調達	CIC は、法人資産を担保に借入ができる。CIC が、株式有限責任会社形態を採っている場合、株主に対する配当制限のある株式を発行し、運営資金の調達ができる。	CIO は、法人資産を担保に資金の借入ができる。ただし、株式発行による資金調達はできない。CIO は、他のチャリティと同様に、寄附金、補助金、CIO が提供するサービス利用料、投資所得などを活動原資として費消できる。
登 録 / 登 記	CLG ないし CLS が、CIC として登録を受けるためには、当該法人は、会社法に基づいて設立され、会社登記所 (Companies House) で登記された会社でなければならない。会社登記官を通じて CIC への登録申請があれば、それを受けて、CIC 規制官が CIC 登録要件を充足しているかどうかを審査して、登録簿に搭載する。	CIO になろうとする団体は、公益目的を有するなど、チャリティコミッションにおいて登録チャリティになれる適格を有している必要がある。CIO として登録されているという事実は、公益適格があることの証明になる。
規 制	CIC は、原則として、会社法に定めるあらゆる要件を遵守しなければならない。また、CIC は、CIC 法に基づいて規制権限を有する CIC 規制官による規制を受ける。ただし、CIC に対する規制はできるだけ軽微であるべきである、というのが立法意思である。したがって、規制は、CIC の信用を維持するために必要な程度において監督権限を行使するように求められる。CIC 規制官による処分は不服審査の対象になる。	CIO に対する規制は、チャリティ法に準拠してチャリティコミッションが行う。チャリティコミッションによる CIO に対する規制は、本質的には、他のチャリティに対する規制と同等である。チャリティコミッションと CIC 規制官とは、同じく社会的企業部門 (social enterprise sector) の構成員として、この部門の信用を確保するために監督責任を果たすことになっている。加えて、チャリティコミッションは、CIO に関して、法律遵守、社会・経済的影響評価、説明責任の向上という面から監督責任を果たすように求められる。

<p>転 換</p>	<p>CIC 法に準拠して、CLG や CLS 形態で現存する非公益の会社は、地域社会益基準を充足できれば、CIC に転換登録できる。CLG や CLS 形態で現存する公益会社は、チャリティコミッションの同意が得られれば、CIC に転換登録できる。</p> <p>公益会社は、CIC に転換登録した場合、転換前から保有する資産は公益目的に費消するように求められる。したがって、この場合、新 CIC は、旧公益会社の公益用資産については、受託者の役割を演じることになる。</p> <p>CIC 法に準拠して、CIC は、チャリティに転換登録することができる。</p>	<p>チャリティ法に準拠して、現存する公益会社は CIO に転換できる。CIO に転換した場合、当該公益会社はその目的を変更する必要がない。公益信託ないし公益社団も、新たな CIO を設立することにより、CIO 類型に転換することができる。この場合、新 CIO と消滅するチャリティは同一の公益目的である必要があり、かつ、消滅するチャリティのすべての公益用資産は新 CIO に継承されるように処分（移転）されなければならない。</p>
<p>報 告</p>	<p>CIC 法は、登録 CIC に対して年次地域社会益法人報告書（CIC report）を作成し、会社登記官（Registrar of Companies）に提出するように義務付けている。当該報告書は、公の閲覧に供される。年次 CIC 報告書は、CIC がその年度において、いかに地域社会益に資する活動を行い、かつ、利害関係人との関係を保ってきたのかなどについての記録である。また、CIC は、会社法に基づいて有限責任会社一般に求められる年次会計書類や年次報告書などを会社登記官へ提出するように求められる。</p>	<p>CIO は、登録チャリティー一般に求められる報告義務を課されている。したがって、CIO は、内務大臣が定めた規則に従って、年次報告書を作成し、チャリティコミッションに提出しなければならない。当該報告書は公の閲覧に供される。</p>

III 地域社会益会社(CIC)登録制度

すでにふれたように、「社会的企業」構想実現のための目玉政策の一つは、「地域社会益会社(CIC=community interest company)」認定・登録制度の創設である。

CIC制度がめざすのは、新たな“法人類型の創設”ではない。むしろ、従来からある営利法人(会社)のうち、社会・地域社会・生活環境の利益増進を目的とする法人(会社)を、「地域社会益会社(CIC)」として認定し、社会基盤としてのコミュニティの再生につなげようというものである。

言い換えると、第三セクターに位置する法人であるチャリティ(チャリティ法人・公益法人)の途を選択するのではなく、あくまでも第二セクターのなかで社会貢献をしながら企業活動をしようとする途を選択する法人向けの“新ブランド/CIC”の創設である。

したがって、この「新ブランド/CIC」認定・登録の対象となるのは、主に、会社法(Companies Acts)に基づき有限責任形態で新設されるあるいは既に設立されている株式有限責任会社(CLS=companies limited by shares)および保証有限責任会社(CLG=companies limited by guarantee)である(2004年地域社会企業法36条以下)。

ちなみに、CLSは、社員(members)は、同時に「株主/持分社員(shareholders)」である場合が多い。一方、CLGは、社員(members)を有するが、いわゆる「株主(shareholders)」は有しない⁽¹¹⁰⁾。

なお、登録チャリティもCICへの転換登録できるが、あくまでも法人形態のものに限定される。すなわち、非法人形態の登録チャリティは、CICへの転換登録の対象外である。

(110) 1981年までは、CLGであっても持分株式(share capital)を有する形態も存在した。しかし、2006年会社法は、持分株式を有するCLGの新設を認めないことにした。

1 地域社会益会社（CIC）制度検討の経緯

「地域社会益会社（CIC）」制度は、「社会的企業（social enterprise）」のうち、その資産や利益（剰余金）をもっぱら社会的目的（social purposes）のために活用・費消する法人を一般の営利法人と差別化し、CIC という新ブランドで認定・登録することにより、保護しようとするところにある。

この地域社会益会社（CIC）構想は、当初、2002年9月の内閣府戦略室報告書『民間活力、公益増進案』に盛り込まれた。これを契機に、財務省（HM Treasury）、当時の通産省（DTI=Department of Trade and Industry）⁽¹¹¹⁾、内務省（Home Department）⁽¹¹²⁾などが省間協議・検討を行い、CIC構想を煮詰めていった。そして、最終的に、2004年会社（監査、調査および地域社会企業）法（Companies（Audit, Investigations and Community Enterprise）Act 2004）【2004年地域社会企業法】第2編⁽¹¹³⁾および2005年地域社会益会社規則（Community Interest Company Regulations 2005）【2005年CIC規則】⁽¹¹⁴⁾として結実した。

また、地域社会益会社（CIC）に関する規定は、その後成立した2006年

(111) 会社法上の法人登記や法人年次報告情報の管理・運営業務などを行っている会社登記所（Companies House）は、当時、通産省（DTI）の執行エージェンシー（executive agency）であることから、通産省も、CIC構想の協議・検討に加わった。ちなみに通産省は、1970年に、それまであった通商委員会（Board of Trade）と技術省（Ministry of Technology）が合併し、誕生した。2007年6月28日に、通産省（DTI）は、事業企業規制改革省（BERR=Department for Business, Enterprise and Regulatory Reform）と革新大学技能省（DIUS=Department for Innovation, Universities and Skills）に分割、再編された。そして、さらに、2009年6月5日に、BERRとDIUSは、再度統合され、事業革新技能省（BIS=Business, Innovation and Skills）として現在にいたっている。こうした流れを受けて、現在、会社登記所（Companies House）は事業革新技能省（BIS）の執行エージェンシーとして存在している。

(112) 内務省は、新たに創設された公益法人（CIO=charitable incorporated organisation）その他チャリティを所管するチャリティコミッションの所管省であることから、CIC構想の検討に参加した。

(113) Available at: http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2004/ukpga_20040027_en_5#pt2.

(114) Available at: <http://www.opsi.gov.uk/si/si2005/20051788.htm>.

会社法(Companies Act 2006)6条[地域社会益会社]にも盛り込まれた⁽¹¹⁵⁾。

地域社会益会社(CIC)制度実現に向けた検討のおおまかな経緯は、次のとおりである。

〔図Ⅲ-26〕地域社会益会社(CIC)制度検討の経緯

2002年9月	・内閣府戦略室報告書『民間活力、公益増進案』のなかで、地域社会益会社(CIC)制度の骨子を提案 ⁽¹¹⁶⁾
2003年3月	・ <u>26日</u> ：財務省(HM Treasury)が、内務省や通産省と協力して、答申『地域社会企業：地域社会益会社(CIC)制度案』【『CIC制度政府原案』】を公表 ⁽¹¹⁷⁾
2003年6月	・ <u>23日</u> ：通産省(DTI)が、内務省などと協力して、研究報告書『地域社会益会社：国際比較』を公表
2003年10月	・通産省(DTI)が報告書『社会貢献企業：社会企業に関する経過報告書、成功戦略』を公表 ⁽¹¹⁸⁾ ・通産省(DTI)が、内務省などと協力して、報告書『地域社会企業：地域社会益会社(CIC)制度案に対する一般からの意見および政府の見解』【『CIC制度政府草案』】を公表 ⁽¹¹⁹⁾ 。
2004年10月	・ <u>11日</u> ：通産省(DTI)が、2004年会社(監査、調査および地域社会企業)法(Companies Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004)【2004年地域社会企業法】の下で制定する『地域社会益会社規則案(CIC draft regulations)』に対する公開諮問を開始(2005年1月4日まで) ⁽¹²⁰⁾ ・ <u>28日</u> ：CIC制度創設の核となる立法「2004年会社(監査、検査および地域社会企業)法(Companies Audit, Investigations and Community Enterprise Act 2004)」【2004年地域社会企業法】が女王の裁可を得て成立

(115) すでにふれたように、2006年に新法が制定されるまで、イギリス会社法は、1985年会社法(Companies Act 1985)をベースに、1989年会社法(Companies Act 1989)その他マイナーな年次修正を加えるかたちの法律となっていた。2006年6月になるまでは、会社法改正は、引き続き1985年会社法に修正を加えるかたちで行う予定であった。しかし、政府は、今回はきわめて人掛かりな改正を伴うことから、無用の混乱を避けるために、06年6月に修正を加えるやり方をやめた。そして、新法として会社法を制定することにした。See, Saleem Sheikh, A Guide to the Companies Act 2006 (2008, Routledge-Cavendish) at 174.

2004年12月	・通産省（DTI）が、報告書『地域社会益会社（CIC）：地域社会益会社（CIC）の導入案』を公表 ⁽¹²¹⁾
2005年1月	・通産省（DTI）が、報告書『地域社会益会社（CIC）：地域社会益会社（CIC）の所管案』を公表 ⁽¹²²⁾ ・『地域社会益会社規則案（CIC draft regulations）に対する公開諮問』に対する一般からの意見および政府の見解』を公表 ⁽¹²³⁾
2005年7月	・ 1日 ：2005年地域社会益会社規則（Community Interest Company Regulations 2005）【2005年CIC規則】の施行 ⁽¹²⁴⁾

(116) Cabinet Office, Strategy Unit, Private Action, Public Benefit (September, 2002) at 53 *et seq.* Available at: <http://www.cabinetoffice.gov.uk/media/cabinetoffice/strategy/assets/strat%20data.pdf>.

(117) See, HM Treasury, Enterprise for Communities: Proposals for a Community Interest Company (March 2003). Available at: <http://www.intelligentcommunities.org.uk/documents/consultation%20document%20-%20community%20interest%20companies.pdf>.

(118) See, DTI, Social Enterprises: A Progress Report on Social Enterprise: A Strategy for Success (October, 2003). Available at: http://www.sustainweb.org/pdf/StrategyforSocialEnterprise_ProgressReport_2003.pdf.

(119) See, DTI, Enterprise for Communities: Proposals for a Community Interest Company: Report on the public consultation and the government's intentions (October 2003).

(120) See, DTI, Consultation on draft Regulations for Community Interest Companies (October 2004). Available at: <http://www.berr.gov.uk/files/file14630.pdf>.

(121) See DTI, Community Interest Companies: An Introduction to Community Interest Companies (December, 2004). Available at: <http://www.w-n-c.org/files/Community%20Interest%20Companies%20Fact%20Sheet.pdf>.

(122) See DTI, Community Interest Companies: The Regulator of Community Interest Companies (January 2005). Available at: <http://resources.socialfirms.co.uk/files/resources/cicfactsheet2.pdf>.

(123) See, DTI, The draft Community Interest Regulations 2005: The Consultation Responses and the Government's Intension (January 2005). Available at: <http://www.berr.gov.uk/files/file14631.pdf>.

(124) Statutory Instrument 2005 No.1788). Available at: <http://www.opsi.gov.uk/si/si2005/20051788.htm>.

2 CIC 制度導入の契機

確かに、登録「地域社会益会社（CIC）」制度導入の大きなねらいは、社会基盤としてのコミュニティを立て直すために、CIC という新ブランドを創設し、社会・地域社会・生活環境の利益増進に寄与する企業づくりにあった。しかし、このほかに、表面に出てきてはいないがCIC 制度導入の足がかりとなるいくつかの事情があった。それらは、次のように大きく（１）営利企業セクター側の事情と、（２）非営利法人セクター側の事情とに分けることができる。

〔図 III-27〕 CIC 制度導入のねらい

《営利企業セクター側の事情》	《非営利法人セクター側の事情》
・営利企業の社会的責任（CSR）の一環としての社会的責任投資（SRI）先の確保	・「エクイティファイナンス（株式や転換社債の発行）」を含む活動資金源の多様化・社会的責任投資（SRI）のための「受け皿」づくりへの協力

（１）営利企業セクター側の事情

近年、営利企業セクターにおいては、「企業の社会的責任（CSR=corporate social responsibilities）」が厳しく問われるようになってきている。同時に、金融界に身を置く企業などが投資先を選ぶ場合には社会的責任をもって投資をするように求めること、つまり「社会的責任投資（SRI）」を行っているかどうか精査されるようになってきている。

登録「地域社会益会社（CIC）」制度は、まさに、こうした営利企業セクター側の事情を勘案し、社会的責任投資先として、CIC を活用できるようにし、同時にCIC の活動原資（capital finance）を確保しようという、第二（営利）セクター界と第一（政府）セクターの間で共有できる一石二鳥の考え方が足がかりとなっている。

（２）社会的責任投資とは何か

「社会的責任投資（SRI=socially responsible investing、socially responsible investment）」とは、個人投資家ないしは企業、企業の年金基金、投資信託などの機関投資家は、従来からある財務分析による投資基準に加え、自らの社会的責任の一環として、法令遵守・差別のない雇用・人権問題・消費者保護・環境対策・地域社会投資など基準に基づく評価も含めて企業を選定し、投資するように求める考え方である。

これらの基準のうち、「地域社会投資」基準に基づく評価においては、低所得者用住宅建設や高齢者施設運営、若年者職業訓練、コミュニティ交通サービスなど、地域社会の生活環境を整備する事業や生活環境を保全する社会的企業に対し重点的に投資するように求めることになる。

近年、イギリスやアメリカでは、とくに投資信託を運用する投資信託会社などは、①「銘柄（screening）投資」に加え、②「株主行動（shareholder advocacy）投資」（社会的責任を果たすように株主総会などで経営陣に改善を求めることをねらいとした投資）、③「地域社会投資（community investing）」を積極的に行うようになってきている⁽¹²⁵⁾。

3 社会的責任投資（SRI）とCIC制度

イギリス政府は、地域社会益会社（CIC）への投資家は、自己利益の追求を主眼とするのではなく、地域社会益（community interest）に着眼すべきであるとしている。すなわち、CIC制度の導入の大きな目的の一つは、篤志家的なセンスのある投資家（博愛投資家～philanthropic investors）に対し、ある程度の見返り（剰余金の配当や利子支払）を期待

(125) 詳しくは、谷本寛治編著『SRI 社会的責任投資入門』（日本経済新聞社、2003年）、秋山をね『社会責任投資とは何か』（生産性出版、2003年）。環境省「社会的責任投資に関する日米英3か国比較調査報告書～我が国における社会的責任投資の発展に向けて。（2003年6月）。Available at: http://www.env.go.jp/policy/kinyu/rep_h1506/.

できるようにしたうえで、会社(法人)形態で地域社会の再生に向けた活動している非営利組織に対し資金提供を願おうというわけである。

不安定な景気が長引くなか、営利企業は、社会貢献負担をコスト増要因と見る傾向を一段と強めてきている。このため、営利企業からのチャリティへの寄附金の支出は細る一方である。社会的企業は、どのような手法を用いれば潤沢な活動原資を確保できるのか重い課題をかかえていた。

こうした事情の下、当時のブレア政権は、社会的企業側の活動資金源確保へのニーズと、営利企業側の「社会的責任投資(SRI)先の確保」のニーズとをうまく調和させることで、解決の糸口を見つけれないか模索・検討していた。

その結果、政府が考えたデザインは、登録地域社会益会社(CIC)制度(新ブランド)をつくるとともに、第二(営利)セクター界の要望も織り込んで、CICを営利企業の「社会的責任投資(SRI)」の「受け皿」として活用できる仕組みの構築である。すなわち、CICを、営利企業の「グリーンな投資先」基盤として活用できる仕組みに練り上げることにしたわけである。具体的には、地域社会益会社(CIC)の仕組みを、利害関係者が望めば、「エクイティファイナンス(equity finance/株式や転換社債の発行)」を活用できるかたちにし⁽¹²⁶⁾、そこへ社会貢献投資(social investment)ができるようにアレンジした。これにより、CICを、いわゆる“役所業務の補完・受け皿”としてではなく、“営利企業、機関投資家の社会的責任投資(SRI)先”として使えるようにしたわけである。

このように、イギリスにおけるCIC制度の創設は、法人企業の社会的責任投資先の基盤(インフラ)整備、そのための広く会社法制の改革なども深くかかわっている⁽¹²⁷⁾。

(126) 投資家側から見れば、「エクイティ・インベストメント(equity investment)」となる。

(127) 欧米と日本とは企業の文化が違う面もあってか、わが国では、個人はもちろんのこと、企業や企業年金基金、投資信託など機関投資家に対し、社会的責任の一環として、低所得者住宅建設とかコミュニティ交通システムの運営など地域社会の生

イギリスの会社法制の改革は、旧通産省（DTI）〔現事業革新技能省／BIS〕主導の下、1998年から、会社法検討審議会（CLRSG=Company Law Review Steering Group）で行われた⁽¹²⁸⁾。一連の会社法制見直し、さらにはチャリティ制度改革のプロセスにおいて、政府が、地域社会益会社（CIC）制度の検討を早急に押しすすめたのは、とくにその当時、エンロン（Enron）事件やワールドコム（WorldCom）事件、その他企業倫理を欠いた投資信託に関連する事件が多発したことが大きな要因であったといわれる。つまり、これらの企業破綻ケースの余波、企業の社会的責任（CSR=corporate social responsibilities）確立の一環として、CICという新ブランドを整備し、これを積極的に活用する途が模索されたわけである⁽¹²⁹⁾。

これは、政府が、CIC制度創設の趣旨として、「企業は、株主にリターンで報いることだけでなく、社会的に報いる責任も果たさなければならない」と言明していることからわかる⁽¹³⁰⁾。

活環境を向上させる事業や活動をしている社会的企業に重点的に投資するように求める「社会的責任投資（SRI）」の考え方があまり浸透していない。残念ながら、現実の政策論議にも出てこないわけである。議論の立て方を今一度検討する必要がある。

(128) CLRSG's Consultative Papers (1998-2001) and Final Report (June, 2001) on Company Law Reform. Available at: www.dti.gov.uk/cld/review.htm; Government White Paper "Modernising Company Law" Cm 5553 Volumes I (Comment) and II (Draft Companies Bill) HMSO. Available at: www.dit.gov.uk/companiesbill/whitepaper.htm.

(129) See, SIF (Socially Investment Forum), 2003 Report on Socially Investing Trends in the United States (October 2003).

(130) わが国では、投資信託会社を始めとした機関投資家が、経済的格差解消などをねらいに、資本流入の乏しいあるいは貸し渋りなど金融排除（financial exclusion）の著しい特定地域の企業に積極的に投資していることが、投資の際の企業評価の基準の一つになったり、逆にそうした投資を手控えていることが経営陣への圧力になるといった状況からは、いまだ程遠い状況にある。もっとも、わが国でも社会的責任投資に対する関心が強くなってきており、グリーンな金融商品も出回ってきている。

4 CIC 制度から浮かび上がる「三位一体論議」の中身

確かに、登録地域社会益会社（CIC）制度の立ち上げは、コミュニティの立て直しに貢献できる企業（会社）向けの新ブランドを育成することが一番のねらいであった。

しかし、CIC 制度導入にあたり、こうしたねらいとは若干次元を異にする政策目標があった。それは、CIC に認定された法人（会社）に対し、“官”主導の、公的資金（補助金など）を使った直接の支援や税制などを通じた間接的な支援の常態化を防ごうという目標である。すなわち、CIC と認定される社会的企業（会社）が、“公的資金漬け”にならないようにすることである。

CIC が「官製経済」のなかで官からの公的支援という生命維持装置をつけて生かされるのではなく、「市場経済」のなかで CIC 自らの力で生きていける体質に改善するには、さまざまな制度的な工夫が要る。CIC が、その活動原資の調達（キャピタルファイナンス/capital finance）にあたり、これまでの「デットファイナンス（借入金や社債など）」に加え、「エクイティファイナンス（株式や転換社債の発行）」の手法を活用できるように工夫したのが目立つ特徴である⁽¹³¹⁾。

CIC の認定を受けた社会的企業側において最も重視されることは、とりわけ「キャピタルファイナンス（活動資金の調達）」、つまり、“カネ勘

(131) わが国の民間非営利公益界では、「寄附文化」が未成熟であり、これを育てる必要があるとのことで、寄附金控除・損金算入枠の拡大が声高に叫ばれる。国もこうした声に応えて、寄附金控除・損金算入枠の拡大に前向きになってきている。しかし、そもそも税制を活用して寄附する文化を育てようとする政策がない国で、こうした主張・政策が実効性を持つのかはすこぶる疑問である。民間非営利公益界は、活動原資調達にもっと「市場経済」「金融市場」を活用する手法を注目し、民間非営利公益法人の財務基盤の強化策を提示すべきである。官製経済のなかで生かされてきたわが国の非営利公益法人を支える法人制度は、非持分型が主流であり、協同組合・共済団体分野を除き、持分資本（share capital）の手法による資金調達手法は活用できない。しかし、今日、営利法人の多くが債券発行などによる資金調達（デットファイナンス）を積極化させており、民間非営利公益界は、こうしたファイナンスのルートにもっと注目すべきであろう。

定”である⁽¹³²⁾。この点を重視する視角から、CIC制度の検討にあたっては、「コーポレートガバナンス（法人統治）」、「コーポレートディスクロージャー・アカウントビリティ（運営開示・説明責任）」に加え、「キャピタルファイナンス（活動原資の調達）」を入れて、三位一体のかたちで論議された。

〔図Ⅲ-28〕CIC制度検討の3本柱

・コーポレートガバナンス（法人統治）
・コーポレートディスクロージャー・アカウントビリティ（運営開示・説明責任）
・キャピタルファイナンス（活動原資調達）

「キャピタルファイナンス」は、営利か非営利かを問わず、法人（会社）がサバイバル（存立）するあるいは自立するうえで、避けて通れない重い課題である⁽¹³³⁾。

(132) 翻って、2002年からはじまったわが国での公益法人制度改革論議では、「キャピタルファイナンス（活動資金の調達）」問題にはまったく手つがずのかたちですすめられた。わが国では、大半の公益法人や非営利（NPO）法人は、民間の金融機関からの融資や債券発行による資金調達（debt finance）には関心が薄い。会費や補助金、寄附金などを主な原資に「官製経済」のなかで活動するのが正道であるとする考えがいまだに根深い。公益法人制度改革時に、わが国の役所〔内閣官房行政改革推進事務局〕がまとめた「公益法人制度の抜本的改革に向けて：論点整理」（2002年8月）などでは、「キャピタルファイナンス」のあり方については、一言も触れていない。これは、民間非営利公益セクターで“船頭役”を努めている公益財団法人公益法人協会のまとめた報告書〔「調査研究事業報告書・21世紀の公益法人と制度のあり方を探る」』（2002年11月）〕などでも同じである。こうした現状にあって、役所主導で仕上げられ、2006年5月に成立・2008年12月に施行された民間非営利公益法人制度〔公益法人制度改革3法〕においても、“民間活力を活かし公益の増進をはかる”ためのキャピタルファイナンスの仕組みにはまったくふれるところがなかった。一方、役所〔財務省〕がまとめ2008年4月に成立し2008年12月に施行された新公益法人税制において、非営利法人は、全所得が課税対象（原則課税）が基本とされ、金融収益に対する課税特例などは削ぎ落とされ、普通法人と同じ課税取扱に大きく変わった。フルコースの税制上の支援措置を享受できる公益法人は、非営利公益法人

(1) CIC に会社の内部留保金の地域社会益への還元方法を学ぶ

総資本に対する「内部留保/内部留保金」の比率は、総資本に占める自己資本(株主資本と評価・換算差額等の総計)の比率とともに、会社企業の財務内容の安定性や耐久性を示す指標として経営分析に幅広く使われている。

日本では、高度成長期に奨励された過度に他人資本に依存する経営手法が批判される一方で、1990年代に金融機関が貸し渋りを強めたことも手伝って、企業は、自己資本比率を高め、かつ、内部留保/内部留保金を重視する姿勢を強めていった。その一方で、大企業のなかには、過度に人件費や配当を抑制することにより合理的な比率を超えるほど内部留保/内部留保金を貯め込むところも散見され、内部留保/内部留保金のあり方やその費消方針の不透明さが問われ出した。とりわけ、2008年の世界的金融危機「リーマン・ショック」に連座した急激な景気後退を機に、一部の

のなかでも内閣総理大臣ないし知事のお抱え機関〔公益認定等委員会〕からお墨付きをもらい、「官製公益法人」と認定された優良法人〔公益認定法人〕だけとされた。現実には目を向けると、民間非営利公益セクターに投入される公的資金(補助金など)や寄附金などは細る一方である。しかも、新公益法人税制の中身からも自明のように、財務省は寄附金税制の拡大には慎重である。それでも、なおかつ民間非営利公益セクター界は「キャピタルファイナンス」問題を真摯に考えておらず、役所と一緒に「ガバナンス」や「ディスクロージャー・アカウンタビリティ」向上の旗振り一辺倒である。これでは、まるで「武士は食わねど高橋杖」そのものといえる。しかし、「衣食足りてガバナンスやアカウンタビリティなどを知る」が常道である。とりわけ、寄附金支援税制の適用が制限され、収益事業課税が強化されてきている現状にあって、非営利公益法人の「キャピタルファイナンス」の仕組みがしっかりとして整備されているかどうかも重要である。「寄附金税制の整備」を声高に叫ぶだけでなく、頭を切り替え、「キャピタルファイナンス・ルートの多様化」を叫んでみるのも一案である。わが国の民間非営利公益セクター界の資質が問われている。この点、イギリスの制度改革では、「カネ勘定」の問題について、しっかりとした議論を展開していることは評価できる。

- (133) この点、わが国では、伝統的に行政補完型の非営利公益団体が大多数を占めてきた。こうした伝統も手伝ってか、とかく民間非営利公益セクターは、第一(政府)セクターとの共生が強調されるきらいがある。概して独立心に欠け、「官製経済」依存症に病んでいるのが実情である。こうした現状を変えるためにも「キャピタルファイナンス」も含め、三位一体で制度改革問題を今一度精査する必要がある。

大企業が非正規労働者の大量解雇、期間契約更新の拒否などで企業防衛に動いたために、職・住を確保できない人たちが路頭にあふれた。こうした労働者の生存を脅かすような労務慣行に対しては理念なき企業経営そのものであるとして厳しい批判が浴びせられた。

とりわけ、労働者の大量解雇などを実施した大企業のなかには、具体的な用途目的もなく巨額の資金が内部留保 / 内部留保金にかたちで塩漬けになっていたり、あるいは、配当性向が低いところも少なくない。資産の社内蓄積の極大化を第一とし、労働者の生存を脅かすような労務慣行を平然と続けるのみならず、配当方針、成長戦略なども不透明な企業が、一方では、しばしばファンドや外国企業の買収のターゲットになったりしている。

企業が抱える巨額の内部留保 / 内部留保金を、非正規および正規労働者の雇用の維持や創出に積極的に活用すべきではないかとの議論が起きたのも、ある意味では当然の流れともとれる⁽¹³⁴⁾。

すでにふれたように、イギリスの地域社会益会社（CIC）の仕組みでは、資産の利用目的限定 / アセットロック（asset lock）原則が、その根幹をなす。アセットロック原則の下、CICは、内部留保 / 内部留保金を含むそのあらゆる資産は、「コミュニティ（地域社会）の利益」に資する用途目的に費消・還元するように求められる。わが国での会社の内部留保金処理のあり方やその費消方針を考えるうえで、CIC制度から学ぶところがないのか、今一度精査してみる必要がある。

ここで、会社の内部留保 / 内部留保金の用途目的、とりわけ地域社会益（コミュニティインタレスト）への費消・還元のあり方、そのための制度構築を検討するに先立ち、企業財務の視角から営利会社の事業資金（総資

(134) 田村八十一「トヨタ、ホンダ、日産の「内部留保」を解剖する」経済168号（2009年9月号）、小栗崇資「内部留保の雇用への活用は可能か」経済164号（2009年5月号）、参照。

本)の構成について、理解を深めることは有益である。おおまかに図にまとめてみると、次のようになる。

〔図表Ⅲ－29〕会社の事業資金（総資本）の構成図

総 資 本	負 債	流動負債（短期借入金等）		狭 義 の 内 部 留 保 （ 金 ）	
		固定負債（社債、長期借入金等）			
	純 資 産	持 分 資 本	資本金		
			資本剰余金		資本準備金
					その他の資本準備金
		利益剰余金	利益準備金（法定準備金）		
			任意準備金（任意積立金）		
			その他の利益準備金		
		自己株式			
	評価・換算差額等（その他の包括利益）				
転換社債（新株予約権付き社債）					

「内部留保 (reserves)」ないし「内部留保金 (retained profits)」については、会社法あるいは企業会計上、これを具体的に定義した規定はない。したがって、極めて不確定な概念である⁽¹³⁵⁾。ただ、一般には、内部留保 / 内部留保金とは、会社が事業で得た利益のうち再投資に費消する目的あるいはそうした名目で会社内部に蓄積された資産（資金）を指す。「社内留保」「社内留保金」、さらには俗に「社内埋葬金」などとも呼ばれる。

一般に、内部留保 / 内部留保金とは、会社が多年度にわたり累積した利益の留保額全体を指すことが多い。しかし、単年度ごとに生じる利益の留保額を指すこともある。内部留保 / 内部留保金は、大きく“狭義”と“広義”とに分けて捉えられることができる。

(135) わが法人税法は、特定同族会社への「留保金課税」を行っている(法人税法67条)。

図表Ⅲ-29に沿って説明すると、(a)「狭義の内部留保/内部留保金」とは「利益剰余金」を指す。利益剰余金とは、純利益から配当や役員賞与など社外に流出した分を差し引いた金額である。必ず内部留保/内部留保金に含められ、貸借対照表(B/S)の貸方「資本の部」(日本では「純資産の部」)に勘定科目として表記される。「利益剰余金」は、法定準備金である①利益準備金のほか、②任意準備金(任意積立金)、③その他利益剰余金(繰越利益剰余金)からなる。①利益準備金は、その用途目的が、資産が資本を下回った場合、それを取り崩して補うことなどに限定される。わが国の場合、会社法で毎決算期に一定額を積み立てるように求められる(日本会社法445条4項)⁽¹³⁶⁾。一方、②任意準備金は、法定準備金以外の準備金で、定款または株主総会の決議により積立てられるものを指す⁽¹³⁷⁾。ちなみに、「狭義の内部留保/内部留保金」説は、利益剰余金、すなわち「公表内部留保/内部留保金」、のみを内部留保/内部留保金と捉えることにつながるという意味では、大企業の内部留保/内部留保金の極大化を擁護することにつながる。

(136) 配当額の10分の1を資本準備金または利益準備金として積立計上しなければならず、資本準備金との合計額が資本金の4分の1に達するまで、利益準備金を積み立てなければならない。例えば、100万円の株式配当をするには110万円の剰余金が必要であり、利益準備金として10万円仕訳し、100万円は未払配当金の勘定科目に記載する。

(137) また、会社の定款や株主総会の決議によって任意に用途目的を決定できる。ただ、一般に、目的や用途があらかじめ指定されているものが多い。「事業拡張積立金」や「配当平均積立金」などが典型例である。もっとも、任意準備金(任意積立金)は、用途目的が指定されていない、あるいは、あらかじめ用途目的が指定されている積立金であっても株主総会の承認を受ければ当初の用途外の目的に充てることができる場合もある。ちなみに、任意準備金(任意積立金)は、純利益を算定する段階ですでに費用として控除されている各種引当金(例えば、減価償却引当金、価格変動準備金、退職給与引当金など)とは異なる。なお、会社がどの程度まで配当可能なのかについては、内部留保/内部留保金と当期純利益からおおよそ想定できる。利益剰余金(狭義の内部留保/内部留保金)の一部をなす前期繰越利益を当期純利益に加算して、当期未処分利益となり、配当原資となる。同じく利益剰余金の一部である任意積立金も株主総会の承認があれば、取り崩して配当に充てることが可能である。

これに対して、(b)「広義の内部留保/内部留保金」説では、公表内部留保/内部留保金だけでは、真実を反映していないとし、利益剰余金に加え、その他の勘定科目、例えば資本準備金やその他資本剰余金、さらにはその他の包括利益(評価・換算差額等)も入れて、内部留保/内部留保金を捉えることになる。言い換えると、「実質内部留保/内部留保金」を基準に内部留保/内部留保金をとらえようとする。

もっと広い「実質内部留保/内部留保金」基準を用いて会社の内部留保/内部留保金を捉えることも可能である。内部留保/内部留保金は「準備金」、「積立金」、「引当金」といった勘定科目に表記されることが多い。しかし、実際には、現金や預金だけではなく、売掛金、金銭債券、有価証券のかたち、さらには土地建物、機械設備といった固定資産など資産のかたちをとっていることも多々ある。したがって、わが国の規模の大きい会社が抱える内部留保/内部留保金は、広義でとらえると、想定以上に巨額になるようにも見える。

会社の事業資金ルートは多様であり、株式や転換社債/新株予約権付き社債の発行(本人資本)、借入や短期債券の発行(他人資本)によることができる。この場合、会社は、株主への配当支払、債券保有者への利子支払、金融機関への元本返済や利子支払の義務を負うことになる。これに対し、貯蓄(資産)でもある内部留保/内部留保金は、そのような義務を負わずに調達できる資金である。この点に着眼して、内部留保/内部留保金は「社内埋蔵金」と呼ばれることもある。

内部留保/内部留保金は税引き後の“資金”であるため、これに課税すれば二重課税となるという理由で、特定(特定同族会社への留保金課税)の場合を除き、原則として内部留保/内部留保金に対する課税は行われていない⁽¹³⁸⁾。

(138) 特定同族会社への留保金課税(法人税法67条)は、一部の同族支配の会社が租税回避場所となるとの立法事由からそれを防止する趣旨から実施されている。しかし、特定同族会社以外への内部留保に対する課税は二重課税となると解する一

すでにふれたように、わが国では、大企業の内部留保 / 内部留保金を、非正規・正規労働者の雇用維持・創出に活用すべきではないかとの議論が起きた。用途目的が不透明なまま社内に塩漬けになっている巨額の内部留保 / 内部留保金を社会貢献、地域社会益の増進に向け積極的な費消・活用を図るためにも、イギリスの CIC 制度およびその理念などを真摯に精査する必要がある。

（2）社会的企業の活動原資調達方法

話をイギリスに戻そう。社会的企業（social enterprisc）は、普通の営利会社（for-profit companies）と同様に、さまざまな活動原資調達方法（キャピタルファイナンス / capital finance）を選択できる。典型的な活動原資調達方法の一つは、従来からの「デットファイナンス（debt finance）」、すなわち金融機関などからの借入金や普通社債 / 債券（bonds）発行のような、返済期限の定まった他人資本 / 借入資本（debt capital）の活用である。

そして、もう一つは「エクイティファイナンス（equity finance）」、つまり株式ないし出資持分（shares）の発行や転換社債（CB=convertible bonds / 新株予約権付社債）の発行など、原則として返済期限の定めのない自己資本（equity capital）の活用である。活動原資調達方法の選択・活用においては、常に総資本に占める他人資本 / 借入資本と自己資本との構成比率に注目する必要がある。積極的事業展開を考えると、他人資本 / 借入資本の活用をおそれてはならない。

その一方で、自己資本構成比率が極端に低くなると、社会的企業の信用や健全性に疑問符が付き、他人資本 / 借入資本の活用が難しくなるおそれもある。社会的企業部門に関するキャピタルファイナンス問題を考えると

方で、特定同族会社に内部留保は二重課税の例外としてゆるされると解する考え方は、規模の大きい非同族会社においてもその用途目的などが不透明なまま内部留保として巨額の資金が塩漬けになっているという現実に着眼する限りでは、合理性を欠いていると言わざるを得ない

言っても、それほど単純にはいかない。

また、例えば、登録チャリティ(registered charities)(2003年チャリティ法3条以下)の場合は、原則として出資持分の発行を通じたエクイティファイナンスの手法を使った資金調達はできない。したがって、自己資本比率が急激に下がらないように配慮しながら、いかにデットファイナンスを巧みに活用するかが重い課題となる。

また、地域社会益会社(CIC=community interest company)、とりわけ株式有限責任会社(CLS=company limited by shares)がCICの認定を受けるかあるいは登録をしている場合には、デットファイナンスの手法もエクイティファイナンスの手法も活用できるが、「資産の利用目的限定/アセットロック(asset lock)原則や「配当および利子制限(cap on distribution and interest)原則が適用になることに注意する必要がある(2004年地域社会企業法30条・31条)。すなわち、後に詳しくふれるように、CICが解散する場合、投資家社員(株主)は、初期投資額プラス未払配当は受け取れるが、アセットロック原則の適用により清算所得の分配は受けられないことになる。

ちなみに、社会的企業に対するエクイティファイナンスのかたちでの資金提供者(投資家社員/株主)は、社会的企業の経営が立ち行かなくなり倒産した場合には、出資分に対する分配順位は、金融機関や社債権者よりも劣後になる。したがって、この場合には、エクイティファイナンスの方が、デットファイナンスよりも、リスクは高くなる点に注意する必要がある。

(3) 主な社会的企業の典型的な活動資金調達方法

これまで、協同組合(*bona fide cooperative societies*)および地域社会益共済組合(ベンコム/community benefit societies)、住宅金融組合(*building societies*)、信用組合(クレジットユニオン/credit unions)を

はじめとして主要な社会的企業（social enterprise）の資金調達（capital finance）方法について精査してきた。

ここで、地域社会益会社（CIC）、公益団体（charities）や公益法人（CIO=charitable incorporated organization）を含め、これらイギリスの社会的企業が活用できる活動原資調達方法をまとめてみる。

〔図表Ⅲ－30〕 主要な社会的企業の典型的な活動原資調達方法一覧

<p>助成交付金・補助金（grants, subsidies）、寄附金（gifts, donations）</p>
<p>（a）助成交付金・補助金：社会的企業は、地域社会益増進事業、公益増進活動を行うために、国家（国や地方団体）や公私各種団体から助成交付金（grants）ないし補助金（subsidies）を受けることができる。いわゆる「活動原資交付金（capital grants）」の受給である。一般に、こうした活動原資交付金は、応募ないし受給できる事業分野が限られている場合も少なくない。とりわけ、株式有限責任会社形態（CLS）の社会的企業の場合で、地域社会益会社（CIC）の認定を受けていないもしくは登録をしていないとき、または、共済組合（society）の場合で地域社会益共済組合（ベンコム /community benefit society）の認定を受けていないもしくは登録をしていないときには、アセットロック原則（asset lock rule）や「配当や利子支払に対する上限（cap on distributions and interest）」規準の適用がなく、活動原資交付金が株主または組合員への配当もしくは利子支払に充当されるおそれもあることから、受給対象から外されている場合も少なくない。この点、登録チャリティ（registered charity）の場合は、サイプレス（cy pres）原則やこの原則から派生する「利子支払に対する上限（cap on interest）」規準等に配慮せざるを得ず、例えば原資調達に借入資本の手法を導入し債券（bonds）を発行していたとしても、過大な利子支払につながるおそれは少ない。</p>
<p>（b）寄附金：社会的企業は、個人や法人が支出した寄附金を受け入れ、それを地域社会益増進事業、公益増進活動の原資とすることができる。ただし、CIC およびベンコムの場合には、登録チャリティの場合とは異なり、寄附金を支出した個人ないし法人は所得課税額の計算にあたり寄附金控除ないし損金算入ができない。</p>
<p>利益（profits）、剰余金（reserves）、留保金（retained profits）</p>
<p>事業利益・留保金の地域社会益増進ないし公益増進への充当：CIC やベンコムは、事業利益、剰余金ないし留保金が生じた場合には、それを株主または組合員への配当や利子支払に充てるのではなく、地域社会益の</p>

増進に充てるように求められる。CIC やベンコムは、この「地域社会益増進への充当要件」を充足する途を選択できる。例えば、地域公共交通サービス事業を営む CIC の場合、事業利益や剰余金、留保金を自らが営む事業活動自体が地域社会益の増進に充ててもよい。これに加え、当該事業からあがった利益や剰余金、留保金を、若年失業者の職業訓練事業に投入するかたちで地域社会益の増進財源に供する途も選択できる。一方、登録チャリティは、事業利益、剰余金ないし留保金が生じた場合には、それを公益増進目的に充てるように求められる。

借入 (debts)

(a) 金融機関からの借入金：CIC やベンコムが、地域社会益に資する事業を営むために通常の商業利率での借入による資金調達 (デットファイナンス / debt finance) をすることについては問題がない。ただし、異常に高い利率での借入が行われ、そのことについて特段の事由がない場合には、役員がその責任を問われる可能性が出てくる。また、この場合、地域社会益を護るための課されたアセットロック原則やこの原則から派生する「利子支払に対する上限 (cap on interest)」規準に抵触するおそれも出てくる。一方、登録チャリティの場合は、原則としてエクイティファイナンスの手法を使つての資金調達はできないが、デットファイナンスの手法は活用できる。

(b) 債券の発行：CIC やベンコムは、地域社会益に資する事業を営む原資を確保する手段として「債券 / 社債 (bonds, debenture)」の発行も活用できる。一方、登録チャリティも、債券の発行による原資調達が可能である。債券保有者には社員権 (会員権 / 組合員権) がないことから、債券保有者が増加しても社員 (会員 / 組合員) の投票行動に左右されないで組織運営ができるという長所もある。しかし、社会的企業部門においては、社債を発行して活動資金調達をはかる方法は、必ずしも一般的ではない。債券 / 社債の発行に消極的になる背景には、一つは、債券 / 社債保有者に対しては「利子支払に対する上限 (cap on interest)」規準の適用があることがあげられる。また、金融サービス庁 (FSA) による規制、とりわけ目論見書要件 (prospectus requirements) の充足など発行についてのハードルが高いことがあげられる。小規模発行については、目論見書要件の適用除外措置などの適用があるものの、逆に専門家の支援などに要する調達コストが高くなるという短所があり、普及していない。

(c) 資産に対する抵当権設定：CIC やベンコムは、基本的に会社法 (Companies Acts) の適用を受ける。CIC は、他の管利会社と同様に、金融機関などからの借入れの際に、土地建物、車輛その他の法人資産を抵当に付すことができる。その場合、抵当権 (charges on assets) が設

定された事実を明らかにするために、設定されてから21日以内に、会社登記所 (Companies House) で抵当権設定登記をするように求められる。CICは、浮動担保 (floating charge) を設定することも可能である。浮動担保とは、担保物を特定せず、変動する営業資産を担保目的とする、または、清算などのときに担保目的物が具体的に特定するかたちの担保方式である。社債発行の場合などに活用される。一方、チャリティ法 (Charities Acts) の適用を受ける登録チャリティも、デットファイナンス手法の活用の一環として公益事業用資産に対する抵当権設定 (security and guarantees attach to the debt) ができる。

持分 (equity)

(a) 払戻請求権付き持分出資 (withdrawable share capital) : ベンコム (地域社会益共済組合) および真正協同組合、すなわち旧勤労者共済組合 (IPS=industrial and providential societies) は、伝統的に、その事業資金調達 (capital finance) を内部の組合員からの持分出資 (share capital) に深く依存してきている。ベンコムや真正協同組合においては、組合員が組合への持分出資を引受けた後に当該組合に払い込んだ金額は、これを持分資本 (equity capital) として会計処理することになる。ただし、組合がその規約 (rules) の出資持分 (share capital) に関する規定に特段の定めを置き、払戻請求権付き持分出資 (withdrawable share capital) の仕組みを採用することができる。すなわち、組合員は自己が払い込んだ出資額の払戻を受けられるかたちにもできる。この場合には、払戻持分出資額を負債 (debt) と会計処理することになる。さらに、組合規約で、持分出資を行った後数年間は払戻を請求できないとの制限を付す、あるいは、理事に対して払戻請求を拒否することのできる裁量権限を与えたとすると、同じく払戻持分出資額を負債 (debt) と会計処理することになる。組合の持分出資は、株式有限責任会社が発行する株式と同様に、譲渡権付き (transferable) にすることも可能である。さらに、払戻請求権付き (withdrawable) + 譲渡権付き (transferable) にすることもできる。ただし、組合規約に明定する必要がある。

(b) 普通株式 (ordinary shares) : 株式有限責任会社 (CLS) 形態の CIC は、いくつかの単位に分けられた、あるいは額面ある持分株式 (share capital) を発行できる。一つあるいは一単位の株式に与えられる株主の権利が平等である (株主平等の原則適用のある) 株式を「普通株式 (ordinary share)」という。無額面株式の発行価額あるいは額面株式の1株の金額は、通例1ポンドである。ただし、会社登記所へ届け出れば、これ以下あるいはこれ以上の価額ないし金額でも株式発行ができる。CLSの普通株式を保有するもの (普通株式保有者) は、配当できる利益が出た場合には配当を受け取ることができる。しかし、アセットロック原則およびこの原則から派生する配当や利子支払に対する上限

(cap) 規準が適用になることから、支払は制限を受ける。一方、普通株式保有者は、CLS が業績不振で清算をする場合には、最後に補償を受けることになっているために、危険負担は大きい。なお、会社形態の CIC は、消却できる株式 (redeemable shares) を発行し、将来のある時期に当該株式を会社に譲渡できるとすることも可能である。

CIC が、株式有限責任会社 (CLS) として設立された法人であり、従業員持株制度 (employee share ownership scheme) を維持しているとする。この場合には、その従業員は、自社の株式に投資することが可能である。言い換えると、この種の CIC は、従業員である投資家・株主(持分社員) から地域社会益に資する事業への原資を獲得することができる。

(c) 優先株式 (preference shares) : 優先株式とは、普通株式に比べて、利益の配当を優先的に受けるもしくは残余財産の分配を優先的に受ける、または双方について優先的に受けることのできる性質を備えた株式である。株式有限責任会社 (CLS) 形態の CIC の場合、持分社員 (株主) がおり、普通株式については、利益が生じている限り、配当できる。ただし、配当支払に対する上限 (cap) が法定され、イングランド銀行の貸出利率内に限定される。これに対して、優先株式の場合には、この上限 (cap) に縛られず、剰余金が上がっている限り、普通株式よりも有利な配当率を設定できる⁽¹³⁹⁾。このうち、利益の配当については、所定の優先株式配当金以外に普通株式配当を受けられる参加型と、所定の優先株式配当のみ受けられる非参加型がある。また、ある事業年度において優先株主に対して支払うべき株主配当の金額が優先株主配当金の額に達しない場合には、その不足分を次期以降の利益から次期以降の優先株主配当金とあわせて支払うことのできる累積型と、その不足分が次期以降には繰り越せない非累積型とがある。なお、優先株主に対しては、投票権を付与しないこともできる。

5 CIC 制度政府素案の目指すところ

登録地域社会益会社 (CIC) 制度は、「社会的企業」を強化・育成しようとの趣旨でデザインされ、整備された。ただ、外見だけから判断すると、わが国の、現在の特定非営利活動 (NPO) 法人制度、あるいは新設された非営利法人制度に近い仕組みを導入しようとしているようにも見える。

(139) 詳しくは、IV 3 および 4 参照

しかし、実際は、新たな非営利法人制度などをつくるのではなく、会社法の下で設立された営利法人や非営利目的で活動する法人（さらには登録チャリティのかたちで公益活動をしてきた法人）などを、地域社会益会社（CIC）として認定・登録（ないしチャリティからCICに転換登録）する制度の導入である（2004年地域社会企業法36条～40条）。

独自の認定・登録、監督など規制を行うための機関（CIC規制官/CIC Regulator）も設けられた（2004年地域社会企業法41条以下）。認定・登録対象も、株式有限責任会社（CLS）形態のものから保証有限責任会社（CLG）形態のものにまで、幅広く法人格を有する各種の法人（会社）を含む。言い換えると、会社法に準拠して普通営利会社と同様の手続で設立されたものを主なターゲットに、もっぱらコミュニティのインタレスト（地域社会の利益）に資する目的を持った法人を、地域社会益会社と認定・登録して、育成しようとする仕組みである。

それでは、CICの認定対象としては、どういった活動が想定されているのであろうか。

地域社会益会社（CIC）のイメージは、報告書『地域社会企業：地域社会益会社案（Enterprise for Communities: Proposals for a Community Interest Company）』（2003年3月26日）【『CIC制度政府原案』】で示されている⁽¹⁴⁰⁾。このなかでは、CIC（地域社会益会社）について、地域をベースに、低所得者用住宅、地域バス事業、保育事業など、地域社会のニーズにあうサービスを提供するのが、この法人の目的とされている。もっとも、病院とか学校のような政府規制の厳しい分野の事業を営むことは想定されていない。ということは、地域社会の生活環境改善など地域社会益の増進を目的とするCICは、チャリティコミッションの認定の対象となる

(140) See, HM Treasury, Enterprise for Communities: Proposals for a Community Interest Company (March 2003). Available at: <http://www.intelligentcommunities.org.uk/documents/consultation%20document%20-%20community%20interest%20companies.pdf>.

登録チャリティ(公益団体)ではない。

新たにCIC登録審査・監督などを行う独自の規制機関(CIC規制官/CIC Regulator)が設けられ、登録CICには、「地域社会益基準(community interest test)」に基づき「年次コミュニティインタレスト報告書」の作成が義務づけられた(2004年地域社会企業法34条、2005年CIC規則第7章26条以下)。これにより、「公益(public benefit)」を目的とする登録チャリティ(公益団体)とは別途に、「地域社会益(コミュニティインタレスト/community interest)」を目的とする登録CIC会社が存在するという、「二元構造」ができあがった。

このCIC制度の導入により、チャリティコミッションが所轄するこれまでの「登録チャリティ(公益団体)」制度と、新たな規制機関(CIC規制官/CIC Regulator)が所轄する「登録地域社会益会社(CIC)」制度の二本立てとなった。

イギリスでは、“地域社会益”も、広い意味での“公益”に入ると解されている。したがって、“地域社会益”の増進をねらいとする法人(会社)は、登録チャリティ(公益団体)になる途と登録地域社会益会社(CIC)となる途のいずれかを選択できる。ある意味では、二本立てとなったことにより、双方の制度は、“擬似市場競争”をさせられることになる。別の見方をすると、「社会的企業セクター」をもっと市場競争メカニズムに組み込み、活性化につなげようしているようにも見える。

加えて、勤労者共済組合(IPS=industrial and provident society)【現ベンコムおよび真正協同組合】という伝統のある非営利団体制度とCIC(地域社会益会社)の大きな違いは、IPSが会員制で受益対象が限られる非営利団体である点である。IPSは、イギリスで長い伝統がある。したがって、IPSは、制度を刷新し基盤を強固にした上で、受益対象が不特定多数で地域社会益を目的するCICと共存させる方針をとったわけである。なお、IPSは、望めば、CICに転換登録する途も拓かれている(1965年IPS法

【1965年協同組合・ベンコム法】52条）。

6 「社会的企業」の実例をみる

ここで、実例 [[「HCTグループ (HCT Group)」（旧ハックニイ・コミュニティ・トランスポート/HCT=Hackney Community Transport Limited)]] をあげて、社会的企業 (social enterprise) の実態を点検してみたい⁽¹⁴¹⁾。

HCTは、1982年に、ロンドンのハックニイ地区の25余りのボランティア団体が共同で始めた地域ミニバス交通事業を営む会社である。保証有限責任会社 (CLG) 形態で、400余りの地域のボランティア団体やコミュニティ団体が社員 (会員) である。HCTは、発足当初は、その力量や定款の趣旨から、特定地区の極限られたルートを運行、高齢者などふつうの交通手段を利用できない地域住民の“足”となることが目的であった。しかし、いまや幹線ルートにも進出、タクシー事業やグループ利用にまでサービスを拡大している。発足当時は、車両4台、有給職員は1人であった。しかし、HCTは、「ドア2ドア (Door 2 Door)」サービスや、大家族や妊産婦向け、高齢者や障害者の買物向けの「CTプラス (CT Plus)」バスサービスなど、コミュニティの多様なニーズに沿った事業を展開している⁽¹⁴²⁾。その他、公益活動の一環として、クルド人やソマリア人など難民で英語が話せない人たちの移動支援、バス運転手になる就労支援なども手がけている。

2008年にHCTは、「HCTグループ (HCT Group)」に改称した。HCTグループは、有限保証責任会社 (CLG) 形態をとっており (会社登録番号1747483号)、チャリティコミッションの認定を受けた登録チャリティである (登録チャリティ番号1091318号)⁽¹⁴³⁾。HCTグループは、子法人とし

(141) Available at: <http://www.hctgroup.org/>.

(142) Available at: http://www.hackneyct.org/html/services_details.html.

(143) Available at: <http://www.charity-commission.gov.uk/SHOWCHARITY/RegisterOfCharities/SearchMatchList.aspx>

て次のような3つのCLG形態地域社会益会社(CIC)を有している⁽¹⁴⁴⁾。

〔図III-31〕HCTグループを構成する地域社会益会社(CIC)

会社名	CIC登録番号	地区	設立登録/転換登録日
CT プラス地域社会会社 (CT PLUS Community Interest Company)	04137890	ロンドン	2007年4月20日
CT プラスハンバー地域社会会社 (CT PLUS Humber Community Interest Company)	07208888	ロンドン	2010年9月2日
CT プラスヨークシャー地域社会会社 (CT PLUS Yorkshire Community Interest Company)	05629152	ロンドン	2006年9月29日

* 2010年9月現在

いまや、HCTグループは、450人を超える職員をかかえ、売上げも2010年度には1,900万ポンド超(1ポンド=130円で換算、25億円弱)にまで達している。HCTは年々、民間の営利会社に匹敵する規模に成長している。HCTは、その利益のすべてを本来のコミュニティバス事業などに再投資している⁽¹⁴⁵⁾。

(144) HCTグループ(HCT Group)のビジネスモデルは、親団体が有限保証責任会社(CLG)形態の登録チャリティであることから、その役員(理事者)は報酬を受け取ることができない。しかし、子団体(子会社)として3つのCLG形態の地域社会益会社(CIC)を有している。したがって、登録チャリティである親団体(HCT Group)の定款等に、親団体の役員は、報酬を得て子団体(子会社)の役員を兼務できる旨の記載をして、実質的には登録チャリティの役員として報酬を得ることが可能な仕組みになっている。また、このビジネスモデルでは、子団体(子会社)を株式有限責任会社(CLS)形態のCICとしてではなく、有限保証責任会社(CLG)形態のCICを設けている。すなわち、持分株式(share capital)発行による「エクイティキャピタル」の導入には必ずしも積極的ではない姿勢がうかがえる。結果的には、登録チャリティ役員無報酬のルールに風穴を開け登録チャリティ役員に報酬を提供するビジネスモデルのようにも見える。

(145) Available at: <http://www.hctgroup.org/index.php?sectionid=1>

IV CIC 制度の分析

すでにふれたように、政府は、2003年3月26日に『CIC 制度政府原案』を公表した。この答申に対し、政府は、2003年6月18日を期限に、パブリックコンサルテーション（公開諮問／意見公募）を求めた。その後、政府は、2003年10月22日に、報告書『地域社会企業：地域社会益会社（CIC）制度案に対する一般からの意見および政府の見解』【『CIC 制度政府草案』】を出した⁽¹⁴⁶⁾。この CIC 制度政府草案は、寄せられた134のコメント（意見）を分析し、政府の最終見解を盛り込んだものである。こうした経緯からも分かるように、CIC 制度政府草案は、その後の法制化作業で重要な意味を持つ資料であった。

各界から寄せられたこうしたコメントは最終法案第 2 編⁽¹⁴⁷⁾に盛りられ、議会での審査を経て、2004年10月28日に、女王の裁可を得て、2004年公司（監査、調査および地域社会企業）法（Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004）【2004年地域社会企業法】として成立した⁽¹⁴⁸⁾。その後、同法に準拠して2005年地域社会益会社規則（Community Interest Company Regulations 2005）【2005年 CIC 規則】⁽¹⁴⁹⁾が制定され、2005年7月1日に施行された。

さらに、会社登記所（Companies House）の CIC 規制官（Regulator of Community Interest Companies）事務局は、『CIC 情報ガイダンス（Information and Guidance notes/ 事務運用指針）』を出している。『CIC 情報ガイダンス』は、CIC の運営、受忍義務などについて、実務的な典拠となる⁽¹⁵⁰⁾。

(146) See, DTI, Enterprise for Communities: Proposals for a Community Interest Company: Report on the public consultation and the government's intentions (October 2003)

(147) Available at: <http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200304/cmbills/158/2004158.pdf>.

(148) Available at: http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2004/ukpga_20040027_en_5#pt2.

(149) Available at: <http://www.opsi.gov.uk/si/si2005/20051788.htm>.

(150) See, Regulator of Community Interest Companies, Information and Guidance notes, available at: <http://www.cicregulator.gov.uk/guidanceindex.shtml>

1 CIC 制度政府原案の概要

「地域社会益」とか、「コミュニティインタレスト」とかは、わかりづらいコンセプトである。イギリス政府は、CICの登録要件としては、法人の目的が、コミュニティ全般に奉仕する、あるいはより広い公益を目的とし、サービスの利用者を不当に厳しく制限しないことなどを考えていた。ということは、もっぱら“地域社会益”あるいは“公益”の、どちらを目的にしても、CICの認定・登録は受けられる方向を目指していた。言い換えると、社会的企業にあてはまる法人は、“エクイティファイナンス”も使える「登録CIC」か、各種“支援税制”の適用ある「登録チャリティ」か、いずれかの途を選べることになる。結局、社会的企業側から見ると、どちらの途がその法人の活動にとり使い勝手がいいのか、といった基準で選択することになる。

ここで、「CIC 制度政府原案」を手がかりに、新たな登録法人制度であるCIC制度案のコンテンツ(内容)を図説する。

〔図III-32〕CIC(地域社会益会社)制度政府原案の主な内容

(1) CICの基本的な特徴

《CICの骨格》

- ① CICは、コミュニティの利益をはかることを目的とする有限責任法人〔保証有限責任会社(CLG)〕、〔株式有限責任会社(CLS)〕である。
- ② CIC登録は、CIC登録会社の新設、既設会社のCIC転換登録のいずれかの方法でできる。
- ③ 普通会社の設立登記などを担当する会社登記所(Companies House)の会社登記官(Registrar of Companies)に申請し、“審査”を経て合格すれば、登録され適格を得る。
- ④ CICは、会社法に基づいて会社登記官(Registrar of Companies)の規制・監督を受ける。
- ⑤ CICの適格“審査”は、会社登記官の付託を受けて、新たに会社登記所内に置かれたCIC専任の審査・監督機関〔正式名称「CIC規制官(Regulator of Community Interest Companies)」〕が行う。CIC規制官

は、登録 CIC を監督する。

- ⑥CIC は、コミュニティ（地域社会）の利益につながる活動の増進に努めなければならない。

《登録要件》

- ①登録適格を審査する場合に、CIC 規制官は、理性ある人（reasonable person）が、申請団体が特定にコミュニティの利益ないしより広範な公益を目指していると思われるかどうかといった「質的基準」によるものとする。
- ②「地域社会益基準（Community Interest Test）」（2004年地域社会企業法35条、2005年CIC規則第2編3条）では、次のような具体的な基準が盛り込まれている。
- （a）コミュニティの利益を目的としているかどうかの判定は、定款の目的のみならず、申請時の証拠資料によるものとする。
 - （b）申請時の判定においては、申請団体のサービス利用の機会がより広範な人々に開かれていることを求めるものとする。
 - （c）地域社会（コミュニティ）とは、「特定地域」もしくは「利益を享受するコミュニティ」を指す。
 - （d）政府は、登録時、「地域社会益」について、できる限り柔軟な姿勢で、幅広い活動について認定するものとする。

《規制の仕組み》

- ①登録後、CIC はコミュニティ（地域社会）に対する利益の提供に専念するように求められる。
- ②CIC は、「年次コミュニティインタレスト（地域社会益）報告書」【「年次報告書」】を作成し、CIC 規制官に提出するように求められる。
- ③年次報告書には、その年度に行った地域社会益または公益に関する活動および利害関係者（stakeholders）について記載するものとする。
- ④CIC 規制官は、監督責任および苦情調査の権限を持つものとする。
- ⑤CIC 規制官は、必要に応じ、CIC の資産およびCIC の目的を維持するために、CIC に介入する権限を有するものとする。
- ⑥CIC 制度は、社会的企業家がCICを自由に経営しかつ自己責任を負えるように、できるだけ「軽微な規制」の仕組みとする。

（2）禁止される活動

- ①政党や政治団体は、法人格を有していても、CIC の認定・登録を求めることができない（不適格会社/excluded company）。また、政党や政治団体は、子法人（子会社）を設立するかたちでもCICの認定・登録を求めることができない。
- ②CIC の認定・登録を求める法人（会社）は、議会工作活動（直接口

<p>ピング)に加え、政治広報活動(直接ロピング)も原則として禁止される。</p>
<p>(3) 登録チャリティ適格との関係</p> <p>①CICは、その目的が「登録チャリティ」と同様に、公益を目的とする場合も考えられる。したがって、申請法人(会社)は、CIC〔軽微な規制、ただし税制上の支援なし〕か、登録チャリティ〔より厳しい規制、ただし税制上の支援あり〕か、いずれかの途を選択できる。</p> <p>②新設法人(会社)のみならず、現存する法人(会社)についても、この登録の選択、転換登録の選択を認める。</p>
<p>(4) CICの組織、統治(ガバナンス)および説明責任(アカウンタビリティ)</p> <p>①CICは、普通の営利会社と同様に、取締役(directors)と社員(members)を有するものとする。CLS(株有限責任会社)形態の場合、社員は同時に、いわゆる「株主・持分社員(shareholders)」である場合が多い。</p> <p>②社員権は、そのCICの定款で社員権の譲渡を禁止しない限り譲渡可能とする。</p> <p>③社員は、「普通社員」〔議決権はあり・利益分配請求権等はなし〕と「投資家社員」〔議決権はなし・利益分配請求権等はある〕の2種類とする。</p> <p>④取締役が、CICの経営方針や日常の経営上の業務運営を行う。</p> <p>⑤CICは、年次報告書、会計書類を会社登記所に提出する一方、これらに加え、年次コミュニティインタレスト報告書などをCIC規制官に提出し、公の閲覧に供するものとする。</p> <p>⑥説明責任の面での登録事項や内容は、持分の保有、取締役の変更、利害関係人(stakeholder)の関与状況など、幅広い分野にわたり、法改正が必要になる。</p> <p>⑦資家社員が、どの程度まで、CICを支配できるのかも重要な検討課題である。</p>
<p>(5) 利子・配当「上限」付きでのCICの資金調達(キャピタルファイナンス)</p> <p>①政府は、社会的企業部門における資金調達問題に対応するために、イングランド銀行の調査やコミュニティ投資税額控除(CITC)の導入を始めとした多様な検討を行っている。CIC制度のデザインにおいては、CICが、より柔軟に資金調達ができるように選択の幅を広げるための検討をしている。</p> <p>②CICにとり、金融機関からの融資(debt finance)は、最も身近な資金調達方法である。加えて、CICは、投資家に向けて、配当(dividends)や利子(interests)については「上限(cap)」を付した</p>

うで売買可能な株式 (shares) や転換社債 (convertible debentures) の発行、すなわちエクイティファイナンス (equity finance)、による資金調達を認めるかたちでデザインされた。

- ③CIC が解散する場合、投資家社員は、清算所得の分配は受け取れないが、初期投資額プラス未払配当は受け取れるかたちでデザインされた。

(6) CIC の資産に対する「利用目的限定 (アセットロック)」原則の適用

- ① CIC の基本財産や基金、その果実や収益 (資産) は利用目的が「限定 (lock)」され、「コミュニティ (地域社会) の利益」に資する目的を増進するために充当されなければならない。
- ②資産の利用目的限定 / アセットロック (asset lock) 原則の下であっても、地域社会益増進目的の範囲内であれば、例えば融資を受ける際の担保を供するために、基本財産や基金を利用することができる。
- ③ CIC の基本財産が、会社 (法人) の地域社会益増進目的の利用に必要な範囲を超えるほど累積している場合には、その定款に、他の CIC ないし登録チャリティ (登録公益団体) に対し超過する分を譲渡できる旨の定めがあり、かつ、利害関係人に通知しかつ CIC 規制機関 (CIC 規制官) の同意を得たときには、その譲渡が認められるものとする。

2 立法趣旨の分析

CIC 制度政府原案に盛られた内容は、成立した2004年会社 (監査、調査および地域社会企業) 法【2004年地域社会企業法】第2編、および2005年地域社会益会社規則【2005年CIC規則】に具体化された。

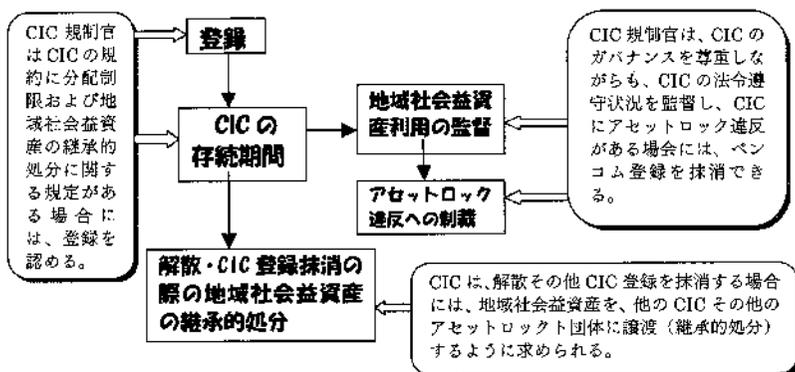
以下においては、登録地域社会益会社 (CIC) 制度の根幹をなす原則や仕組みなどについて、CIC 制度に関する民間非営利公益セクターからの意見や政府見解を含め、その立法趣旨を中心に具体的に詳しく分析する。

(1) 「資産の利用目的限定 (アセットロック)」原則とは何か

地域社会益会社 (CIC) は、地域社会益増進目的で保有する基本財産ないし基金、その果実や収益などの資産 (「活動原資」) の利用目的が「限定 (lock)」される。このルールを、「資産の利用目的限定 / アセットロック

〔asset lock〕の原則(以下「アセットロック原則」)という。アセットロック原則はCIC制度の根幹をなす。

〔図表Ⅲ-33〕CICに適用ある「アセットロック原則」とは



アセットロック原則の下、法人資産は、コミュニティ(地域社会)の利益に資する目的に限定して利用するように求められる。この背景には、次のような政策上の理由・立法趣旨がある。

一般に、CICは、新設登録時ないし登録転換時に、活動原資としてチャリティ(公益団体)や個人、営利法人(会社)などが出捐した基本財産ないし基金などの資産を継受する。一方、CIC制度の下では、登録の対象となる法人(会社)は、私益を目的とする投資家をかかえる株式有限責任会社(CLS)の類型を選択し、「持分(出資)型非営利法人」の仕組みも活用できる。このため、法人資産が、CICの収益の一部として会計処理され、株主や社債権者などに配当や利子のかたちで分配されるようでは問題である。そこで、そうした資産の利用目的を限定(lock)しようというわけである。

アセットロック原則は、CIC適格を有する会社が、その持分社員(株主)や社債券保有者のような投資家に対して活動原資である基本財産ない

し基金まで分配し、いわゆる「資産の食い潰し」を行うことの防止がねらいである。地域社会益の増進を目的に出捐・蓄積された資産の目的外費消に歯止め策を講じようという趣旨のルールである。この原則の下では、CICの本来の目的の範囲、例えば事業のための融資を受ける際の担保に供するようなときには、資産を利用することができることになる。また、CICが事業取引の結果債務超過に陥り、契約上の義務を履行するために地域社会益用資産の処分をしなければならないことも想定される。この場合、アセットロック原則は適用にならない。

ちなみに、法人格を有するかどうかにかかわらず、資産の利用目的が限定され、地域社会益増進に費消するように求められる団体は、「資産の利用目的限定団体 (asset-locked body/アセットロックト団体)」と呼ばれる。会社法に準拠して認定・登録される地域社会益会社 (CIC) はアセットロックト団体に該当する (2004年地域社会企業法30条)。ほかに2006年チャリティ法に準拠して登録される各種チャリティ (registered charities) [2006年チャリティ法第3章9条以下]、さらには2006年チャリティ法に基づいて創設される公益法人 (CIO=charitable incorporated organizations) [2006年チャリティ法18条、34条関係別表7] も、残余資産などを公益目的増進に費消するように求められる。これら登録チャリティの場合には、「サイプレス (cy pres) ルール」に基づいて、公益目的資産の継承的処分 (charitable asset settlement) が行われる (2006年チャリティ法第4章15条以下)⁽¹⁵¹⁾。

(151) ちなみに、チャリティに関する伝統的な法原則である「サイプレス (cy pres) ルール」と社会益目的「資産の利用目的限定 (asset lock)」原則との違いが、いまいちど定かではない。アセットロック原則の具体的適用について手続的には、例えば、CIC清算の場合には、法人債務や持分社員の当初の出資額の返還分などを差し引いた後に、地域社会益目的資産にあたる残余資産 (remaining residual assets) がある場合には、当該資産についての継承的処分 (community interest asset settlement) が求められることになる。その後、CIC規制官の監督の下、当該資産を同種のCICや登録チャリティのようなアセットロックト団体へ移転するように求められる (2004年地域社会企業法31条1項、2005年CIC規則23条4項以下)。

(2) 認証コミュニティ開発金融機関 (CDFI) への投資とコミュニティ投資税額控除 (CITR) の適用

「キャピタルファイナンス (capital finance)」、つまり公益増進を目的とするチャリティや地域社会益増進を目的とする地域社会益会社 (CIC) が活動資金 (原資) を調達するルート、を確保することは極めて重要である。通例、チャリティや CIC、勤労者共済組合 (IPS) 【現ベンコム / 地域社会益共済組合】のような社会的企業 (social enterprises) がその活動に使う資金を調達するルートは複数ある。主なルートをあげると、次のとおりである。

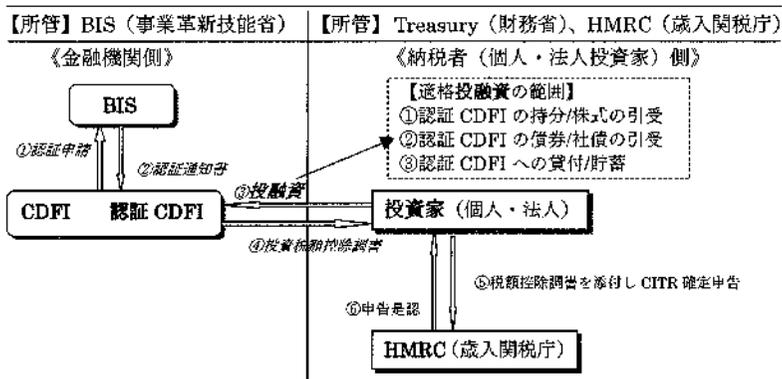
〔図川-34〕 社会的企業の活動原資調達 (キャピタルファイナンス) ルート

- ① 助成交付金・補助金
- ② 財産や現金の寄附・基金への出捐
- ③ 金融機関などからの借入金や債券 / 社債の発行 [借入資本 / デットファイナンス]
- ④ 株式や転換社債等の発行 [自己資本 / キャピタルファイナンス]
- ⑤ その他

これら社会的企業が活用できる活動原資調達 (キャピタルファイナンス) ルートについては、すでに基本的な精査を行ってきたところである。ブレア政権 (当時) は、地域社会益会社 (CIC) や勤労者共済組合 (IPS) 【現ベンコム / 地域社会益共済組合】のような社会的企業が、とりわけ、地域金融機関から借入・融資 (デットファイナンス / debt finance) を受け易くなるようにとの配慮から、「認証コミュニティ開発金融機関 (accredited CDFI=accredited community development financial institution)」制度および税制に「コミュニティ投資税額控除 (CITR=community investment tax relief)」の仕組みを導入する政策を実施した。すなわち、この制度および政策税制の実施により、地域金融機関 (CDFI) が社会的

企業に貸付・融資するに必要な潤沢な資金が集められるように、さらには、個人ないし法人（投資家）が、①認証 CDFI (accredited CDFIs)”の持分（株式/shares）の引受、②認証 CDFI の債券/社債（securities/bonds）の引受ないし③認証 CDFI への貸付（loans）・貯蓄（savings, deposits）した場合、当該投資家は、法人税ないし所得税の確定申告において、コミュニティ投資税額控除（CITR）を受けることができるように配慮した。

【図Ⅲ－35】 認証コミュニティ開発金融機関（CDFI）への投融資と「コミュニティ投資税額控除（CITR）」適用の構図



以下においては、コミュニティ開発金融機関（CDFI）の認証制度と、認証 CDFI に投資家（個人・会社）たる納税者が行った投融資に対するコミュニティ投資税額控除（CITR）適用の仕組みについて、精査する。

（a）認証コミュニティ開発金融機関（CDFI）

ブレア政権（当時）は、地域社会益会社（CIC）や勤労者共済組合（IPS）【現ベンコム/地域社会益共済組合】、チャリティのような社会的企業の活動原資（キャピタルファイナンス）の多様化をねらいに、事業活

動収益はもちろんのこと、各種の補助金(公的資金)や寄附金なども重視する方針を打ち出した。これらに加え、社会的企業の事業資金調達源の多様化の一環として、地域金融機関から特別融資(デットファイナンス/debt finance)が受けられるように配慮する政策を打ち出した。

政府が、地域金融機関による特別融資を広げようとした背景には、大手金融機関による、いわゆる“貸し渋り問題”が深刻化していた事情があった。とりわけ、条件不利地域(disadvantaged communities)で営業している事業者ならびにCICおよびIPS【現ベンコム】のような社会的企業を、これら大手金融機関が“カスタマー(顧客)”にしながらない実情、すなわち「信用排除(credit exclusion)」や「金融サービス排除(financial exclusion)」問題、が深刻になっていた。このことから、ブレア政権(当時)は、貸し渋り対策(financial inclusion)として、地域金融機関を窓口とするマイクロクレジット(小口信用)、マイクロファイナンス(小口金融サービス)の広げる方向へ舵を切ったわけである。

イギリスには、地域の生活環境改善をする場合に特別の融資をするさまざまなコミュニティ開発金融機関(CDFI=community development finance institutions)がある。信用組合(credit unions)⁽¹⁵²⁾、コミュニティ融資基金(Community Finance Fund)、マイクロ金融基金(Micro Finance Fund)、社会銀行(Social Bank)、チャリティ銀行(Charity Bank)⁽¹⁵³⁾などが典型である。

政府は、こうしたコミュニティ開発金融機関(CDFI)を通じて、条件不利地域で営業している零細企業やこうした地域で社会益増進活動を行っているCIC(地域社会益会社)伝統的なIPS(勤労者共済組合)【現ベンコム/地域社会益共済組合】のような社会的企業に対する融資を広げると

(152) イギリスの信用組合(クレジットユニオン)は、本来、組合員が所有しかつ経営する金融協同組合(financial co-operative)である。したがって、一般の銀行などとは異なり、必ずしも不特定多数を顧客とする金融機関ではない。本稿第3部Ⅱ4参照。

ともに、金融排除で差別を受けている条件不利地域の住民に対する「金融サービス提供(financial inclusion)」を確保するための救済策を検討することにした⁽¹⁵⁴⁾。

財務大臣は、この問題の検討を行うために、“政府・営利企業・NPOが協同しパートナーシップ”を組んだ「社会投資促進対策会議(Social Investment Task Force)」「政府審議会」を立ち上げた。そして、同会議に対して「コミュニティを企業化する：福祉よりも豊かさを(Enterprising Communities: Wealth beyond Welfare)」の表題で実効的な対策を早急に検討するように諮問した。同会議は、諮問事項を検討し、社会投資促進策を答申した⁽¹⁵⁵⁾。

(153) チャリティ銀行(Charity Bank Limited)は、個人や法人から寄附金を募るとともに、不特定多数者が預けた資金(預金)なども原資(capital)にして、チャリティのみならず、地域社会益会社(CIC)をはじめとして広く社会的企業一般を顧客に、融資業務に特化した金融機関である[2009年4月現在;従業員34人・ボランティア2人]。Available at: <http://www.charitybank.org/>。チャリティ銀行は、預金など銀行業務を営むことから、金融サービス庁(FSA)の規制を受け、認可が必要となる。また、認可要件の一つである「資本(capital)」の充足をはかるため、株式有限責任会社(CLS)形態をとらざるを得なかった。チャリティ銀行CLS形態での登録チャリティの申請をした。2002年4月1日に、チャリティコミッションは、CLS形態ではチャリティ登録を認めないとして以降、極めて異例としながらも、チャリティ銀行を登録チャリティと認定した[登録番号1091648]。Available at: <http://www.charity-commission.gov.uk/Library/registration/pdfs/charitybankdecision.pdf>。ちなみに、チャリティ銀行、従来は、80年以上もの伝統のある「チャリティ支援基金(CAF=Charities Aid Foundation)」「公益信託形態の登録チャリティ:登録番号268369。2009年4月現在;従業員469人」の傘下にあった。このことから、チャリティ銀行への寄附者は、登録チャリティであるCAFのグループ口座に寄附金を支出するかたち(通過勘定方式)により、所得税上の寄附金控除ないし法人税計算上の損金算入も可能であった。しかし、チャリティ銀行は、CAFから巢別れをした。Available at: <http://www.cafonline.org/Default.aspx?page=7353>。このため、チャリティ銀行は、あらたにチャリティコミッションに登録申請をし、登録チャリティの途を選択し、その認定を受けた。この結果、チャリティ銀行に直接支出した寄附金には、原則として税制上の支援措置の適用がある。一方、かつてチャリティ銀行の親団体であったチャリティ支援基金(CAF)の方は、金融サービス庁(FSA)の認可を受けて別会社[株式有限責任(CLS)形態]の「CAF銀行(CAF Bank limited)」を設立し、チャリティ向けに特化したかたちで金融サービス業務を行っている。Available at: <http://www.cafonline.org/Default.aspx?page=6880>。

(b) 認証 CDFI への投融資に対する租税優遇措置

イギリス政府は、社会投資促進対策会議の答申を参考にし、条件不利地域でマイクロ金融業務に専念している各種コミュニティ開発金融機関(CDFI)に対する体力増強策を実施した。政府は、緊急対策として、まず、これらの CDFI に対し公的資金を注入した。

また、これら CDFI のうち、条件不利地域の事業者などへの融資に積極的に応じている金融機関については、“優良なマイクロクレジット、マイクロファイナンス”とお墨付きを与える「認証 CDFI (accredited CDFI)」制度を導入した⁽¹⁵⁶⁾。そのうえで、認証 CDFI に投融資した法人や個人の

(154) マイクロクレジット(小口信用)、マイクロファイナンス(小口金融サービス)の考え方は、本来、“金融 NGO”が、発展途上国(upcoming countries)における貧困解消をねらいに社会的排除(social exclusion)対策として広めた活動がもとになっている。しかし、先進諸国における市場経済至上主義の広がり、その“負の遺産”としての社会・経済格差の解消が重い政策課題になるにつれて、こうしたマイクロクレジットやマイクロファイナンスの考え方は、先進諸国に“逆輸入”されるにいたった。今やイギリスやアメリカなど主要先進諸国内における条件不利地域での貧困対策、とりわけコミュニティ金融の振興、に幅広く活用されてきている。ちなみに、例えば、「シェアードインタレスト(Shared Interest)〔正式名: Shared Interest Society Limited〕は、イギリスに本拠を置き、グローバルな活動をしている著名な金融 NGO の一つである。シェアードインタレストは、イギリス国内法上は、金融サービス庁(FSA)所管の“金融共同組合(financial co-operative society)”〔勤労者共済組合(IPS)登録番号27093R〕である。また、シェアードインタレストは、傘下に「シェアードインタレスト基金(SIF=Shared Interest Foundation)」を置いて、発展途上国でマイクロクレジット、マイクロファイナンスのような“金融 NGO”活動を行っている。SIF は、チャリティコミッション所管の登録チャリティ〔登録チャリティ番号1102375〕である。親団体であるシェアードインタレストと子団体である SFI は、共同で「社会口座(social account)」を維持・管理し、中米諸国やパレスチナをはじめとして世界各地でマイクロクレジット、マイクロファイナンスを広げる活動に取り組んでいる。Available at: <http://www.shared-interest.com/foundation.php>; http://mail.shared-interest.com/pub/soc_ac_08_finalR.pdf

(155) 社会投資促進対策会議は、2000年から2005年にかけて、各種の報告書(答申)を作成・公表している。Available at: <http://www.enterprising-communities.org.uk/rpt-cont.shtml>

(156) ちなみに、コミュニティ投資税額控除(CITR)は、社会投資促進対策会議(Social Investment Task Force)が答申した事項の一つである。Available at: <http://www.enterprising-communities.org.uk/>

投資家に対して、法人税ないし所得税計算にあたりコミュニティ投資税額控除（CITR=community investment tax relief）を認める仕組みを整備した⁽¹⁵⁷⁾。

ちなみに、「認証 CDFI（accredited CDFI）」制度に関する執行行政は、歳入関税庁（HMRC）と事業革新技能省（BIS=Business, Innovation and Skills）⁽¹⁵⁸⁾が共管している。具体的には、BIS が“CDFI の認証業務”を担当し、一方、HMRC がコミュニティ投資税額控除（CITR）業務を担当する。

投資家たる納税者が、5年以上にわたり、BERR（現 BIS）担当相からお墨付きをもらった①認証 CDFI（accredited CDFIs）の持分（株式/shares）の引受、②認証 CDFI の債券/社債（securities/bonds）の引受、ないし③認証 CDFI への貸付（loans）・貯蓄（savings, deposits）した場合（2007年所得税法336条1項・2項、2007年財政法57条関係別表16第2条1項・2項）、当該投資家たる納税者は、法人税ないし所得税の確定申告

(157) 2003年4月以降、CDFIのうち、一定の要件を充たした金融機関を「認証（accredited CDFIs）」し、投資家（法人・個人）認定 CDFI に投融資をした場合、税制上の優遇措置が受けられる【2002年財政法（Finance Act 2002）別表16、17《投資家が法人の場合》、2007年所得税法（Income Tax Act 2007）第7編333条-382条《投資家が個人の場合》、2003年コミュニティ投資租税特別措置（CITRの承認）規則〔The Community Investment Tax Relief (Accreditation of Community Development Finance Institutions) Regulation 2003〕《投資家が法人・個人の場合》、2008年コミュニティ投資租税特別措置（CITRの承認）規則〔The Community Investment Tax Relief (Accreditation of Community Development Finance Institutions) (Amendment) Regulations 2008〕《投資家が法人・個人の場合》など】。この租税特別措置は、「コミュニティ投資租税特別措置（CITR=Community Investment Tax Relief）」と呼ばれる。歳入関税庁（HMRC）の解説（CITM9900 - CITR: A brief guide for investors）参照。Available at: <http://www.hmrc.gov.uk/manuals/citmanual/CITM9900.htm>。また、CITRについて詳しい分析として、See, Vince Heaney & Katie Hill, Investing in Social Enterprise: the role of tax incentives (CSFI-Centre for the Study of Financial Innovation May, 2010), available at: <http://www.nesta.org.uk/library/documents/Investing-in-Social-Enterprise.pdf>

(158) 制度導入時の担当省は、旧通産省（DTI）を再編して誕生した企業・規制改革省（BERR=Department of Business Enterprise and Regulatory Reform）【現 BIS】であった。

において、5年間にわたり各年、投融資額の5%までコミュニティ投資税額控除(CITR)を受けることができる(2007年所得税法335条、2007年財政法57条関係別表16第19条以下)⁽¹⁵⁹⁾。

こうした制度を通じて、CIC(地域社会益会社)やIPS(勤労者共済組合)【現バンコム/地域社会益共済組合】のような社会的企業を間接的に支援したい投資家に、タックスインセンティブ(租税優遇措置)を講じている。登録チャリティ(registered charities/登録公益団体)[1993年チャリティ法3条]に支出した寄附金について個人や法人に寄附金控除または損金算入を認める課税取扱⁽¹⁶⁰⁾に対応するパラレルな措置ととらえることができる。各種の社会的企業に対する政府による税制上の支援措置についてのイコールフットング(競争条件の均等化)はある程度確保された、とみることができる。

①コミュニティ開発金融機関(CDFI)認証基準

CDFIの認証業務を担当するBIS(事業革新技能省)【旧企業・規制改革省/BERR】担当相は、条件不利地域において優良なマイクロクレジット、マイクロファイナンスに専念しているコミュニティ開発金融機関(CDFI)であると認証する場合の法定基準(criteria for accreditation)は、簡潔にまとめると、次のとおりである[2007年所得税法7編340条以下、2007年財政法57条関係別表16、2003年コミュニティ投資租税特別措置(CITRの承認)規則[The Community Investment Tax Relief (Accreditation of Community Development Finance Institutions) Regulation 2003]【2003年CITR規則】⁽¹⁶¹⁾。

(159) Available at: http://www.hmrc.gov.uk/specialist/citc_guidance.htm.

(160) 現在、ギフトエイド(支援寄附金/gift aid)、給与・年金天引き寄附(payroll gift)および評価性資産の寄附(tax relief on asset)の三つの方法がある。See, James Kessler & Harriet Brown, *Taxation of Charities*, (7th ed., 2009, Key Haven Publications).

〔図Ⅲ-36〕 CDFI 認証基準

<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証を申請するコミュニティ開発金融機関（CDFI）は、長期にわたり、最低でも５年間、事業を継続する意思で設立されていること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該 CDFI は、認証を受ける期間にわたり、その事業の75%以上が、条件不利地域の企業に対する融資、または、融資および営業についての助言を目的とする事業であること（2003年 CITR 規則 8条 c号）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該 CDFI の顧客は、他の融資先、とりわけ大手金融機関（商業銀行）から融資が受けられないでいる企業であること（2003年 CITR 規則10条 b号）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該 CDFI は、中規模企業ないし小規模企業（以下「中小企業」）〔従業員250人以下であり、かつ、年間売上が5,000万ユーロを超えない、または、午間の貸借対照表が4,300万ユーロを超えないこと、ならびに、当該中小企業が他の団体に支配されている場合にはその資本もしくは投票権の25%を超えていないこと〕要件を充たす企業のみを対象に融資を行っていること（2003年 CITR 規則10条 1項 a号、2項）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条件不利地域にかかる各種要件〔①政令で指定した地域かどうか、②その他所得、失業、健康・貧困・障害、教育・技能・訓練、各種サービスへのアクセス、住宅供給などの度合、または、③当該中小企業が民族・性別・年齢・信仰・障害その他の要因を考慮に入れて条件不利者と認められる複数の個人により所有されかつ経営されているもしくはそうなると思われるかどうか、などの基準〕のうち、少なくとも1つを充たす中小企業に対してのみ融資を行っていること（2003年 CITR 規則10条 1項 c号）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該 CDFI は、直接あるいは間接に、法令が禁止する住宅不動産（residential property）の取得、建設または開発向けの投資のための融資を行っていないこと（2003年 CITR 規則11条 4項関係別表 1 第7項）

認証を受けようとするコミュニティ開発金融機関（CDFI）（以下「申請人」ともいう。）は、所定の書式を用いて、担当国務大臣（BIS）⁽¹⁶¹⁾ であ

(161) See, BIS, Community Investment Tax Relief (2008). Available at: <http://www.berr.gov.uk/files/file43003.doc>. Also, see, Material concerning the Accreditation of Community Development Finance Institutions published by the Secretary of State for Trade and Industry, 15 January 2003 and revised on 11 March 2008. <http://bis.ecgroup.net/Publications/EnterpriseBusinessSupport/Finance.aspx>

(162) 2009年6月5日からは、事業革新技能省（BIS=Business, Innovation and Skills）担当国務大臣である。

に申請を行わなければならない(2007年所得税法340条、2007年財政法57条関係別表16第4条)。申請については、特段、指定された期限はない。認証されれば申請人に通知される(2003年 CITR 規則4条)。認証は発行日から3年間有効である(2007年所得税法342条、2007年財政法57条関係別表16第7条)。認証の更新については、少なくとも現在の認証期間が終了する2ヵ月前にその申請を行う必要がある。

認証または不認証について、BISは、原則として完全な申請書類を受理してから2ヵ月以内に通知しなければならない。認証通知書(notification of accreditation)には、申請団体が「小売 CDFI (retail CDFI)」〔主として適格中小企業に直接融資する金融機関〕か、「卸売 CDFI (wholesale CDFI)」〔主として他の認証 CDFI に事業資金を融資する金融機関〕か、いずれの CDFI として認証したのかを明記しなければならない(2007年所得税法340条8項、2007年財政法57条関係別表16第4条7項)。

不認証の通知を行う場合、担当大臣は、その理由を附記しなければならない(2003年 CITR 規則5条)。一方、申請人は、通知書に付記された理由を斟酌し、必要な書類を整え、さらには追完する措置を講じたうえで、いつでも再度申請を行うことができる。

認証 CDFI の側に認証基準違反があると認められる場合、BISは、認証を取り消すことができる(2003年 CITR 規則15条)。なお、不認証処分または認証取消処分があった場合、申請人または取り消された CDFI は、それぞれの処分について定められた不服申立て期限内に、第一段階審判所(First-tier Tribunal)に審査請求をすることができる(2003年 CITR 規則16条)⁽¹⁶³⁾。

②コミュニティ投資税額控除(CITR)の概要

投資家(個人・会社)たる納税者が、条件不利地域でマイクロ金融業務

(163) 近年、イギリスの租税審判所制度は大きく変容した。詳しくは、拙論「イギリスの租税審判所制度の抜本改革」白鷗法学16巻1号参照。

に専念している認証 CDFI に適格投融資（qualifying investments）をしたとする（2007年所得税法334条、2007年財政法57条関係別表16第8条）。この場合、法人税ないし所得税の確定申告において、認証 CDFI が発行した CITR 税額控除調書（tax relief certificate）（2007年所得税法348条、2007年財政法57条関係別表16第12条）を添付して、コミュニティ投資税額控除（CITR=community investment tax relief）が受けることができる（2007年所得税法340条、2007年財政法57条関係別表16第1条）。

このように、CITR は、認定 CDFI に投融資した場合にかぎり認められるものである（2007年所得税法340条2項以下、2007年財政法57条関係別表16第4条2項以下）。したがって、条件不利地域で営業している事業者、CIC（地域社会益会社）ないし IPS（勤労者共済組合）【現ベンコム（地域社会益共済組合）】のような社会的企業に対し、認定 CDFI（認証コミュニティ開発金融機関）を通さず、直接投融資した場合には、CITR は適用にならない。こうした仕組みを採用したのは、コミュニティ金融機関（CDFI）自体が国等からの助成金や補助金の交付に傾斜し公的資金漬けになるのを防止するためである。言い換えると、コミュニティ投資税額控除（CITR）を通じて、認証 CDFI へ民間資金の注入を促すことがねらいである。

確定申告でこの税額控除を申請した投資家たる納税者は、最大で投資額の25%（投融資した年から5年継続で各年5%）を法人税額ないし所得税額から控除できる（2007年所得税法335条、2007年財政法57条関係別表16第19条および第20条）。この場合、投資家たる納税者は、当該投融資を途中で引揚ないし解約したりすることなく、一定期間にわたり継続していることが前提となる（2007年所得税法336条4項、2007年財政法57条関係別表16第19条および第20条）。例えば、個人投資家の場合で、2009年6月1日に認証 CDFI の持分10,000ポンドを引き受けたとする。2009分の所得税の確定申告時に500ポンド（10,000ポンドの5%）を税額控除できる。

また、当該年を含め5年間にわたり総計で2,500ポンドの税額控除を受けることができる。なお、5年以内に契約を解約することは制限されている。CITRの適用を受けている場合、例えば貸付については、2年間は解約ができない。さらに、3年目、4年目、5年目については、それぞれ解約の額は当初契約額の25%、50%、75%を超えてはならない。加えて、こうした許容される範囲内で解約をした場合でも、従前にCITRの適用を受けていた金額との差額について、投資家たる納税者に対する取戻課税が行われる(2007年所得税法354条以下、2007年財政法57条関係別表16第22条・23条)。さらに、投資先である認証CDFIが、その認証を取り消された場合も、5年の契約期間のうち喪失時から残存期間にかかるCITR適用について、投資家たる納税者に対する取戻課税が行われる(2007年所得税法356条以下、2007年財政法57条関係別表16第24条)。

なお、コミュニティ投資税額控除(CITR)の対象となる適格投融資とは、次のものを指す(2007年所得税法344条、2007年財政法57条関係別表16第2条)。

〔図Ⅲ-37〕 適格投融資の種類

認証CDFIの持分(株式/shares)の引受：例えば、条件不利地域で零細事業者や社会的企業を融資相手としてマイクロファイナンス業務を営んでいる認証CDFIである金融勤労者共済組合(financial IPS)【現ベンコム(地域社会益共済組合)】や金融地域社会益会社(financial CIC)などに出資[エクイティ投資]をした場合、その時に引受額を全額払い込まなければならない。この場合、原則として、当該投資の日から5年間その引受契約を解約することはできない(2007年所得税法347条、2007年財政法57条関係別表16第11条)。

認証CDFIの債券・社債(securities/bonds)の引受：例えば、条件不利地域で零細事業者や社会的企業を融資相手としてマイクロファイナンス業務を営んでいる認証CDFIである金融会社(financial CIC)が発行する社債/債券に投資[エクイティ投資]したとする。この場合、契約時に全額支払をし、原則として、当該投資の日から5年間当該社債を保有しなければならない(2007年所得税法346条、2007年財政法57条関係別表16第10条)。

認証 CDFI への貸付 (loans) : 例えば、条件不利地域で零細事業者や社会的企業を融資相手としてマイクロファイナンス業務を営んでいる認証 CDFI である信用共済組合 (credit unions) などに対して貸付 (ローン) をしたとする。この場合、当該信用共済組合などは、契約時に全額受領していなければならない。また、当該ローン契約は、投資の日から5年間、貸付金を他の投資に回すことを認める内容であってはならない (2007年所得税法345条、2007年財政法57条関係別表16第9条)。

認証 CDFI 銀行での貯蓄 (savings) : 例えば、条件不利地域で社会的企業を融資相手としてマイクロファイナンス業務を営んでいる認証 CDFI である銀行 (bank) に口座を開設し貯蓄をするかたちで投資をしたとする。この場合、5年継続など一定の要件を充たすことを前提に、コミュニティ投資税額控除 (CITR) の適用上、適格投融資とみなされる。

(c) コミュニティ投資税額控除 (CITR) 活用の現状

認証 CDFI に対する投融資の額には制限はなく、また、コミュニティ投資税額控除 (CITR) の適用にあたっては、各投資家たる納税者は、投資額全額について控除の対象とすることができる。さらに、適格投融資についても、「エクイティ・インベストメント [株式 (持分) や社債の引受]」、「貸付」、「貯蓄」と選択肢は広い。表面的には、このインセンティブは、投資家にとり魅力あるようにもみえる。しかし、近年の CITR の利用実績は、当初予想していたよりもかなり下回っている⁽¹⁶⁴⁾。

その原因は、さまざまな角度から分析されている⁽¹⁶⁵⁾。認証 CDFI であるといっても、もっぱら金融排除 (financial exclusion) を受けている事業者などを取引相手にマイクロ金融を営んでいる金融機関が破綻する確率は決して低くない。また、こうした金融機関は、投融資契約において、投資家の投融資を別建てで保証することなどは極めて稀である。したがって、投

(164) 社会投資促進対策会議 (Social Investment Task Force) は、2000年に、利用は2003年4月の法施行から5年間で10億ポンドあるものと積算していた。しかし、2007年で5,500万ポンドにしか達しなかった。

(165) See, Dermon Finch, "Tax Incentives for Social Investment", in Paul Hackett (ed.), *Incentives for Growth* (2006, The Smith Institute) Cha.7 available at: <http://www.smith-institute.org.uk/pdfs/incentives.pdf>.

資家にとり、コミュニティ投資税額控除(CITR)は魅力的なインセンティブと映るものの、5年にわたりCDFIに多額の投融資をすることのリスクは決して低いものではない。

2005年11月現在で、コミュニティ投資税額控除(CITR)の利用実績3,800万ポンドのほとんどは、個人投資家にかかるものであった。準大手のコミュニティ金融機関が加盟するコミュニティ開発金融協会(CDFA=Community Development Finance Association)⁽¹⁶⁶⁾の資料によると、2005年11月現在で、73会員のうち、認証CDFIとなったのは23会員であり、コミュニティ投資税額控除(CITR)の対象となる投融資で実績をあげたのは11会員に留まる。

この背景には、法人投資家にとり、マイクロ金融を営んでいる認証CDFIが、極めて零細(通例数人)であり、大規模な投融資するにはリスクが大きすぎる(認証CDFIの42%が認証を受けてから2年以内に破綻)との懸念がある。場合によっては、経営陣が株主から経営責任を問われかねないからである。政府からお墨付きを得た認証CDFIであると言っても、コミュニティ金融機関(CDFI)の多くは、企業ブランドが確立しておらず、そうした努力にも欠けるきらいがあることが指摘されている。

また、多くのコミュニティ金融機関(CDFI)が、事業原資を政府などからの助成金・補助金(capital grants)、いわゆる「公的資金」に大きく依存している実情があげられる。政府は、このようなコミュニティ金融機関(CDFI)の公的資金依存体質を改善し、コミュニティ投資税額控除(CITR)を整備し、投資家からの民間資金の導入をはかり、CDFIの事業資金源の多様化を図ろうとしている。しかし、こうした政府の意図がコミュニティ金融機関側に十分に理解されていないことがあげられる。さら

(166) コミュニティ開発金融協会(CDFA=Community Development Finance Association)、CDFIに関するロビイング(政治的働きかけ)と権利擁護活動(advocacy)を目的とする事業者団体(trade association)である。保証有限責任会社(CLG)形態の非営利法人である。Available at: <http://www.cdffa.org.uk/cmframe.php?prmid=1100>. なお、CITR制度の骨格について詳しくは、See, CDFA, Community Investment Tax Relief - A Guide for CDFI (1993). Available at: <http://www.cdffa.org.uk/documents/CITR-CDFIguidefinal.pdf>.

に、「コミュニティ開発金融機関（CDFI）」という名称の重さも問われている。「コミュニティ・バンク」のような親しみのある名称に改称すべきではないかとの指摘もある。

また、コミュニティ金融機関が認証 CDFI になり、民間資金を導入して資金量を増加させても、コミュニティ投資税額控除（CITR）の適用を受ける投資家から得た資金については、居住用住宅開発を手がける社会的企業には貸出ができないなど、融資先での融資の対象となる事業に対する使途制限が強すぎるものがあげられる。

こうした指摘を受けて、政府は、コミュニティ投資税額控除（CITR）をより使い勝手のよい制度に改善する意向を示している。しかし、こうした租税特別措置を、この実効性も十分に検証することなく拡充することに対しては批判もある。こうした批判は、CITR 制度改善が遅々としてすすまない原因ともなっている⁽¹⁶⁷⁾。

①エクイティファイナンスを重視する背景

もう一方で、イギリス政府は、CIC の活動原資調達ルート多様化や社会的責任投資（SRI）の“受け皿”づくりの観点から、「エクイティファイナンス（equity finance）」、つまり「株式（shares）や転換社債（CB=convertible bond）⁽¹⁶⁸⁾の発行による資金調達」方法の導入を積極的に推進して行く方針をとった。

(167) 政府も、CITR の制度改善に向けた検討を行っている。CDFI の業界団体のコミュニティ開発金融協会(CDFA)は、CITR の活性化に向けた建設的な提言を行っている。CDFA, Community Investment Tax Relief: Response to call for evidence (Feb. 2007) Available at: <http://www.cdfa.org.uk/documents/CITRconsultation-cdfaresponsefinal.pdf>.

(168) CB の保有者は、株式に転換すれば、株価の値上り益（キャピタルゲイン）を期待できる。一方、社債のまま保有すると、利付債券として定期的に利子を受け取ることができる。償還日には額面金額が払い戻される。わが国において、CB は、従来「転換社債」と呼ばれていたが、近年の商法改正で、2002〔平成14〕年4月1日以降、「転換社債型新株予約権付社債」と称されている（日本会社法236条2項）。

エクイティファイナンスを含む、こうした活動原資の多様化政策をとる理由はいくつかあげられている。

イングランド銀行が、2003年5月に、報告書『社会的企業の資金調達案(The Financing of Social Enterprises)』を公表している⁽¹⁶⁹⁾。この報告書のなかでは、地域社会の生活環境を整備する事業を行う社会的企業は、一般に、配当や利子の極大化よりも社会貢献度の極大化に感心があり、このことが、逆に、商業銀行が融資に消極的になる原因になっている、と指摘している。つまり、利益が出ない企業への融資・貸付(debt finance)に及び腰である金融機関の姿が浮き彫りにされている。

一方、政府財政の窮状からは公的資金(助成交付金・補助金など)の拡大投入は期待薄である。したがって、社会的企業に対する、いわゆる“貸し渋り対策”の面からも、直接金融、エクイティファイナンスを奨励する方針を採らざるを得ない実情にある。イギリス政府は、社会的企業はこれまでも、独自で、資金調達方法の多様化に熱心に取り組んできている点を評価している。したがって、社会的企業に対するこの面での規制を強化し過ぎて、こうした自助努力に水をさすことのないようにしなければならない、と考えているわけである(「CIC制度政府草案」17頁)⁽¹⁷⁰⁾。

②迷走した政府のエクイティファイナンス活用策

“非営利”とは、本来、④株式・社債・転換社債等(以下「株式等」ともいう)の発行はしない、つまり「エクイティファイナンス」以外の方法で資金調達をする、ということの意味する。ところが、CIC制度政府原案では、地域社会益法人(CIC)は市場取引のできる株式等を発行できるようにすべきであるとの提案をしている。したがって、エクイティ(株式や転換社債発行による)ファイナンスを奨励することにより、ある種のベン

(169) See, Bank of England, *The Financing of Social Enterprises: A Special Report by the Bank of England* (May 2003). Available at, <http://www.caledonia.org.uk/papers/Financing%20of%20Social%20Enterprises%20in%20the%20UK.pdf>

チャー型の社会的企業を育成していこうという方針のようにも見える。

ただ、この点については、先にふれたように、政府は、この提案に原則として賛成しながらも、配当（dividends）や利子（interests）に「分配の上限（cap）」を設定し、一方では、活動原資である基本財産ないし基金、さらには法人の残余資産あるいは清算所得の分配などに対する「資産の利用目的制限（アセットロック /asset lock）」を付す方針を実施した。これにより、CICに限りなく「非営利」の性格を持たせ、市民から寄せられた寄附金や無償の労力（ボランティア活動）により得られた蓄積・剰余までもが、株主や社債券保有者に分配されてしまうのを防いでいるわけである。

確かに、経済界には、市場原理に基づき配当や利子の極大化が至上命題であるとする投資家の考え方がある。そして、もう一方には、市場原理の重要性を認識しながらも、社会貢献ないし社会責任を旗印にCICの配当や利子に政府規制をかけ上限を設けた方がよいとの政府の考え方がある。CICのエクイティファイナンス（株式等の発行による資金調達）のあり方をめぐっては、経済界（投資家）と政府との間には、かなりの意識のギャップが出てくるのは当然といえる。

ただ、双方は“CICの活動資金源の多様化は必要”という点では共通す

(170) ちなみに、わが国において、役所主導で実施された公益法人制度改革では、寄附者に対する寄附金控除拡大にはまったく消極的である。それでいて、一方で、「非配当としながらも原則課税」の非営利法人制度を打ち出してきている。これでは、わが国の民間非営利公益セクターの存立が危ぶまれる。イギリスやアメリカなど民商法が一元化されている。こうした英米法の伝統の下では、営利・非営利の区別に余り固執することなく、「キャピタルファイナンス」の課題を検討することができる素地がある。これに対して、わが国の法制は、民商法が二元化されている大陸法の伝統を受け継いでいる。こうしたことも手伝ってか、商事会社は「市場経済」、民法法人その他非営利法人などは「官製経済」といった垣根に目を奪われてしまって、「キャピタルファイナンス」の課題を根本からしっかりと検討できていないように見える。見方を換えると、わが国の民商法が二元化されている土壌の下では、民間非営利公益セクターでの「エクイティファイナンス」の活用とか、「委員会設置法人」形態の選択とか、営利セクターでの“常識”を取り入れようという動きにはつながりにくい法環境にある、といえる。

る認識がある。助成交付金・補助金や一般から寄せられる寄附金や無償の労力に加え、投資家社員などを抱えることには、異論が少ない。問題は、CIC に生じる剰余(利益)には、会計処理の仕方によっては、市民から寄せられた浄財・寄附や熱心なボランティア活動の結果からあがった分も含まれる可能性もあり、その部分までCICの投資家に還元、分配されてしまうことには強い抵抗感が示された。これを放置することでは、CIC制度に対し国民的なコンセンサスを得るのは難しい事情もあった。事実、CICのエクイティファイナンス活用案に対するパブリックコンサルテーションに寄せられた批判的な意見の多くも、同じことを指摘していた(『CIC制度政府草案』16頁)。

そこで、政府は、地域社会益法人(CIC)は投資者たる社員を有する仕組みとし、市場取引のできる株式等を発行できるようにしながらも、その一方で、CICの活動原資や果実が投資家社員の利益に費消されつくされることのないように、「資産の利用目的制限(asset lock)」や「分配の上限(cap)」のかたちで一定の政府規制をかける政策を選択したわけである。これにより、活動原資の維持に加え、配当の極大化よりも、できるだけ多くの果実をそのCIC登録会社の社会貢献投資に回せるような仕組みを構築した⁽¹⁷¹⁾。

(3) 配当等に対する適正な「上限」とは

イギリス政府は、CICが一般投資家に向けて株式や転換社債の発行(エ

(171) 翻って、わが国の民間非営利セクターでは、年間予算も容易に組めないようなひ弱なNPOがひしめき合っている。こうした実情では、「金融市場」にアクセスし公開株式を発行するなどの考えは、まさに「夢物語」といえる。ただ、仮にわが国でエクイティファイナンスも活用できる非営利法人制度ができたとする。この場合、ある程度の規模の事業をやっている非営利法人などについては、法人転換や新規設立などにより、市場取引可能な株式発行による活動原資の確保の途も開かれる。また、行政補完型の公益法人、いわゆる「官益法人」の私化にも使える。ともかく、わが国では、こうしたエクイティファイナンス活用の発想や話題がうまく伝わらないのは、わが国の民間非営利公益セクターが、経営規模や理念などの面ではグローバルスタンダードからは程遠い状態にある証拠ともいえる。

クイティファイナンス）による資金調達を行う場合には、配当や利子については上限（cap）を設けたうえで取引する政策をとることに決めた。ただ、この場合、合理的な分配基準をどう定めたらよいのかについては、当初、政府も暗中模索の状態であった。

例えば、地域社会の利益を増進するために法人資産の維持や活動原資の確保と、投資家が納得できる配当をし、さらなる投資を促すこと、とのバランスを取ることはかなり悩ましい問題であった。政府原案にかかるパブリックコンサルテーション（公開諮問／意見公募）に応じて提出されたコメント（意見）のなかでは、「分配の上限」設定については、実に様々な意見が寄せられた。例えば、政府による企業活動の自由を過度に束縛すること（過度な公的関与）のないように、各自が会社定款で上限を定めることができるようにすべきであるとの意見があった。その一方、上限は厳格に固定するのではなく、市場の状況に直ちに連動できるように、柔軟性が求められる。したがって、市場金利に連動した分配基準を採用すべきであるとの意見等があった（『CIC 制度政府草案』18～20頁）。

こうしたコメントを検討した結果、政府は、①基本財産や基金など「資産の利用目的限定（asset lock）」と、②債券や借入金にかかる利子および利益や剰余金の配当ならびに残余資産の分配に対する「上限設定（cap）」との二つを柱とする CIC 制度において、これらの具体的基準設定については、新たに設けられた CIC 専任の規制機関（CIC 規制官）に委ねる方針を明らかにした（『CIC 制度政府草案』20～21頁）。

この方針を受けて成立した CIC 法の定めるところによると、地域社会益法人（CIC）は、CIC 規則が定める場合や清算の場合を除き、原則としてその社員に対して会社「資産」を分配（distribute）することができないことになっている（2004年地域社会企業法30条1項、31条）。また、CIC 規則の定めるところにより分配（distributions）が認められる場合であっても、その額は CIC 規則が認める範囲までに限られる（2004年地域

社会企業法30条2項)。ちなみに、ここでいう「資産(asset)」とは、基本財産はもちろんのこと、事業活動から生じた利益(profits)その他剰余金(surpluses)を含む意味である。

一方、地域社会益会社(CIC)は、発行した転換社債/債券(CB=convertible bond, debentures)や借入金(debts)にかかる利子(interest)の支払についても、CIC規則の定める範囲内までに限られる(2004年地域社会企業法30条3項)。支払利子に関する上限は、CIC規制官が、パブリックコンサルテーション(公開諮問/意見公募)などの手続を踏んだうえで、その結果を踏まえてこれを決定することになっている(2004年地域社会企業法30条4項・5項・6項)。

(4) CIC「不適格会社」とは

地域社会益会社(CIC)の登録が認められない場合(消極要件)がある。こうした会社を「不適格会社(excluded company)」という。まず、「政治活動」を行う法人(会社)が、こうした消極要件の適用を受ける。こうした法人(会社)は、たとえ社会・地域社会・生活環境の利益増進目的の事業を行っているとしても、CICの認定・登録を受けることはできない(2004年地域社会企業法35条6項、2005年CIC規則6条1項a号～c号)。

地域社会益の増進を目的とする法人(会社)であっても、政府や議会に対し、法律制定の働きかけ、すなわち「直接ロビイング団体」に加え、新聞をはじめとしたマスメディアに政治的意見広告を出すことを目的とする、いわゆる「間接ロビイング団体」は、CICの認定を受けることはできない。

また、集票活動を含む政党を支持することあるいは政治活動を行うことを目的とする団体(政党・政治団体)は、法人格を有していても、CICとして登録できない。また、政党が関連法人あるいは子法人として立ち上げ

た法人（会社）も、CICの認定・登録を求めることができない。

この点について、政府原案に対するパブリックコンサルテーション（意見公募／公開諮問）に対する各界から提出されたコメント（意見）のなかでは、CIC自身が、設立目的の範囲でのコミュニティ活動を達成するねらいで、行政や議会などに陳情（直接ロビイング）をすることや、政治性のある広報活動（間接ロビイング）を余儀なくされることも多々ある点を指摘した声が多く出された。とりわけ、CICはコミュニティの利益増進を目的とするのであることから、ロビイング活動を必要とすることも少なくなく、より現実的な立法対応を求める声が強かった。この点について、政府は、CICがその設立目的の範囲内で行うロビイングについては、運用を含め柔軟な対応をとる旨を明らかにした（『CIC制度政府草案』11～13頁）。また、CICを使って宗教活動をするということについて、規制を求めるコメント（意見）もあった⁽¹⁷²⁾。

（5）CICは普通法人並み課税取扱

地域社会益会社（CIC）は、法人所得税上は、本来に事業を含めて課税対象となる。つまり、普通法人並み課税（いわゆる「原則課税」）を受ける⁽¹⁷³⁾。なぜならば、CICに対しては、現在、登録チャリティに講じられている“本来の事業が課税除外”になるなどの税制上の支援措置が講じられていないからである。したがって、課税庁（HMRC／歳入関税庁）が運営する、チャリティに適用あるギフトエイド・スキーム（Gift Aid Scheme／

(172) ちなみに、わが国のNPO法でも、NPO法人は、特定候補者の集票活動は全面的に禁止されている（特定非営利活動促進法2条2項2号ハ）。しかし一方で、ロビイング活動については、それがそのNPOの主たる目的でない限り認められている。

(173) イギリスのチャリティ税制においては、その団体本来の（非営利公益）事業とその事業に関連する事業〔関連事業〕が、法人所得課税の対象外となる。一方、本来の事業と関連しない事業〔非関連事業〕は課税対象外となる。この点、CICは、普通法人（営利法人）と同様に、すべての事業が課税対象となる。詳しくは、拙論「欧米主要国のNPO法制と税制」ジュリスト1105号参照。

支援寄附金制度)などの適用はない⁽¹⁷⁴⁾。

CICの場合、構成員の一部に投資家たる社員(優先株主)がおり、投資家たる社員に対する配当は、限定はあるものの、認められる。また、残余資産ないし清算所得の分配はできないが、初期投資額プラス未払配当は受け取れる。CICの本来(社会・地域社会・生活環境の利益増進目的)の事業は所得課税の対象となる。投資者たる社員(優先株主)に対する配当は、この税引き後所得があてられることになる。

CICが行う課税資産や課税サービス(以下「課税資産等」)の取引は、原則として付加価値税(VAT=value added tax)の課税対象となる。ただし、事業者免税点以下の額に課税資産等の取引を行うCICには、VATはかからない。また、社会政策的な観点から、教育、保健や福祉分野は、VATの課税対象外となることから、CICが行うこの分野にかかる課税資産等の取引にはVATがかからない。

なお、イギリスの場合、地方団体(councilなど)は、法人の資産に対しカウンシルタックス(council tax)、レイツ(business rates)を課している。CICが保有し、地域社会益の増進に使われる事業資産に対し、どのような税の軽減措置を講じるかは、それぞれの自治体の判断による。

(6) チャリティか、地域社会益会社(CIC)かの選択

伝統的なチャリティは、公益目的(charitable purposes)で活動する団体である。チャリティ法の規定に基づいて、チャリティコミッションに申請し、公益増進基準(public benefit test)を充足すると認定されれば、登

(174) 1990年10月1日から導入されたイギリスで最も普遍的なチャリティ(公益団体)に対する寄附金の支出方法である。「単年寄附(single gift)」制度とも呼ばれる。現在、ギフトエイド(支援寄附金/gift aid)のほかに、給与・年金天引き寄附(payroll gift)および評価性資産の寄附(tax relief on asset)の三つの方法がある。イギリスの公益寄附金税制については後に詳論するが、邦文の分析としては、さしあたり、石村耕治編著『宗教法人法制と税制のあり方』(法律文化社、2006年)221頁以下参照。See, James Kessler & Harriet Brown, *Taxation of Charities*, (7th ed., 2009, Key Haven Publications).

録することができる。これに対して、地域社会益会社（CIC）は、会社法の規定に基づいて設立登記した法人が任意に申請して認定登録を受ける仕組みにある。申請があれば、会社登記所（Companies House）内に置かれた地域社会益法人規制官（CIC 規制官 /CIC Regulator）が、CIC 法や CIC 規則の規定に基づいて審査して、地域社会益（community interest）の増進に寄与すると認定されれば、会社登記官（Registrar of Companies）の下で登録ができる（2004年地域社会企業法35条、2005年 CIC 規則 3 条以下）。チャリティも、CIC もともに、社会的企業（social enterprises）部門に属する。

チャリティ登録の途か、あるいは CIC 登録の途かは、申請人が自主的に選択できる。

（a）チャリティへの寄附か、CIC への投資か

社会的企業への投資者は、個人に限らない。法人企業もある。先にふれたように、イギリス政府は、法人企業の場合、見返りが少なくとも、社会的責任（CSR）を果たす一つの途として、CIC への「社会責任投資（SRI）」を選択するよう呼びかけている。一方で、公益団体（チャリティ）へ寄附金を支出することでも、社会貢献あるいは社会責任を果たすことができる。同じカネを出すのであれば、会社は、伝統的な公益団体（チャリティ）へ寄附金を支出するか、あるいは新進気鋭の CIC（地域社会益会社）へ社会責任投資（SRI）するか選択できるようになっている。

双方が競い合って社会的企業セクターを大きく育てるという意味でこの政策には好感が持てる。ただ、CIC 制度の政府草案に対しては、「ふつうの市民や資金提供者の方からすれば、チャリティと CIC の違いがよく見えてこないのではいか」とのコメントも出されている（『CIC 制度政府草案』39頁）。

CIC に寄附しても寄附者には寄附金控除・損金算入の適用がないとすれ

ば、寄附したくないと思う人も少なくないはずである。この点、寄附に代えてCICに投資すれば、優先株主として少しでも見返りが期待できる。登録チャリティへの寄附とCICへの投資とを、イコールフットング(競争条件の均等化)の確保という観点から、差別なしに取り扱うことで、かなり一般の人たちからもコンセンサスが得られるものと思われる⁽¹⁷⁵⁾。

(b) CIC登録の長所

民間の自律的な利益創出手法を用いて市場経済のなかで地域社会の建て直しに尽力したい企業家意識の高い人たちがいる。こうした人たちにとり、CIC登録制度は魅力的である。また、CICは、チャリティと違い、地域社会益(community interest)という、公益目的(public interest)よりも広い非営利目的で活動できることから、自由度が高いといえる。

ただ、CICの登録を求めると、ブランドイメージ、社会的な認知度は高まるものの、利益分配などの際に上限(cap)を課されることになることから、社会責任投資(SRI)などの考え方に十分な理解がないと、継続的な投資意欲を削ぐおそれも出てくる。

イギリスの場合、チャリティの理事・受託者は、通例、無給である。例外的に、団体・法人の根本規則(定款/規約等)に報酬規定がある場合に限り、その支払が受けることできる。言い換えると、チャリティの創設者

(175) 配当法人の場合は税引き後利益を配当できることから株式発行などの手段で資本市場からの資金調達(capital finance)が容易である。これに対して、非配当法人である非営利公益法人の場合は、資本市場以外からの資金調達ができるように支援する必要がある。すなわち、寄附者に非営利公益法人に支出した寄附金に対し一定比率まで公益寄附金控除・損金算入措置を認めて資金の提供・調達を奨励する必要があるとする見解がある。「資本アクセス説(capital access theory)」とも呼ばれる。いいかえると、この学説では、“投資者”は、営利法人へ投資し配当を受け取るか、非営利公益団体へ寄附金を支出し公益寄附金控除・損金算入の適用を受けるかを選択できる構図になるのが公正であると見る。See, Timothy J. Goodspeed & Daphne A. Kenyon, “The Nonprofit Sector’s Capital Constraint: Does It Provide a Rationale for the Tax Exemption Granted to Nonprofit Firms?,” 21 Pub. Fin. Q. 415 (1993).

で、報酬支払を期待する場合には、理事・受託者にはならず、有給職員として勤務するよりない。しかし、CICの場合、当該法人（会社）の取締役として、報酬の支払を受けて、経営に携わることができる。

（７）CIC制度の政策目標は何か

従来から、イギリスでは、公益団体やNPOは、営利法人の設立準拠法である会社法の下で、多くは保証有限責任会社（CLG）を設立するかたちで法人格を取得している。そして、こうした法人で、公益目的で活動するものは、チャリティコミッションに申請して、認定を受け、登録チャリティの資格を得る仕組みになっている。

この仕組みに加え、今回のチャリティ制度改革の一環として、登録CIC（地域社会益法人）制度ができた。当然、相互の登録の転換があるものと想定し、必要な法制上の整備も行われた。

例えば、現在、保証有限責任会社（CLG）のかたちで法人格を取得し、チャリティコミッションで認定を受け、登録チャリティになっている法人（会社）があるとす。この法人（会社）が、今後、地域社会益会社（CIC）への登録転換を求めるとする。この場合には、登録、監督などを行っている規制機関を変えること、つまり“登録転換”手続を要する。この手続は、会社登記官へ申請して行うことになっている（2004年地域社会企業法39条）。

とりわけ、現在、大多数のチャリティは、保証有限責任会社（CLG）形態で存続している。以前は、株式有限責任会社（CLS）形態で公益活動を行い、チャリティ登録を求めることができた。しかし、その後、チャリティコミッションの方針もあり、現在は、法人形態のチャリティ（チャリティ法人）は、保証有限責任会社（CLG）形態でしか認められない。

社会的企業の拡大政策を取り、「エクイティファイナンス」が可能な登録CICの増加政策を押しすすめ、登録チャリティから登録CICへの転換

を奨励したとしても、保証有限責任会社（CLG）形態では、株式発行はできない。わずかに従前から株式有限責任会社（CLS）形態でチャリティ登録を受けてきたチャリティ法人に対して CIC 転換を促せるに留まる。したがって、「エクイティファイナンス」の活用を普及させるためには、現実には、株式有限責任会社（CLS）形態の CIC 登録会社の新設を促すしかない。登録チャリティである既設会社から CIC への転換では限界がある。

「エクイティファイナンス」の活用・普及ではなく、別の理由から登録チャリティである既設会社から CIC への転換を目指すことも考えられる。例えば、登録チャリティの場合、その理事等に対する報酬の日払いは認められないとするコモンロー上の禁止原則による縛りがかかる。これに対して、登録 CIC（地域社会益会社）の場合、理事等に対する報酬支払は原則として認められる。したがって、理事等に対する“報酬支払”がねらいであるとする、保証有限責任会社（CLG）形態の登録チャリティであっても、登録 CIC への転換は意味がある⁽¹⁷⁶⁾。

政府は、「登録チャリティから登録 CIC への転換」については、チャリティコミッションの承認があることを条件に認める方針を取っている。この場合、公益用資産の移転・帰属について、厳格な審査を実施する方針を明らかにしている（『CIC 制度政府草案』41頁）。

いずれにしても、理論的には、CIC からチャリティに、あるいはチャリティから CIC に、登録転換が可能である。ただ、実際に、そうした転換例がどれくらい想定されるのかは、現時点では定かではない。ちなみに、

(176) この他に、登録チャリティが、役員への報酬支払をねらいにその子会社として CIC を新設するモデルがある。登録チャリティの役員が当該 CIC の役員を兼務すれば、報酬支払を受けることが可能になるからである。ただ、通例、登録チャリティが子会社を設立する理由は、収益（非関連）事業を営み、かつ、その全収益を登録チャリティへ無税で寄附するためである。これはチャリティコミッションが、収益事業については別会社（子会社）を設立して営むように指導しているからである。したがって、もっぱら役員への報酬支払を目的とした CIC タイプの子会社設立は、本末転倒ではないかとの批判がある。Available at: <http://www.charity-commission.gov.uk/Publications/cc35d.aspx>.

チャリティと CIC 双方の登録をすることは認められない。

（8）普通社員と投資家社員の区別

CIC には、「持分主（株主のいるかたちのもの /CLS）」と「持分主がいないかたちのもの /CLG」がある。「持分主のいる CIC/CLS」においては、社員権はどのような仕組みになっているのが問題となる。

CIC は、地域社会の利益の極大化に奉仕することを目的とする法人である。ところが、ふつうの営利会社では、投資者である株主の利益（配当）の極大化が最大の目的である。また、株主は、総会において取締役の任免を通じて自己の利益を計ろうとする。当然、「持分主のいる CLS（株式有限責任）形態の登録 CIC」では、地域社会の利益の極大化へのニーズと株主（持分主）の利益の極大化へのニーズがぶつかり合うことが予想される。この点、『CIC 制度政府原案』では、CIC の目的のためには、「投資家の権利」～とりわけ CIC の活動に介入する権利に制限を加えるべきだ、と提案している。したがって、どのようにバランスをとるかが問われてくる。

この点については、『CIC 制度政府原案』のなかでは、持分のある CIC に関しては、投票権のある「普通社員（ordinary members, full voting members）」と、投票権のない「投資家社員（investor members）」とに分けて社員の権利をデザインし、CIC の本来の目的である「地域社会益 / コミュニティインタレスト」に資する仕組みにしている（30頁）。『CIC 制度政府原案』では、「社員の権利」あるいは「社員権」を、大きく①議決権と②利益分配・残余財産請求権とに分けたうえで、「持分主のいる CIC/CLS」の社員権について、次のようにイメージしている。

〔図Ⅲ-38〕『CIC制度政府原案』に盛り込まれた持分主のいるCICの社員権のイメージ

社員の種類	議 決 権	利益分配・資産の請求権
(a) 普通社員	完全な議決権あり	利益分配なし。残余資産請求権なし
(b) 投資家社員	原則として議決権なし。ただし、持分権の内容変更などの議案については議決権あり	一定の利益配当あり。残余資産の分配については、初期投資額プラス未払配当に限り受取る権利がある。

普通社員は、議決権はあるが、利益の配当請求権や残余資産の分配請求権はない。一方、投資家社員は、利益の配当に関しては“優先権”はあるが、議決権はない、といった仕組みになる⁽¹⁷⁷⁾。投資家社員は、経営権の支配を目的としない、いわゆる“ポートフォリオ投資家”としてデザインされている。したがって、投資家社員は、自らの意思で取締役/役員の排除などはできない。

また、『CIC制度政府草案』のなかでは、持分のあるCICでは、投資家社員の持分は25%未満となるように求めている(30頁)。これにより、絶対多数(75%以上)の票決の要る会社定款の変更などは、投資家社員ではなく普通社員の意思によれる仕組みとしている。

一方、投資家社員は、社員総会で自分らの持分権の内容変更や不利益が及ぶ議題があがっているケースでは、議決権行使が認められる。また、この場合、多数者である普通社員の専断を防ぐために、別途の投資家社員だけのクラス承認を求める仕組みをデザインしている。すなわち、例えば経営陣が新規事業のため巨額の借入をする方針を立てたとする。この場合、

(177) つまり、投資家社員は、わが国の会社法108条1項3号に定める「議決権制限株式」の保有者に相当するとみてよい。

投資家社員は、持分の価額や配当の下落が予想され、その方針に疑義があるときには、特例としてクラス承認を求めることができることになる。

『CIC 制度政府草案』には、各界から寄せられた政府素案に対するコメントが掲載されている。とくに、“ポートフォリオ投資家”である投資家社員に法人の経営評価を期待する方向を目指すのか、それとも、その法人の CIC として“哲学”を優先させる方向なのか、いまいち政府の政策指針が不透明である、との批判が出ている（『CIC 制度政府草案』28頁）。

CIC は、NPO（非営利）法人と営利法人のハイブリッド（雑種）のような存在である。したがって、投資家社員の議決権総数の割合を25%未満とするのが適正な水準なのかなどの点が、問題になるものと思われる。イギリス政府は、この点、投資家社員は、「CIC に君臨すれども、統治せず（should be able to influence but not control over CIC）」を原則に、制度づくりをすすめるとしている（『CIC 制度政府草案』29頁）。

（9）CIC に対する政府規制のあり方

CIC 制度は、保証有限責任会社（CLG）はもちろんのこと、株式有限責任会社（CLS）のうち地域社会貢献を目的としたものに対しても、CIC（地域社会益法人）として、役所が認定しお墨付きを与え、これにより投資家を保護しようというのがその趣旨である。この場合、役所がお墨付きを与える制度をどうデザインするのが問題になる。お墨付きを与えること、つまり CIC としての認定を受け登録することは、いわゆる「マル適マーク」の交付を受けるに等しいわけである。

マル適マークは、役所でなくとも、民間の認定機関が申請に基づいて与えてもよい。必ずしも役所ないしは役所の息のかかった規制機関である必要はない。役所依存体質が強い国民性の国であるならば、民間評価の方向にすすむ可能性もある。しかし、イギリス政府は、旧通産省（DTI）およびその後継省である旧企業・規制改革省（BERR）〔現事業革新技能

省(BIS)] 主導で新たな規制機関(CIC 規制官/CIC Regulator)を立ち上げ⁽¹⁷⁸⁾、同省所管の執行エージェンシー(executive agency)である会社登記所(Companies House)および会社登記官(Registrar of Companies, Company Registrar)と協力して、CICの認定・登録、監督など規制業務にあたる体制を整備した。

これは、ある意味では、役所機能を大きくする提案である。政府に寄せられたコメントのなかにも、CICは会社登記所や会社登記官によって規制を受けるのであるから、新たなCIC専任の規制機関(CIC Regulator)の創設は過重規制ではないかという意見があった(『CIC制度政府草案』32頁)。CICの認定を受けるかどうかは、その法人が任意に選択でき、しかも課税上の特典などないわけであり、新たな規制機関など不要との意見があつて当然である。

この点、イギリス政府は、CIC専任の規制機関は、①模範CIC定款の策定、それから、②基本財産や基本金の利用目的の「制限(lock)」とか、③配当や利子等に対する「上限設定(cap)」の基準づくりの面でも必要不可欠との判断を下している。しかし、できるだけ軽微な(light touch)組織として立ち上げる意向を示し、組織づくりを目指した(『CIC制度政府草案』33頁)。

さらに、政府提案では、CIC専任の規制機関に、苦情調査などを実施するための介入権が与える意向を示した。この点についても、「現在、通産省(DTI)の会社調査局(CIB=Companies Investigation Branch)が調査権を持っており、こうした介入権は不要」、「CIBや会社登記所による調査に加え、あらたなCIC規制機関による多重/過剰規制は問題」とのパブリックコメントが寄せられている(『CIC制度政府草案』34頁)。とくに、過重規制にともなうコンプライアンスコストの増加および非効率を問題にする意見も多く、極力、政府規制から自主規制(民規)に切り替えるべき

(178) CIC 規制官について詳しくは、Available at: <http://www.cicregulator.gov.uk/>.

であるとしている⁽¹⁷⁹⁾。

この点について、政府は、CIC 専任の規制機関（CIC Regulator）には、独自の調査権を持たせず、むしろ CIB や会社登記所の決定や処分不服な者に対する審判機能を持たせたい。これにより、裁判所に行かなくとも、簡易に救済が受けられるようにしたいと、CIC サイドに奉仕する性格の機関にする意向を示し（『CIC 制度政府草案』35頁）、この線にそって制度が整備する方向性を示した。（もっとも、実際にできあがった仕組みでは、CIC 規制官は、幅広い監督権限を有するかたちとなった。）

（10）CIC のガバナンスの課題

『CIC 制度政府素案』では、CIC（地域社会益会社）の「ガバナンス（corporate governance）」、つまり「法人統治」のあり方について、検討をしている。とくに、「利害関係者（stakeholders）の関与」と「投資家の権利」などについて、ふつうの営利会社とは異なる視点から、そのあり方を探っている。

この問題は、結局、「CIC は誰のものか」という点に集約される。とくに、CIC は、地域社会の利益を目的とした法人である。しかも取締役会はもちろんのこと、株式有限会社のかたちをとる場合には、優先株主である投資家社員がいるわけである。その他に、その法人のサービスの利用者ないしは受益者もいる。当然、ステークホルダー（利害関係人）の範囲も、ふつうの営利会社とは異なってくる。

CIC の運営の透明化は重要である。『CIC 制度政府原案』では、CIC の会計書類（accounting reports）や事業報告書（company reports）は、「公の支配（public domain）」に属するといった水準で、公表するように求めている。CIC のガバナンスも、透明化の一環として、当然、かなりの水準

(179) See, e.g., Charity Finance Directors' group, Press Release: Raising public Confidence in Charities through Self-Regulation (Dec. 14, 2001).

を求めている。

しかし、問題は、それほど単純ではない。例えば「ステークホルダー(利害関係者)の関与」といっても、どのようなグループの人たちを指すのか定義するのは困難をきわめる。提供するサービスの種類などにより、その法人のステークホルダーも大きく変わってくる。また、取締役の経営判断と、ステークホルダーの積極的な関与とをどのように調整したらよいのかなども、重い課題である。先にふれたように、持分のある株式有限責任会社(CLS)のかたちをとるCICの場合には、利益配分請求権はあるが原則として議決権のない投資家社員(優先株主)もいる。こうした関係者をも含めて、CICのステークホルダーを、どう定義するのも容易ではない。

(11) CICの運営開示・説明責任の課題

先にふれたように、「コーポレートディスクロージャー・アカウントビリティ(運営開示・説明責任)」、つまりCICの品質管理は、新たにつくられるCIC専任の規制機関(CIC Regulator)が、会社登記官(Registrar of Companies)と協力してすすめていくとのことであった。その手助けとなるようにとのことで、CICに対して、こうした機関にさまざまな書類を提出するように求めている。

イギリスにおいては、会社法に基づいて設立されたすべての有限責任会社は、「会計書類(accounting records)」(2006年会社法386条以下)、「年次会計書類(annual accounts)」(2006年会社法393条以下)、「取締役報告書(director's report)」(2006年会社法415条以下)、その他法定書類(statutory records)を作成・保存するように求められる。また、これらに加え、「年次報告書(annual return)」(書式AR01)を提出するように求められる。わが国でも、一時、法務省の役人が最低資本金制度とともに、法人の会計書類などを登記所に提出し、誰でも見られるようにすべきだと

頑強に主張していたことを記憶している人も少なくないと思う⁽¹⁸⁰⁾。

いずれにしろ、「④ CIC は、これら会社法上の法定帳簿・報告書に加え、年次の地域社会益会社報告書（コミュニティインタレスト会社報告書 / community interest company report）を会社登記所に提出し、公の閲覧に供すること」を求めているのは、本来、イギリスの会社の登記・報告制度からくるものである。役所に大きな役割を期待する国ならではの仕組みと見ることもできる。もっとも、こうした政府原案に対し、「CIC は、本来、民間部門に属する会社のはずであるから、年次コミュニティインタレスト（地域社会益）会社報告書の作成・公表などは、非現実的な水準の説明責任を課すものであり、承服できない」というコメントも出されている（『CIC 制度政府草案』33頁）。拝聴すべき意見といえる。

結果的に、政府は、CIC のステークホルダー（利害関係人）を保護するために必要不可欠とし、CIC に対して、会社法上の年次会計報告書、取締役報告書等に加え、年次コミュニティインタレスト（地域社会益）報告書（community interest company reports）を会社登記所に提出するように求め、かつ、会社登記所の登記官（Registrar）はその副本を CIC 登録官へ送達する仕組みを導入した（2004年地域社会企業法34 条 6 項、2005年 CIC 規則26条以下）。また、これら提出された報告書類は、普通会社の例と同様に、公の閲覧に供される。

V CIC の新設登録、既設会社の CIC 転換登録

地域社会益会社（CIC）制度は、新たな法人類型をつくるものではない。たんに新たな登録法人制度をつくるものである。CIC になるのは、新

(180) わが国でも、イギリスやドイツなど政府規制の強い国の仕組みを真似しようという考えがあった。国民や企業・NPOなどを管理するのが好きなわが国の役人らしい発想ともいえる。ところが、最低資本金制度や中小法人の有限会社化政策は、その後“負の遺産”となり、廃止された。制度導入当時、有限会社に転換するとか、株式会社のステータスを維持するために増資だとか、踊らされ、苦渋をなめた事業者にとっては悪夢以外の何ものでもなかった。

設会社(法人)が登録をするかたちをとる場合と、既存の会社(法人)がCICの登録をする場合とがある⁽¹⁸¹⁾。

1 CIC会社の新設

手続的にみると、地域社会益会社(CIC)の設立と、通常の会社(法人)の設立とは、原則的にはほぼ同じである。しかし、申請人は、CIC登録に必要な資料を追加して提出しなければならない(2004年地域社会企業法36条1項・2項、2005年CIC規則11条・12条)。

申請先は、イングランドとウェールズにおいては、会社登記所(Companies House)内にあるイングランド・ウェールズ会社登記官、スコットランドにおいてはスコットランド会社登記官、北アイルランドでは北アイルランド会社登記官である(以下、イングランド・ウェールズ会社登記官を中心に説明する。)⁽¹⁸²⁾。

会社登記官(Company Registrar)は、CIC規制官(CIC Regulator)が申請した会社がCICに適格であると認定し(2004年地域社会企業法36条4項)、かつ、その旨を登記官に通知(notice)があるまで、CICとして会社を設立することができない(2004年地域社会企業法36条5項・6項)。

会社をCIC登録したかたちで設立場合、申請者は、会社登記官に対して、設立申請書に加え、次のような資料を添付しなければならない(2004年地域社会企業法36条1項・2項、2005年CIC規則11条・12条、CICガイダンス1.3.2.)。

(181) CIC規制官事務局はCICガイダンスを公表している。CICの法務については、このCICガイダンス(CIC Information and Guidance notes)が参考になる。
Available at: <http://www.cicregulator.gov.uk/guidanceindex.shtml>

(182) 以下、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド、いずれかを問わず、「会社登記官」という。

〔図Ⅲ－39〕 CIC 会社の新設の際に添付を要する資料等

<p>① CIC 規則の基づいた作成された基本定款、附属定款</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 模範 CIC 基本定款および附属定款（model CIC Memorandum and Articles of Incorporation）が公表されており、それらに必要事項を記載するかたちで作成できる。 ・ 書式 CIC36 [CIC 設立に関する CIC 申請書（CIC Declarations on forming a CIC）] 【地域社会益（コミュニティインタレスト）記載書（Community Interest Statement）、申請会社が不適格会社でない旨の申告などを含む】 ・ 地域社会益記載書（Community Interest Statement）とは、会社が地域社会益を増進する目的で設立されている旨を説明した資料。この記載書は、CIC 規制官が CIC 登録の際に審査にも活用される。（いったんこの記載書を提出し、CIC 登録をした場合、申請会社は、その目的変更をしない限り、CIC 登録を任意に抹消できない。 ・ 不適格会社でない旨の申告とは、申請会社が、政治活動を目的とするものでないこと、地域社会益の増進を本来の目的としていることなど CIC 法に定める不適格要件に該当しない旨を証する書類を指す。
<p>②書式10〔初代の取締役・事務役、登記上の事務所の所在地記載書〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初代の取締役・事務役、会社の住所・登録上の事務所などの詳細。特段 CIC に限ったものではなく、会社の設立申請一般に求められるもの。
<p>③書式12〔登録申請宣誓書〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録申請宣誓書（Declaration on Application for Registration）とは、会社設立にかかる法的要件を遵守する旨の制定法上の宣誓書。
<p>④会社登録料として所定金額手数料支払の小切手</p>

2 既設会社の CIC 転換

CIC になるには、新設会社（法人）を登録するかたちをとる場合と、既設の会社（法人）を CIC として登録をする場合とがある。

(1) CIC 転換申請時に提出を要する資料等

既設会社が CIC の登録をする場合、会社登記官に対して、申請者は、

次のような資料を添付しなければならない(CIC ガイダンス 2.4.)。

〔図Ⅲ-40〕 既設会社のCIC 転換登録申請に際に添付を要する資料等

① CIC 規則の基づいた作成された基本定款、附属定款
・CIC に転換を申請する既設の会社は、既存の基本定款、附属定款を、CIC 法およびCIC 規則に準拠したものに書き改め、提出する必要がある。なお、模範CIC 基本定款および附属定款(model CIC Memorandum and Articles of Incorporation) が公表されており、それらを参考にして作成できる。
② 次の事項に関する社員総会での特別決議の副本
・CIC に転換に関する会社附属定款の変更の件 ・CIC 法の要件を充足するための基本定款および附属定款の変更の件 ・CIC 法指定の名称に合うように会社名称を変更(Ltd から c.i.c) する件
③ 書式CIC37 [CIC への転換に関する申請書 (Declarations on converting to a CIC)] 【地域社会益記載書 (Community Interest Statement)、申請会社が不適格会社でない旨の申告などを含む】
・地域社会益記載書：どのような地域社会益を増進する活動をしているか、その種類、内容等の説明。 ・申請会社が不適格会社でない旨(政治活動をしていないこと、地域社会益の増進を本来の目的としていること)の申告などを含む。
④ 会社登記料として所定金額支払の小切手

CIC への転換は、申請会社の決議が登録された日に発効する。その日以降、会社登記官は、当該会社はCIC である旨を記載した会社設立証書(certificate of incorporation)を発行できる。

(2) CIC 転換登録時の課題

既設の会社がCIC に転換登録するに際しては、さまざまな問題が生じる。以下においては、主な課題について点検してみる。

（a）CIC 転換登録決議における反対社員

CIC への転換に際しては、さまざまな決議をする必要がある。しかし、社員のなかには、公的関与を嫌う、あるいは、自由市場で分配の極大化の企業精神を尊重した事業経営を継続したいなどの理由から、CIC に転換決議に反対の社員もいるものと思われる。この場合、少数社員（株主）は、訴訟を提起して争うことができる。

少数社員は、例えば、転換による CIC 適格を有し分配制限を課されることは、利益分配を受ける権利を不当に侵害することになることを理由に提訴できる。また、特別決議を行うための総会の招集が、決議の日から21日前に総会通知を行い、定足数の4分の3以上の賛成を要する。したがって、場合によっては、転換手続上の瑕疵を提訴理由にできる。さらに、従前に社会的企業でなかった会社（普通の営利会社）がCICに転換する場合には、会社の目的変更をしなければならない。一般に、会社がその目的変更をする場合、それに反対の社員（株主）は、変更決議の日から28日以内にその取消しを求めて裁判所へ提訴できる。この場合、裁判所がその変更決議を承認するまではその効力が停止される（2004年地域社会企業法37条のA）。

（b）会社登記官への転換登録決議の提出期限

CIC に転換申請をする場合、申請人は、転換決議を申請期限までに提出するように求められる。提出期限は、事案により異なり、次のとおりである。

〔図III-41〕CIC 転換登録にかかる転換決議の提出期限

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①会社の目的変更が伴わない場合には、転換決議の日から15日以内 ②目的変更を伴う場合で、この点について訴訟になっていないときには、決議の日以降22日経過日から36日まで ③目的変更を伴う場合で、この点について訴訟になっているときには、裁判所が判断を下した日から15日以内 |
|---|

3 チャリティからCICへの転換登録

2004年地域社会企業法は、イングランドとウェールズの場合、チャリティは、その名称変更〔charity から c.i.c.〕を承認する社員による特別決議があり、かつ、チャリティコミッションからの事前承認があることを条件に、CIC への転換を認める(2004年地域社会企業法39条1項)。これに対して、スコットランドと北アイルランドの場合には、こうした転換を認めない(2004年地域社会企業法40条1項等)⁽¹⁸³⁾。もともと、これらの非独立国家においても、チャリティが地域社会益増進を目的とする100パーセント子会社を設立し、そこへ公益目的資産を譲渡し、その会社がCICへの登録手続をとる選択肢は認める。

(1) CIC 転換登録できるチャリティ

CICの登録の対象となるのは、有限責任会社(limited company)形態の公益目的法人(charitable companies)に限られる。したがって、法人格のない社団(任意団体)形態のチャリティは、原則としてCICへの転換のための申請はできない。また、登録チャリティは、チャリティコミッションの事前の承認なしには、CICに転換することはできない(2004年地域社会企業法39条1項)。チャリティとCIC双方の登録はできない。したがって、CIC登録が認められると、チャリティ登録は抹消される。

(2) CIC 転換登録申請時に提出を要する資料等

公益目的法人(チャリティ法人)が、CIC登録を申請する場合、申請者は、会社登記官に対して、次のような資料を提出しなければならない(CICガイダンス2.4.)。

(183) ただし、これらの非独立国家においては、CIC本法ではなくCIC規則において、こうした転換を認める方向にある。

〔図III-42〕チャリティ法人がCIC 転換登録申請に際して提出を要する資料等

<p>①CIC 規則の基づいた作成された基本定款、附属定款</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CIC に転換を申請するチャリティ法人は、既存の基本定款、附属定款を、CIC 法およびCIC 規則に準拠したものに書き改め、提出する必要がある。なお、模範CIC 基本定款および附属定款（model CIC Memorandum and Articles of Incorporation）が公表されており、それらを参考にして作成できる。
<p>②次の事項に関するチャリティ法人社員総会での特別決議の副本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CIC に転換に関する会社附属定款の変更の件 ・CIC 法の要件を充足するための基本定款および附属定款の変更の件 ・CIC 法指定の名称に合うように会社名称を変更（Ltd から c.i.c）する件
<p>③チャリティコミッションからの事前承認書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転換決議が通過した時点では、いまだチャリティである。 ・チャリティコミッションからの事前承認書を得、添付する必要がある（93年チャリティ法64条）。
<p>④公益目的資産の継承的処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転換にあたり、チャリティ法人がチャリティであった期間に得た公益目的資産は、払込持分にあたる分などがある場合にはその分を除き、公益目的信託に付される。これは、チャリティ法人が清算するとき継承的処分が必要になるのと同様である。抜け殻となったチャリティ法人は、当該公益目的の信託資産の継承的処分が終るまでその資産の受託者となる。 ・登録CIC は、同時に登録チャリティになることはできない。このことから、チャリティ法人は、CIC 法人登録が完了すると同時に、登録チャリティの適格を失う。チャリティ登録の抹消は、会社登記官が転換決議を登録した日に発効する。 ・手続的には、CIC 法人の取締役が、定款等の変更事項をチャリティコミッションへ通知することになっている。
<p>⑤書式CIC37〔CIC への転換に関する申請書（Declarations on converting to a CIC）【地域社会益記載書、申請会社が不適格会社でない旨の申告などを含む】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会益記載書：どのような地域社会益を増進する活動をしているか、その種類、内容等の説明。 ・申請会社が不適格会社でない旨（政治活動をしていないこと、地域社会益の増進を本来の目的としていること）の申告などを含む。

⑥会社登記料として会社登記所あての所定金額支払の小切手

(3) CIC への転換登録の効果

会社登記官は、CIC 規制官による転換審査通過の通知を受けて、会社登記官が CIC 転換決議を登記した日に発効する。発効後、会社登記官は、当該会社は CIC である旨を記載した会社設立証書 (certificate of incorporation) を発行できる。また、会社登記官は、発効後すみやかに当該 CIC の基本定款と附属定款の副本をチャリティコミッションに送達する。チャリティコミッションは送達後すみやかにチャリティ登録を抹消する。

ちなみに、CIC への転換手続の開始は、チャリティ法人の法人格自体には影響を及ぼさない。当該法人には会社法が適用になる。ただし、登録 CIC への転換後には、チャリティ法や規則は適用にならず、チャリティコミッションの監督からも外れる。そして、CIC 法や CIC 規則が適用され、CIC 規制官の監督に服することになる。

4 勤労者共済組合 (IPS) から CIC への転換登録

すでにふれたように、勤労者共済組合 (IPS - industrial and provident societies) 【現ベンコムおよび真正協同組合】は、1965年勤労者共済組合法 (Industrial and Provident Societies Act 1965) 【1965年協同組合・ベンコム法】に準拠して設立される法人格を有する団体である。現在、金融サービス庁 (FSA=Financial Service Authority) が所管し、登録簿を維持している。

勤労者共済組合 (IPS) のうち、協同組合 (*bona fide cooperative societies*) 類型に該当するものは地域社会益法人 (CIC) に転換登録はできない。一方、地域社会益共済組合 (ベンコム / BenComs) に該当するものは CIC に転換登録できる。ただ、勤労者共済組合 (IPS) 【ベンコム】が CIC へ

転換登録する場合に関する具体的な定めがない。これは、二段階の手続を踏む必要があるためである。すなわち、IPS【ベンコム】は、第一に、1965年勤労者共済組合法【1965年協同組合・ベンコム法】52条に基づいて「普通の会社」に転換し、そのうえで当該普通会社が、2004年地域社会企業法26条2項に基づいてCICに転換する手続を踏まなければならないからである。

この場合、手続的には、IPS【現ベンコム】の構成員総会において、普通会社転換のための特別決議をする必要がある（1965年勤労者共済組合法【1965年協同組合・ベンコム法】52条1項）。この特別決議を行えば、FSAに登録されているIPS【現ベンコム】の定款等は、1985年会社法の下で効力を有する定款とみなされる（1965年勤労者共済組合法【1965年協同組合・ベンコム法】52条2項）。次に、IPS【現ベンコム】は、会社登記所（Companies House）へ出向き、必要な書類を提出して株式有限責任会社（CLS）か、保証有権責任会社会者（CLG）となる登録手続をとることになる。そのうえで、CIC登録をする手続をすすめる。ちなみに、IPS【現ベンコム】が普通会社に転換した後にCICに転換するには、まず、地域社会益/コミュニティインタレスト基準を充足する必要がある。また、この基準を満たした場合には、IPS【ベンコム】もCICも、地域社会益/コミュニティインタレストを迫及するという意味では同じ目的を持つことになるわけであり、資産の継承については特別の手続を要しない。

IPS【現ベンコム】がCIC転換を申請する場合、申請者であるIPS【現ベンコム】は、会社登記官に対し提出する申請書に、次のような資料を添付しなければならない。

〔図Ⅲ-43〕IPS【現ベンコム】がCIC 転換登録申請に際に提出を要する
資料等

①CIC【現ベンコム】規則の基づいた作成された基本定款、附属定款
<ul style="list-style-type: none"> ・CIC【現ベンコム】に転換を申請するIPS【現ベンコム】は、既存の基本定款、附属定款を、2004年地域社会企業法および2005年CIC規則に準拠したものに書き改め、提出する必要がある。なお、模範CIC基本定款および附属定款(model CIC Memorandum and Articles of Incorporation)が公表されており、それらを参考にして作成できる。
②次の事項に関するCIC【現ベンコム】社員総会でした特別決議の副本
<ul style="list-style-type: none"> ・CICに転換に関する会社附属定款の変更の件 ・2004年地域社会企業法の要件を充足するための基本定款および附属定款の変更の件 ・2004年地域社会企業法指定の名称に合うように会社名称を変更(IPS【現ベンコム】からc.i.c)する件
③IPS【現ベンコム】からCICに転換を求める理由説明書
④書式10〔筆頭の取締役・事務役、登録上の事務所の所在地記載書〕
⑤書式12〔登録申請宣誓書〕
⑥書式CIC36〔CIC設立に関するCIC申請書(CIC Declarations on forming a CIC)〕【地域社会益記載書、申請会社が不適格会社でない旨の申告などを含む】
⑦登録料として会社登記所あての所定金額支払の小切手

会社登記官は、CIC登録申請があった場合、申請書類の副本を作成し、CIC規制官に送付し、CIC登録審査をCIC規制官に付託する。この付託を受けて、CIC規制官はCICの登録業務を担当する。審査に合格すれば、CIC規制官はその旨を会社登記官に通知する。会社登記官は、CIC規制官による転換審査通過の通知を受けて、会社登記官がCIC転換決議を登録した日に発効する。発効後すみやかに会社登記官は、申請人に通知するとともに、そのCICの基本定款と附属定款の副本をIPS【現ベンコム】の所管庁であるFSAに送達する。FSAは送達後すみやかにIPS【現ベンコム】

登録を抹消する。

5 CICの新設登録、既設会社のCIC転換登録の実績

2004年会社（監査、調査および地域社会企業）法【2004年地域社会企業法】に準拠して2005年地域社会益会社規則【2005年CIC規則】⁽¹⁸⁴⁾が制定され、2005年7月1日に施行された。CICの規制業務は、これら2004年地域社会企業法および2005年CIC規則の定めるところに従い、CIC規制官が担当することになっている（2004年地域社会企業法27条1項・3項および27条関係別表3）。

会社登記所（Companies House）の統計によると、2010年11月7日現在、イギリスには、264万8085の会社が存在する。うち、公会社（public companies）の数は、9,950社である⁽¹⁸⁵⁾。

一方、CIC登録会社の新設数、既存会社のCIC転換登録数は、CIC認定・東麓制度稼働後から最近まで（2005年6月—10年3月期）では、次のとおりである⁽¹⁸⁶⁾。

〔図表Ⅲ－44〕CICの新設登録数、既存会社のCIC転換登録数（2005年6月—10年3月期）

	全土	イングランド	北アイルランド	スコットランド	ウェールズ
新設CIC登録会社	3,092	2,844	31	127	90
既存会社のCIC登録	480	442	2	25	11
《総計》	3,572	3,286	33	152	101

《資料》Community Interest Companies : Annual Report 2009-2010 (Department for Business Innovation & Skills, July 2010) at 23.

(184) Available at: <http://www.opsi.gov.uk/si/si2005/20051788.htm>.

(185) See, Companies House, Company Register Statistics for November 2010. Available at: <http://www.companieshouse.gov.uk/about/busRegArchive/businessRegisterStatisticsNov2010.pdf>

また、活動分野別に見ると、CIC の数は、次のとおりである。

〔図表Ⅲ-45〕活動分野別 CIC の数(2005年6月—10年3月期)

分野	全土	イング ランド	北アイル ランド	スコット ランド	ウエールズ
A) 農業・狩猟・林業	22	21	0	1	0
B) 漁業	4	4	0	0	0
C) 鉱業・採石	0	0	0	0	0
D) 製造業	74	57	0	9	8
E) 電気・ガス・水道	17	13	1	1	2
F) 建設	11	9	0	2	0
G) 卸売・小売・補修	100	91	0	5	4
H) ホテル・飲食業	53	48	0	2	3
I) 交通・倉庫・通信	59	52	4	3	0
J) 金融仲介業	22	21	0	1	0
K) 不動産・賃貸・研究 開発その他の事業	489	452	5	14	18
L) 公的管理・保護	29	29	0	0	0
M) 教育	710	670	4	22	14
N) 保健・社会事業	577	558	3	11	5
O) その他の社会・人 的サービス給付	1591	1452	17	74	48
P) 家事代行業	0	0	0	0	0
Q) 法定業務外団体	0	0	0	0	0
《総計》	3,758	3,477	34	145	102

(注) 一部重複活動分野を含む。

《資料》Community Interest Companies: Annual Report 2009-2010 (Department for Business Innovation & Skills, July 2010) at 25.

(186) Regulator of Community Interest Companies, Annual Report 2009-2010 (BERR=Department for Business, Enterprise and Regulatory Reform) at 28 *et seq.* Available at: <http://www.cicregulator.gov.uk/news/Annual%20Report/Annual%20Report%202009-10-%20Final.pdf>

VI CIC 規制官の審査業務と審査基準

地域社会益会社（CIC）制度を運用・監督するねらいから、専任の規制機関（CIC 規制官 /CIC Regulator）が置かれた。CIC 規制官には、独自の調査権を持たせずに、むしろ CIB や会社登記所の決定や処分に不服な者に対する審判機能を持たせたい。これにより、裁判所に行かなくとも、簡易に救済が受けられるようにしたいと、CIC サイドに奉仕する性格の機関としてデザインするとの当初の方針にそって制度が整備された。

1 CIC 規制官とその業務

2005年4月1日に、旧通産省（DTI）〔現事業革新技能省 /BIS〕担当大臣は、5年以内の任期で、地域社会益会社（CIC）を所管する初代の CIC 規制官（CIC Regulator）を任命した（2004年地域社会企業法27条1項・3項および27条関係別表3）。

（1）会社登記官と CIC 規制官との関係

地域社会益会社（CIC）登録に関して、会社登記官（Company Registrar）と CIC 規制官（CIC Regulator）とは、それぞれ独立した役割を担っている。会社登記官の本務は、会社全般に適用ある会社法（Companies Acts）およびそれらに基づいて発せられた規則（regulations）や命令（orders）を遵守させることである。これに対して、CIC 規制官の本務は、CIC 登録をした会社に適用ある2004年地域社会企業法第2編⁽¹⁸⁷⁾および2005年 CIC 規則などを遵守させることにある。

会社登記官に対する CIC の新設、既設会社の CIC 転換申請があったとする。この場合、会社登記官は、CIC の登録業務に関してはこれを CIC 規制官に付託する。この付託を受けて、CIC 規制官は CIC の登録業務を担当する。

(187) Available at: http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2004/ukpga_20040027_en_5#p2.

一方、会社登記官は、申請した会社がCICに適格であるとしたCIC規制官からの通知があり、かつ、その会社が会社法上の要件をすべて充足している旨の確認ができるまで、必要な登録を行い、当該会社はCICである旨を記載した会社設立証書(certificate of incorporation of a company as a CIC)を発行してはならない。

ちなみに、CIC登録申請については、会社登記官が、その申請書の受付窓口になり、かつ、申請手数料を徴収している。これは、申請者の便宜をはかる観点から取られた一本化措置(single entry point)に過ぎない。

(2) CIC規制官の職務の範囲

CIC規制官(CIC Regulator)は、公職任用コミッショナー事務局(Office of the Commissioner for Public Appointments)が公募し、CICを所管する大臣が任命する(2004年地域社会企業法27条1項・2項及び27条関係別表13第3条)。CIC規制官は事務局(Office of the Community Interest Companies)を有し、現事業革新技能省(BIS)[旧通産省/(DTI)およびその後継省である企業・規制改革省(BERR)]所管の執行エージェンシーである会社登記所(Companies House)内に置かれている。CIC規制官の職務の範囲は、次のとおりである(2004年地域社会企業法27条4項～5項・41条～46条)。

〔図III-46〕CIC規制官の職務の範囲

主要な任務
<ul style="list-style-type: none">・CIC申請書の審査・CICの法律遵守義務の確保・CICの重大な受忍義務違反の取締
その他の任務
<ul style="list-style-type: none">・CICの新ブランドの確立・CICの認定・登録を求める人たち向けのガイダンスの発行・その他CICの支援およびCIC関係専門職の支援

（3）CICの業務運営方針

CIC規制官事務局は、CICの登録審査業務、監督業務などの規制業務、さらには指導業務などを担当する（2004年地域社会企業法41条～46条）。これらCICの業務運営は、“軽微（light-touch）”であることを基本方針としている。ある意味では、チャリティに対する包括的かつ積極的な規制を方針とするチャリティコミッションとは、対照的な監督・規制を目指していたといえる。もっとも、実際にできあがった仕組みでは、CIC規制官は、幅広い監督権限を有するかたちとなっており、批判もあるところである。批判が出ている背景には、CICが、会社法に基づいて設立された他のすべての有限責任会社と同様に、会社登記所の法人登記官（Registrar of Company, Company Registrar）に対して、「会計書類（accounting records）」（2006年会社法386条以下）、「年次会計書類（annual accounts）」（2006年会社法393条以下）、「取締役報告書（director's report）」（2006年会社法415条以下）、その他法定書類（statutory records）を作成・保存するとともに、これらを、会計年度ごとに、「年次報告書（annual return）」（書式AR01）とともに、会社登記所（Companies House）内の会社登記官（Company Registrar）へ提出するように義務づけられていることがある（2006年会社法441条以下）。

（4）CIC規制官の監督権限の範囲

CIC規制官は、会社登記官にCIC登録申請があった場合、CIC領域に関する書面審査を行う権限を付与されている。その審査領域は、地域社会益記載書（Community Interest Statement）、その他登録資料について、申請者が会社登記官に提出した会社の基本定款、附属定款が2004年地域社会企業法・2005年CIC規則等に準拠したものになっているかどうか、CIC転換登録にかかる社員（株主）総会特別決議の副本その他の書類が真正なものかどうかなどにまで及ぶ。CIC登録にあたり、最も重要なことは、法

定の「地域社会益基準 (community interest test)」を充たしているかどうかである。CIC 規制官は、この審査にあたり、補正が必要な場合には、非公式に追加資料の提出を求める。この場合、できるだけ簡便に電話や電子メールで質問することで処理する方針を取っている。また、CIC 規制官は、CIC の受忍義務の状況調査にあたって、できるだけ非権力的な手法を用いる方針を取っている。また、利害関係人間で紛争があった場合で、それが話し合で解決可能な場合には、そうした処理方法を用いる。

法令に定められた CIC 規制官の監督権限をおおまかに図説すると、次にとおりである (2004年地域社会企業法41条以下)。

〔図表Ⅲ-47〕 CIC 規制官による監督権限の範囲

相談およびガイダンス (advice and guidance) : CIC 規制官は、CIC および担当大臣 (BIS 担当大臣。以下同じ。)が必要と認めた事項に関するガイダンス (事務運営方針) の発行その他の支援を行うものとする。CIC 規制官は、ガイダンス発行に先立ち、利害関係人に対して公開諮問 / 意見聴取を求めなければならない。既定の手続を踏んだうえで発行したガイダンスは、インターネットで公開するものとする。

CIC およびその事務局は、CIC 一般に関する事項について、関係する個人または団体と協議を行う機会を持つことができる。ただし、特定の CIC の相談に乗ること、または、正式は申請手続がある前に特定の CIC に対して裁断を下すことをしてはならない。

CIC およびその事務局が発行するガイダンスその他の相談は、特定の事案に対する専門職による相談に相当するものと解されてはならない。

調査 (investigations) : 2004年地域社会企業法42条および42条関係別表7は、CIC 規制官に対して、1985年会社法 (2006年会社法による修正を含む。) 447条に基づいて担当大臣およびその委任を受けて BIS/ 事業革新技能省の会社調査部 (CIB=Companies Investigation Branch) に付与されたと同じような調査権限を付与する。

CIC 規制官は、CIC 適格等について、自らが、あるいは、会計士や弁護士のような第三者に依頼して、調査を実施することができる。

CIC 規制官は、自らの負担で監査人 (auditors) に依頼し、特定の CIC が提出した会計報告書 (accounts) を調査し報告するように求めることができる。

ちなみに、CIC 規制官に付与された権限は、会社の CIC 適格に関して調査を可能にする範囲のものである。言い換えると、2006年会社法改正を受けて1985年会社法447条に基づいて BIS の CIB（会社調査部）が行使する権限、または、1985年会社法432条に基づいて調査官（Inspector）に依頼する権限を代替するものではない。

このことから、特定の CIC について、詐欺、不正行為そのた法令違反があると認められる場合で、その CIC がイングランド・ウエールズ・スコットランドで登録されているときには、BIS の CIB（会社調査部）会社調査官（Inspector of Companies）にあてて苦情申立てを行うことになる。こうした事案について CIC 規制官に苦情申立てがあった場合には、CIC と CIB との間で協議・調整を行うことになる。

権限行使（enforcement）：政府は、CIC 規制官による CIC の監督は、できるだけ軽微な（light touch）な仕組みとする。CIC 規制官には独自の調査権を持たせず、むしろ CIB や会社登記所の決定や処分に不服な者に対する審判機能を持たせたい。これにより、裁判所に行かなくとも、簡易に救済が受けられるようにしたいと、CIC サイドに奉仕する性格の機関にする意向を示し（『CIC 制度政府草案』33～35頁）、この線にそって制度が整備する方向を示していた。しかし、実際に仕上がった監督の仕組みにおいて、CIC 規制官はかなり強い権限行使ができるものとなっている（2004年地域社会企業法41条、45～51条）。

《CIC に代わっての民事訴訟手続の開始》CIC 規制官は、CIC の社員または取締役が法令、定款に違反する場合には、当該 CIC に代わって民事訴訟手続を開始することができる（2004年地域社会企業法44条）。例えば、CIC の取締役の忠実義務違反がある場合があげられる。

《役員（の解任または任命（removal or appointment of officers））》CIC が、懈怠状態【①経営における不正行為、失敗等があると認められる場合、②会社資産を保護する必要があると認められる場合、③地域社会益/コミュニティインタレスト基準を充足していないと認められる場合、④その会社の定款に定めた地域社会益/コミュニティインタレスト目的に沿った事業が行われていると認められない場合】にあたるとする。この場合、懈怠状態を解消するために、CIC 規制官は、当該 CIC の取締役を解任ないし新たな取締役を任命する権限を有する（2004年地域社会企業法45条～46条）。

《マネジャーの任命（appointment of a manager）》CIC 規制官は、CIC が懈怠状態にあると認められる場合には、その状態を解消する目的に限りマネジャー（manager/ 執行役員を任命する権限を有する（2004年地域社会企業法47条）。

《CIC資産の直接管理・信託に付すこと (to vest (in trust) the property of a CIC)》CIC規制官は、CICが懈怠状態にある場合で、当該CICの財産が浸食される危険があると認められるときには、CIC規制官事務局員を公財産保有人 (Official Property Holder) (2004年地域社会企業法29条) に任命または私人を任命して、CIC規制官の指示の下、当該CICに代わってその財産を直接管理もしくは信託に付したうえで、維持・処分させる権限を有する (2004年地域社会企業法48条)。

《CIC株式の譲渡命令 (to order the transfer of shares)》CIC規制官は、CICが不適格会社 (excluded company) にあたると認める場合には、その会社の支配構造を変え、不適格会社でなくするために、株式有限責任会社 (CLS) 形態のCICについては排除対象者保有の株式の強制譲渡、または保証有限責任会社 (CLG) 形態のCICについては排除対象者の社員権の強制譲渡を命じる権限を有する (2004年地域社会企業法49条)。

《裁判所へのCICの清算請求 (petition to the Court for the winding up of a CIC)》CIC規制官は、正義・公正を確保するために、裁判所に対して、公序 (public interest) に反するなどを理由に、CICの清算を求める権限を有する (2004年地域社会企業法50条)。

《裁判所へのCICの解散無効命令請求 (to apply to the Court for an order that an order that the dissolution is void)》CIC規制官は、1985年会社法651条に基づいて、裁判所に対して、CICの解散は無効であるとの命令を求める権限を有する (2004年地域社会企業法51条)。

(5) CIC規制官の決定に対する不服申立制度

CIC規制官は、さかざまな決定(処分)を行う権限を有する。これらの決定(処分)が受け容れられない場合には、不服申立てを行うことができる。2004年地域社会企業法および2005年CIC規則は、不服申立制度 (appeals framework) について規定している。すなわち、2004年地域社会企業法は、「CIC不服審査官 (Appeal Officer=Appeal Officer for Community Interest Companies)」について (2004年地域社会企業法28条および28条関係別表4)、一方、2005年CIC規則は、不服審査官への申立手続について規定している (2005年CIC規則第11章37条以下)。

（a）CIC 不服審査官による審査

CIC 不服審査官は、BIS 担当国務大臣が、期間を定めて、任命または再任する（2004年地域社会企業法28条1項、28条関係別表4第1条）。CIC 不服審査官は、CIC 規制官が下した決定（処分/decisions）および命令（orders）〔以下「決定等」〕に対する不服申立てがあった場合、それらを審査する権限を有する（2004年地域社会企業法28条1項）。CIC 不服審査官は、政府およびCIC 規制官から独立してその権限を行使する。不服申立ては、CIC 規制官が行った決定等において法律または事実について実質的な瑕疵があったことを理由に、これを行うことができる（2004年地域社会企業法28条4項）。

（b）不服審査請求の対象となる決定等

CIC 規制官が下した決定等のうち、不服審査の対象となるものを掲げ、図説すると、次のとおりである。

〔図表Ⅲ－48〕CIC 規制官による決定等の種類と不服申立てができる者

CIC 規制官による決定等の種類	不服申立てできる者	根拠法令
新設のCICとしての登録適格なしとの決定	会社の基本定款署名人	法36条10項
既設会社がCICとしての登録適格なしとの決定	会社	法38条のA第5項
懈怠状態にあるCICへのマネージャー（manager/執行役員）任命命令	会社	法47条14項
CICに代わっての財産の保有、信託等にかかる命令	会社および命令を受けた者	法48条12項
CLS形態のCICの場合で、特定人（排除対象者）保有の株式の譲渡命令	会社および株式の譲渡命令を受けた者	法49条5項

CLG形態のCICの場合で、特定人(排除対象者)保有の社員権の譲渡命令	会社および社員権の譲渡命令を受けた者	法49条6項
CICからチャリティへの転換を認めないとする決定	会社	法55条のA第4項
CICの基本定款に記載された目的の変更を認めないとする決定	会社	規則15条8項
CICの清算にかかるCIC資産の分配に関する指示	会社の社員または取締役	規則23条11項

*法=2004年地域社会企業法 規則=2005年CIC規則

(c) CIC不服審査官への不服申立て・審査手続

CIC不服審査官による不服審査手続は、CIC規制官へ「審査申立書(notice of appeal)」を送付することからはじまる。すなわち、不服審査請求人は、CIC規制官から理由を附記した決定等(2004年地域社会企業法61条5項)を受理した日から2ヵ月以内にCIC規制官に対して、審査申立書に決定等の副本を添付したうえで、不服審査の申立てをしなければならない(2005年CIC規則37条1項および4項)。ただし、CIC規制官が発した指示(directions)についての不服申立ては(2005年CIC規則23条)、その指示を受理してから3週間以内にこれをしなければならない(2005年CIC規則37条2項)。

CIC規制官は、審査申立書を受理したときに、応答書を作成することができる(2005年CIC規則39条1項)。CIC規制官は、その応答書を、審査申立書を受理した日から2週間以内にCIC不服審査官に対して送達しなければならない(2005年CIC規則39条2項)。CIC不服審査官は、当該応答書の副本を不服審査請求人に送達しなければならない(2005年CIC規則39条3項)。CIC不服審査官は、不服審査請求人およびCIC規制官に文書または口頭で意見を述べる機会を与えなければならない(2005年CIC

規則39条4項）。

CIC 不服審査官は、必要に応じて、適切な日時や方法において調査、聴聞等を実施できる（2005年CIC規則39条5項）。CIC 不服審査官は、提出されたあらゆる資料や理由などを総合勘案し、①棄却（dismiss）、②容認（allow）または③CIC規制官への差戻し（remit the case to the Regulator）のいずれかのかたちで裁断を下す（2004年地域社会企業法28条5項、2005年CIC規則40条以下）。

2 地域社会益基準

通例、ほとんどの営利会社（法人）は、たとえ雇用などで直接・間接に地域社会に貢献しているとしても、主たる目的は、その社員や従業員に利益をはかることにある。この点、地域社会益会社（CIC）は、異なる。その主たる目的は地域社会益の増進をはかることにあり、法人を経営する人やそこで働く人の個人的な利益をはかることが本来のねらいではない。

この立法趣旨を明確にするために、CIC規則では、「地域社会益基準（community interest test）」という文言で基本原則を定めている（2004年地域社会企業法35条、2005年CIC規則第2編3条以下）。

（１）「地域社会」の定義

CIC登録制度にいう「地域社会（community）」とは、イギリス国内外を問わず、特定地域、特定部門などにおける一部または全部の人の集団などを指す（CIC規則3条～6条）。ただ、会社（法人）は、CIC登録申請にあたり、どのような集団の人たちの利益をはかるのかをはっきりと記載しなければならない。例えば、「自分の家族」「自分の友人、あるいは「〇〇ビールの愛好者」といった、真正な意味での「地域社会」の利益に資するとは思われない集団を対象とした申請は却下される。

したがって、少なくともCICが増進することをねらっている“利益”と

は、申請会社の社員や従業者の利益を超える広い利益の増進を目指している必要がある。このことから、「〇〇地区の居住者」、「識字が困難な人たち」、「高齢者」、「若年失業者」、「アフリカの小規模営農者」、「〇〇病の患者」、「自動車産業でレイオフされた労働者」などがあげられる。また、「環境汚染の調査」、「湿地の保全」、「言語や文化の保護」、「スポーツの振興」、「博物館の建設」、「コミュニティ計画の支援」などがあげられる。

また、一定の収益事業を行い、剰余金を地域社会の利益に供する場合も、CIC登録の適格性を有するといえる。例えば、「収益事業を営み、そこからあがった剰余金を〇〇の支援に充てる」、「役員提供契約から生じた剰余金を〇〇の利益に供する」などがあげられる。この場合、事業活動自体がコミュニティの利益に資するものであってもよいし、事業からあがった利益・剰余金をコミュニティの利益に供する場合でもよい。

(2) 具体的判定基準

CICの登録申請にあたり、会社(法人)は、CIC規制官に対して地域社会益基準を充当している旨の証拠資料を提出しなければならない(2004年地域社会企業法36条1項・37条1項)。申請人は、その証拠を「地域社会益記載書(Community Interest Statement)」にしてCIC規制官に提出するように求められる(2005年CIC規則11条1項a号・12条1項b号)。

会社(法人)は、CICとして登録が認められたとしても、恒常的に地域社会益基準を充足するように求められる。CIC規制官は、当該会社(法人)がこの基準を充足していないと判断した場合、是正をはじめとした一定の処分をすることになる(2004年地域社会企業法41条~46条)。基準を充足しているかどうかの判定においては、次のような要素が考慮される。

〔図Ⅲ－49〕 具体的な判定における要素

- ・会社（法人）が設定している目的
- ・従事している事業の範囲
- ・その事業から誰が利益を受けるのか（事業の受益者）

地域社会益基準は、不確定な概念である。この基準を充足しているかどうかについては、理性ある人（reasonable person）が、申請会社（法人）の目的にそった活動が究極的に地域社会の利益増進に資すると見られる場合に充足しているとされる。ただ、会社（法人）の目的にそった活動が、必ずしも直接地域社会の利益につながっている必要はない。したがって、間接的に地域社会の利益増進につながっていることでもよい。

例えば、会社（法人）の事業が、製品の製造・販売を目的としているとする。したがって、必ずしもこの目的からは地域社会の利益に資する事業をしているとはいえない。しかし、その事業からあがった利益・剰余金を、公益活動その他地域社会益を増進する活動に投入されている場合には、地域社会益基準を充足しているとされる。

（３）不適格会社

地域社会益法人（CIC）の認定・登録が認められない場合（不適格会社 / excluded company）がある。それらは、次の二つである（2004年地域社会企業法35条4項、2005年CIC規則3条～6条）。

〔図Ⅲ－50〕 不適格会社となる（消極）要件

- ①法律制定の働きかけおよび法律制定の働きかけを支持する政治活動
- ②理性のある人が、その利益が特定団体の会員または特定の雇用主に雇われている従業者にのみに及ぶと判断できる活動

(a) 政治活動団体

まず、「政治活動」を行う会社(法人)は、たとえ地域社会益を増進する目的の事業を行っているとしても、CIC登録を求めることはできない(2004年地域社会企業法35条6項、2005年CIC規則6条1項a号～c号)。

地域社会益増進を目的とする会社(法人)であっても、政府や議会に対し、法律制定の働きかけ、すなわち「直接ロビイング団体」に加え、新聞をはじめとしたマスメディアに政治的意見広告を出すことを目的とする、いわゆる「間接ロビイング団体」は、CICの認定を受けることはできない。また、集票活動を含む政党を支持することあるいは政治活動を行うことを目的とする団体(政党・政治団体)は、法人格を有していても、CICとして登録できない。さらに、政党が関連法人あるいは子法人として立ち上げた会社(法人)も、CICの登録ができない。

(b) 特定会員の利益増進活動をする団体

理性のある人が、その利益が特定団体の会員または特定の雇用主に雇われている従業者のみに及ぶと判断できる活動は、地域社会益を増進する目的の事業とみなされない。

企業の従業者向けのスポーツクラブは、その利益が特定団体の会員にのみ及ぶ事例の一つといえる。ただ、この場合でも、例えば、その施設がその地域の住民一般にも開放されているときや、その地域において他で利用できない訓練施設を提供しているときには、地域社会の利益を増進する目的の事業とみなされる。

また、会員制でサービスを提供する目的で設立された会社であっても、そのサービスが社会的必要性に基づいている場合、あるいは、当該会社が他では職を見つけにくい社会的弱者に対し雇用を提供している場合には、地域社会の利益を増進する目的の事業とみなされる。この場合、利益が、特定者のみならず、コミュニティー一般の利益にも資すると判断できるから

である。

3 資産の利用目的限定（アセットロック）原則の適用

地域社会益法人（CIC）には、地域社会益用「資産の利用目的限定原則（アセットロック原則 /asset lock rule）」が適用になる。したがって、地域社会益増進目的で保有する基本財産ないし基金、さらにはその事業活動から生じた利益や余剰金などの資産（「活動原資」）は、原則としてその利用目的が地域社会益用に限定される。

アセットロック原則はCIC制度の根幹をなす。CICにアセットロック原則が適用になるのは、CICは、“コミュニティ益”増進をねらいとしたゴーイングコンサーン（永続企業）であるからである。

言い換えると、“配当の極大化”を至上命題とする純粋な営利企業とは異なるからである。したがって、新設会社（法人）にしる、既設会社（法人）にしる、CIC登録を目指す場合には、まず、アセットロック原則が適用になり、常時“コミュニティ益増進”の志が問われるゴーイングコンサーンになることを重く受け止める必要がある。

（１）適格「資産の譲渡」要件

CICが「資産（マイナス資産である負債を含む。以下同じ）が譲渡（処分）(transfer of assets)」する場合、あるいは、CICが残余資産を譲渡する場合には、次の要件を充足しなければならない。（2004年地域社会企業法31条、2005年CIC規則23条）。

【図III-51】 適格「資産の譲渡」要件

- | |
|---|
| <p>① CICが保有する資産で譲渡の対象となるものの価額は、完全な対価（例えば市場価額）で評価するものとする。</p> <p>② 残余資産（remaining residual assets）は、CICの基本定款または附属定款に規定された資産の利用目的限定団体（asset-locked body/ア</p> |
|---|

セットロックト団体)、例えば、他の CIC や登録チャリティ、CIO などに譲渡するものとする。

- ③他のアセットロックト団体に対し残余資産を譲渡する場合には、CIC 規制官の承認を要する。資産の譲渡は地域社会益に資するものでなければならない。

2005年 CIC 規則によると、CIC 登録を求める会社は、以上のような内容の資産の譲渡要件を、その基本定款もしくは附属定款に規定していなければならない(2005年 CIC 規則23条4項および5項)。また、CIC は、自らが望めば、資産の譲渡に関して、こうした法定要件よりも加重な要件を任意で採用することができる(2005年 CIC 規則23条4項および6項)。

(2) アセットロックト団体の指定

CIC は、会社の解散(清算)をする場合で、それが債務超過に伴うものでないときには、地域社会益用の残余資産(remaining residual assets)を同種のアセットロックト団体(資産の利用目的限定団体)に譲渡するように求められる(2005年 CIC 規則23条4項および5項)。

CIC は、その基本定款もしくは附属定款に規定することで、特定のアセットロックト団体に対して、完全な対価以下の対価(価額)で残余資産を譲渡することができる⁽¹⁸⁸⁾。残余資産の譲渡先が明定されていない場合には、ICI 規制官が、譲渡先を指定することができる(2005年 CIC 規則23条4項および6項)。

また、ICI 規制官は、清算する CIC の社員または取締役から、基本定款もしくは附属定款に指定されたアセットロックト団体が不適切であるとの中入れがあり、かつ、その中入れが正しいと認める場合には、自らが妥当と考えるアセットロックト団体を指示し、そこに当該残余資産を譲渡するものとする(2005年 CIC 規則23条4項および6項c号)。ICI 規制官は、

(188) “完全な対価以下”とは、実質的には“無償”でもよいという意味である。

この指示をするに先立ち、当該 CIC の社員や取締役と協議を行い、かつ、当該 CIC の定款の定めに沿い望ましい譲渡先を決めるものとする（2005年 CIC 規則23条7項 a 号および b 号）。

（３）清算時における持分社員に対する資産の返却制限

CIC 制度の下では、登録の対象となる会社は、私益を目的とする投資家をかかえる株式有限責任会社（CLS）の類型を選択し、CIC 登録をすることができる。CLS 形態をとる CIC の清算（winding-up）〔2005年 CIC 規則23条〕にあたっては、持分社員（株式引受人）に対する資産の返却（株式の払戻しなど）が問題になる。原則として、持分社員に対する払込金の払戻額を超えては残余資産の分配はできないことになっている。この場合、配当等に対する法定の「分配の上限（cap）」原則が適用になる（2004年地域社会企業法30条）。

（４）通常取引基準の適用

CIC の登録の対象となっているのは、“営利法人”あるいは“営利企業”である。CIC が、通常商取引にかかる債権・債務関係においては、ビジネス界のルールを遵守し、責任を負うのは当然である。したがって、ビジネス契約上の義務履行に対しては、アセットロック原則は適用にならない。

例えば、CIC が、通常商取引を行った結果債務超過に陥った場合には、契約上の義務を履行するために、地域社会益用資産の処分をしなければならないことも想定される。この場合、アセットロック原則を楯にして、契約上の義務を免れることはできない。

（５）資産の譲渡の意味

「市場価格以下での資産の譲渡（transfer of assets at less than market

value)」の文言は、広く解釈されなければならない。また、CICが保有する大部分の資産が現金である例も少なくない。役務提供に対する支払は、完全な市場価格でなければならない。この意味は、例えば、CICの取締役や職員に対する報酬や給与は、その職務や役務内容に照らして、高すぎではないという解釈を導き出すことができる。

(6) 地域社会益基準とアセットロック原則との関係

地域社会益基準とアセットロック原則とは相互関係にある。つまり、地域社会益基準は、理性ある人がCICの事業がその会社の取締役や従業者などの利益のために営まれており地域社会益のために営まれていないと判断する場合には、充足されていないことになる。

4 CICに適用される法定「分配制限」

地域社会益会社(CIC)制度の下では、エクイティファイナンス(equity finance)の仕組みを取り入れた投資家(株主や転換社債保有者)をかかえる会社類型(CLS)も参加している。しかし、CICの本来の目的は、“配当の極大化”ではなく、“地域社会益の増進”にある。双方のニーズを調整するねらいから、法定の「分配制限(distribution cap)」が置かれている。この法定分配制限は、一種のセーフハーバーである。CICは、社員総会での同意があり、この法的制限(セーフハーバー)内であれば、地域社会益増進度合を勘案することなしに、分配が可能である。

分配制限(distribution cap)原則はCIC制度の根幹をなす。分配制限原則は、大きく「配当制限(dividend cap)」と「利子制限(interest cap)」に分かれる。

(1) 配当と配当制限

CICが、持分主に対して剰余金の配当(dividends)を支払うことがで

きるかどうかは、それぞれの会社（法人）類型により異なる。また、配当が許容される場合でも、その CIC の定款や規約など根本規則にその旨の定めがあるかどうかなどにより、取扱は異なる。

（a）会社類型の違いに基づく配当制限の概要

会社（法人）類型ごとの配当制限（dividend cap）の概要を図説すると、次のとおりである。

【図 III-52】 CIC 登録した会社類型ごとの配当制限適用の概要

<p>①持分なしの保証有限責任会社（CLG）類型の CIC</p> <p>この類型の会社が登録 CIC になった場合には、持分主（株主）がいないため、配当はできない。</p>
<p>②株式有限責任会社（CLS）および持分を有する保証有限責任会社で、CIC 規則別表第 2 の規定の適用ある CIC</p> <p>この類型の会社が登録 CIC になった場合には、その基本定款または附属定款に特段の規定があるときには、指定されたアセットロックト団体に対して配当ができる。また、指定団体以外に対して配当をする場合には、CIC 規制官の許可を受ける必要がある。ただし、これらの場合、配当については、法定の配当制限の適用を受けない。ただし、普通法人と同様に、“利益なければ配当なし” ルールの適用を受ける。</p>
<p>③株式有限責任会社（CLS）および持分を有する保証有限責任会社で、CIC 規則別表第 3 の規定の適用ある CIC</p> <p>この類型の会社が登録 CIC になった場合には、その基本定款または附属定款に特段の規定があるときには、指定されたアセットロックト団体以外の持分主（株主）に対して配当ができる。この場合に“持分主（株主）”には、純粋な証券投資を目的とした株主を含む。ただし、これら証券投資家に対する配当の支払については、法定の配当制限の適用がある。</p>

以上のように、登録 CIC に対する法定の配当制限は、あらかじめ定款等に規定されたアセットロックト団体、定款等に規定されていないアセッ

トロックト団体の場合でも、CIC 規制官の許可がある場合には、適用されない。

なお、登録CICが配当を行うに先立っては、普通法人(会社)の場合と同様に、配当について、社員による普通決議ないし特別決議を要する。したがって、取締役は、社員の同意なしに、持分主(株主)に対する配当を行ってはならない。

(b) 配当制限の仕組み

配当制限(dividend cap)は、三つの要素からなる(2005年CIC規則17条以下)。

〔図III-53〕配当制限3要素

<p>①最大配当率制限(Maximum Dividend Cap)</p> <p>【2005年7月1日～2010年4月5日まで】一株あたりの配当率に対する制限。具体的には、「イングランド銀行の基本貸出レート〔09年8月現在では、0.5%⁽¹⁸⁰⁾〕より5パーセント高い比率まで」に制限される(2005年CIC規則22条1項a号)。なお、この場合に一株の「株価」とは、「額面額+プレミアム」を指す。しかし「市場価格」ではない。したがって、券面額が1ポンドで、プレミアムが2ポンド計3ポンドで発行されている場合には、「株価」は3ポンドになる。この3ポンドの株式を5ドルで取得して株主になっても、1株あたりの配当は、3ポンドを基準に、株式取得契約時の基本貸出レート+5パーセント以内の配当率で算定する。</p>
<p>【2010年4月6日以降】当該会社株式の払込額の20%まで。</p>
<p>②総額配当割合制限(Aggregate Dividend Cap)</p> <p>会社収益のうち、配当に回すことが認められる総額の割合に関する制限：現在35パーセントである(2005年CIC規則22条1項b号)。したがって、残り65%は、地域社会益に資する活動に再投資される必要がある。</p>
<p>③配当の繰延と累積配当制限(Cap for Carrying forward Unused Dividend)</p>

株式が配当繰延条項つき優先株式⁽¹⁹⁰⁾のかたちで発行されている場合には、当年における配当率制限内に支払われるはずの配当の一部または全部を繰り延べることができる。ただし、翌年以降の累積配当は、４年間に限定される。しかも、総額配当割合制限が適用になる（2005年 CIC 規則19条および20条）。

なお、これらの比率は、CIC 規制官が、パブリックコンサルテーション（公開諮問／意見公募）を行ったうえで、寄せられたコメント（意見）を参考にして、所轄大臣の承認を得たうえで、変更ができる。これらの比率は上限（caps）を示したセーフハーバーである。したがって、CIC によっては、定款等においてこの比率よりも低い比率を規定することも可能である。

（２）利子と支払利子制限

CIC は、普通法人と同様に、会社の基本定款ないし附属定款に規定することにより、通常の商業利率で資金の借入れをすることができる。したがって、ここで検討することは、CIC の地域社会益増進事業に関する借入れ（debts）や発行された社債・債券（bonds, debentures）に対して支払う利子についてである。

（a）支払利子制限を設けている趣旨

すでにふれたように、株式発行による地域社会益増進事業の資金調達の場合その配当には上限（caps）が付されている。したがって、利子を支払って地域社会益増進事業の資金調達をする場合に上限（caps）を付さな

(189) Available at: <http://www.bankofengland.co.uk/monetarypolicy/decisions/decisions09.htm>.

(190) 配当繰延条項つき優先株式は、コーポレートファイナンス上は、財務状況が悪化した時などにキャッシュアウトを抑制し、企業財務の柔軟性・安定性をもたらすことができるという理由で活用される。

いとすると、均衡を欠くことになる。イコールフットング(競争条件の均等化)の視点から、「利子制限(interest cap)」を設けることにしたわけである。

利子制限は、パーセント比率で表示される。利子の支払が伴う契約が発効した日に公表されているレートが適用になる。既存の契約については、その会社(法人)のCIC登録が完了した日のレートが適用になる。いったん適用されたレートは固定的で、原則としてその契約が完了するまで不変である。ただし、イングランド銀行の貸出レート等を基準に設定された上限(caps)の変更に応じて、上下させることができる。

(b) 利子制限率

利子制限率の変遷は、次のとおりである(2004年CIC規則21条、22条1項c号および2項)。

〔図III-54〕 利子制限率

利子制限率 (Interest Cap)

【2005年7月1日～2010年4月5日まで】CIC規則に基づいて「イングランド銀行の基本貸出レートより4パーセント高い比率まで」となっている(CIC規則22条1項c号関係別表4)。この利子制限率に基づくと、例えば、CICが金融機関から社会益増進事業用資金として10パーセントの利率で10万ポンド借入れ、その年中の借入額10ポンドを維持したとする。この場合、利子制限率が8パーセントだとすると、1万3,000ポンドの利子は支払うことは認められない。支払利子は8,000ポンドに制限される。

【2010年4月6日以降】イングランド銀行の基本貸出レートより4パーセント高い比率までとなっている。

なお、利子制限率は、CIC規制官が、パブリックコンサルテーション(公開諮問/意見公募)を行ったうえで、寄せられたコメント(意見)を

参考にして、所轄大臣の承認を得たうえで、変更ができる。

5 CICの自己株式取得、株式消却および減資

営利会社は、「利益なければ配当なし」ルールの支配を受ける。したがって、例えば負債が自己資本に食い込んでしまっただけで、欠損状態に陥っている場合には配当ができない。この場合、配当ができるようにするためには、減資（＝資本金の額の減少）によって欠損状態の解消をはかる方法もある。また、株主が転売しにくい株式を手放すことを求めている場合あるいは会社を管理しやすくする場合には、すでにその会社が発行している株式を減らす（減資）方法が取られることもある。こうした場合には、いったんその会社が自社の株式（自己株式）を取得してから、会社内で消却手続をすすめることになる。

一般に、営利会社が自己株式取得（repurchase of own shares）、株式消却（redemption of shares）および減資（reduction of capital）を行った場合、その株主（持分社員）は、自己が払い込んだ価額を超える配当を受け取ることも多い。これら自己株式取得、株式消却および減資の手続については、原則として2006年会社法の適用を受ける。これに加え、CICの場合、2004年地域社会企業法や2005年CIC規則【株式の消却（redemption）や自社株式の取得（purchase of own shares）〔2004年地域社会企業法30条1項および2項、2005年CIC規則24条〕、さらには減資（reduction of share capital）〔2005年CIC規則25条〕】の適用を受ける。

（1）CICの自己株式の取得と株式消却

2005年CIC規則24条は、CICに対して自己株式取得ないし株式消却を通じて、その株主（持分社員）が払い込んだ価額を超える支払を行うことにより、当該会社の資産の分配を制限している。この規定は、CICの定款に記された資産の利用目的限定（アセットロック）原則を補強するもので

ある。

また、CICが株式を消却した場合には、発行済み株式の額面価額に相当する資本金が減少されることになる。

(2) CICの減資

2005年CIC規則25条は、CICに対して減資(資本金の額の減少)を通じて、その株主(持分社員)に対して当該会社の資産の分配を行うことを制限している。すなわち、減資により、その会社の株主(持分社員)の払込みがなされていない持分資本に起因する個人的な債務を帳消しにすること、あるいは、払い込んだ価額を超える支払を行うことを禁止している。

ちなみに、CICが減資を行う場合には、その定款に減資ができる旨の記載を要する。

VII CICのガバナンスとディスクロージャー

地域社会益会社(CIC)登録の対象となる会社は、地域社会益の増進を目的とする。多様な会社がCIC登録を行っており、また、その規模も大小さまざまである。CICの統治(ガバナンス)のあり方を考える場合にも、その種類や目的を斟酌することが大事である。

1 CICのガバナンス

会社法(Companies Acts)は、その構成員について、会社は、少なくとも1人の取締役(director)を有するように求めている(2006年会社法7条1項)。社員(株主)総会(members meetings)や取締役会(directors' meetings)など会社のガバナンスの仕組みについては、基本定款または附属定款に必要な定めをするように求めている(2006年会社法8条以下)。

また、CICは、会社法に基づいて設立された他のすべての有限責任会社と同様に、「会計書類(accounting records)」(2006年会社法386条以

下)、「年次会計書類 (annual accounts)」(2006年会社法393条以下)、「取締役報告書 (director's report)」(2006年会社法415条以下)、その他法定書類 (statutory records) を作成・保存するように義務づけられている。もともと、報告内容 (報告項目、その詳細度等) は、基準年度 (当年度および前年度) の事業収入額等により、小規模会社期間 (small companies regime) [2006年会社法381条以下] に該当するか、また、上場会社 (quoted) か非上場会社 (unquoted companies) かで異なる (2006年会社法358条)。また、CIC の取締役 (および事務役) は、他のすべての有限責任会社と同様に、会計年度ごとに、これらの法定書類に加え、「年次報告書 (annual return)」(書式 AR01) を会社登記所 (Companies House) へ提出するように求められる (2006年会社法441条以下)。

CIC が上場会社の場合、ガバナンスや法定記録の作成・保存等については、財務報告書協議会 (Financial Reporting Council) が公表している「会社統治に関する共通基準 (Combined Code on Corporate Governance)」(2003年7月)⁽¹⁹¹⁾によることになっている。

CIC がガバナンスの仕組みを確立するにあたり大事なことは、取締役や社員・株主が遵守可能な内容であることと、CIC および地域社会の最良の利益 (best interest) につながるものでなければならないことである。

(1) CIC の取締役

CIC の取締役は、CIC 登録をしていない会社の取締役の場合と同様に、会社に対して忠実義務を負う。したがって、会社法その他の法律等、基本定款や附属定款、社員・株主総会の決議を遵守し、その業務を忠実に行わなければならない。さらに、CIC の取締役は、こうした一般的な義務に加え、地域社会益 (community interest) の増進に資する会社運営を行うように求められる。実務的には、CIC の取締役は、会社の投資家社員に対す

(191) Available at: http://www.fsa.gov.uk/pubs/ukla/lr_corcode2003.pdf.

る剰余金配当の極大化よりも地域社会益を優先するかたちその義務を遂行するように求められるのが特徴といえる。

一般に、会社の日常業務は、取締役(directors)が執行する。会社の多くは、取締役会(board of directors)を置いており、この場合には、会社の業務執行その他社員総会の権限に属する以外の事項については、取締役会の決定に従い代表取締役(chief executive)ないし財務担当取締役(financial director)などがそれぞれの業務を執行する⁽¹⁹²⁾。

また、会社の規模が大きくなるに従い、取締役による日常業務の統制は難しくなる。状況によっては、その会社の従業員に業務執行を委任する必要も出てくる。ガバナンスを確立し、内部統制が効率的に働くようにするためにも、取締役は、業務執行の委任においては、その委任の限界を明確にする必要がある。

イギリス会社法上、取締役に正式に選任されていないとしても、その業務執行が取締役の権限にあてはまる概観を呈している場合には、いわゆる「陰の取締役(shadow director)」ないし事実上の取締役とみなされる(2006年会社法521条)⁽¹⁹³⁾。その者の業務執行の信頼を置いて取引を行った善意の第三者は保護されることになっている。とりわけ、社会的企業であるCICの場合、一般社員や利害関係者が一体となって会社業務の運営にあたっていることも多く、後発的な紛争を回避するためにも特定の従業員に権限の委任が行われている場合にはその旨を明確にし、ガバナンスの確立に努める必要がある。

(192) もちろん、最高意思決定については、社員(members)が重い役割を担っている。この点、例えばCIC登録会社の場合、剰余金の配当については、取締役でない社員のみが決議することができることになっているなどの規制があり、注意を要する。

(193) 邦文の資料として、坂本達也『影の取締役の基礎的考察』(2009年、多賀出版)、石山卓也『事実上の取締役理論とその展開』(1984年、成文堂)参照。

（2）CICの社員

CIC会社が、株式有限責任会社（CLS）形態を採っている場合、基本定款や附属定款に定める社員（members）は「株主（shareholders）」であることが多い。一方、CICが、保証有限責任会社（CLG）形態を採っている場合には、通例1ポンド程度の保証引受人が複数いるが、株主はおらず、他は基本定款や附属定款に定める社員（members）として参加したものである。

CICの業務は、取締役会が意思決定し代表取締役が執行するか、取締役会を置かない会社にあつては各取締役が執行するか、あるいは取締役から委任を受けた特定の従業者が執行することになる。しかし、CICの重要な政策に関する本来的な意思決定権は社員にある。すなわち、社員総会（members' meetings）が最高の意思決定機関である。

会社法は、社員に対して社員総会の開催を求める権利を与えている。この権限に基づき、社員は、取締役の選任や退任、特定事項について取締役への委任、剰余金の配当、重要な取引の承認、会社根本規則（基本定款や附属定款等）の改廃などについて、総会で決議することができる。社員がこうした権限行使ができるのは、まさに、社員総会が最高の意思決定機関であることに由来する。

さらに、CICの場合、社員は、会社がその目的にそつて地域社会益の増進に資する運営を行っているのかどうか監督する任務を負っている。CIC規制官による監督がより軽微で済むためにも、CIC社員による内部統制がより重要な役割を担っている。

（3）CICと利害関係人

CICは、社員、取締役、従業者、カスタマー（顧客）など、幅広い層の利害関係人（stakeholders）を有する。CICの意思決定や実際の業務執行は、こうした利害関係人にとり透明であり、これらの人たちの利益を保護

するかたちで行われるように求められる。

その一方で、CICの最大の目的は、“地域社会益の増進”にあることも忘れてはならない。したがって、CICのガバナンスにおいては、常に利害関係人の利益と地域社会益とのバランスを保つ努力が求められる。

こうしたバランスをはかるために、CICは、必要に応じて利害関係人総会（stakeholders' meetings）を開催するのも一案である。また、利害関係人を対象に、ニューズレターを頒布するのも一案である。今日では、利害関係人が広く会社の財務情報や活動報告を知ることができるように、これらの情報をホームページ（HP）で公開する手法が広く用いられている。

2 取締役への報酬支払制限

CICは、最大の目的は、“地域社会益の増進”である。したがって、CICのガバナンスにおいては「取締役の報酬（directors' remuneration）」が適正な金額かどうか重い課題となる。取締役報酬にかかるルールをまとめて見ると、次のとおりである。

〔図III-55〕取締役への報酬支払ルール

- ・CICの取締役は、当該会社から報酬の支払を受けることができる。
- ・CICの取締役に支払われる報酬は、相応な金額でなければならない。
- ・CICの取締役に支払われる報酬額の決定は透明に行われるように求められる。
- ・CIC規制官ないしCICの社員は、取締役への報酬支払額が不相応に高額である場合には争訟に訴えることができる。

（1）CIC取締役への報酬支払

チャリティ登録をしている会社の場合には、その取締役・理事を務める者に対しては、原則として報酬支払をすることが認められない。これに対して、CICの場合、その取締役に対する報酬支払は原則として認められ

る。

ひとくちに CIC といっても、その業務内容や規模はさまざまである。相当規模の CIC の場合には、その地域社会の生活環境の改善、雇用の確保という面でも、ゴーイングコンサーン（永続企業）であることが重要であり、常に経営の健全さが問われる。登録チャリティである会社のように、理事者は無報酬が原則ということで、とかく名誉職の理事者に隠居場として活用されている常態は健全ではない。

CIC の場合、資産の利用目的限定原則（アセットロック原則 /asset lock rule）が適用になるといっても、やはり、取締役の経営手腕は無視できず、資質の高い取締役に対しては高い報酬を支払う必要も出てくる。

CIC 登録をしていない会社の場合には、取締役は、その業務執行の内容に即して株主総会の決議、あるいは、基本定款ないし附属定款の定めるところに従い報酬の支払を受けることができる。この点について、CIC の取締役の場合にも、単純に社員総会の決議に従い報酬の支払を受けることができる。言い換えると、会社の基本定款ないし附属定款の定めるところによらずに報酬の支払を受けることができる。しかし、CIC 規制官は、CIC の取締役に対する報酬については、その基本定款ないし附属定款に明定するところに従い支払うように指導している。

通例、取締役にかかる報酬規定は附属定款に盛り込まれることになるが、この場合、社員総会ないし取締役会が決定することになる。また、この場合、その決定に利害を有する取締役を投票に参加できないことになっている。また、会社と取締役との間で締結された報酬支払契約も、社員総会で承認を受けなければならない。

この点について、CIC 規制官が作成・公表している『CIC 向けの模範規約（Model Constitutions for CIC）』では、次のように規定する⁽¹⁹⁴⁾。

(194) See, CIC Regulator, Model Constitutions for CICs (December 2006). Available at: <http://www.cicregulator.gov.uk/guidance/MemArts6Dec2006.pdf>. ちなみに、CIC 規制官事務局は、社員の少ない小規模保証有限責任会社（CLS・small membership）用、

〔図III-56〕CIC模範規約25条〔取締役の報酬その他役務提供の条件〕

第1項 1985年会社法、附属定款、当該会社が充足する地域社会益基準および第2項の下で行った議決に従い、取締役は、取締役が執行する業務または当該会社もしくはその子会社に提供する役務の条件(報酬を含む。)を決定することができる。

第2項 社員は、普通決議により、取締役が得ることができる報酬を、一般的または特別に、制限または特定することができる。

(2) CIC 取締役への「相応」な報酬支払の意味

すでにふれたように、CICの取締役の場合には、報酬支払ルールの適用を受け、「支払われる報酬は相応な金額でなければならない」旨の制限が課され、不相応に高額な報酬の支払は禁じられる。これは、CICであるかどうかに関係なく適用あるルールといえる。言い換えると、取締役も社員も、決議さえ通せば、自由に報酬額を決められる仕組みになっていない。

とりわけ、CICの場合には、取締役の報酬については、地域社会益基準(community interest test)と地域社会益用「資産の利用目的限定原則(アセットロック原則/asset lock rule)の面から、精査するように求められる。

(a) 地域社会益基準

地域社会益基準は、理性ある人が、地域社会益の増進のために業務執行をしている取締役に対する報酬が相応な範囲内にあることを求める。この場合、例えば特定従業者のための取締役の業務執行などは、地域社会益の増進に資するものとは解されない⁽¹⁹⁵⁾。

社員の多い大規模株式会社(CLG・large membership)用など、7種類のCIC向け模範規約を作成・公表している。Available at: [http://www.cicregulator.gov.uk/CIC%20guidance/Annex%20A%20-%20August%202008%20\(version%202\).pdf](http://www.cicregulator.gov.uk/CIC%20guidance/Annex%20A%20-%20August%202008%20(version%202).pdf).

(195) 地域社会益基準について詳しくは、本稿第3部IV2参照。

（b）アセットロック原則

アセットロック原則は、CIC がその資産を地域社会益の増進目的に費消することを求める。この原則の下、CIC は、会社資産を完全な対価（例えば固定資産については適正な市場価格）以下で譲渡することを禁じる規定を附属定款に置くように求められる。したがって、例えば会社の地域社会益用資産を適正な市場価格以下で役員報酬のかたちで移転するような実務は、アセットロック原則に抵触する。ここまで明瞭でなくとも、取締役への報酬支払額が、その業務内容に照らして不相応に高額とみなれる場合、当該支払はアセットロック原則に反する。場合によっては、争訟により是正を求める必要がある。

3 登録チャリティの受託者・理事とその子会社の取締役の兼務

チャリティコミッションは、登録チャリティの収益事業規模が大きい場合に、当該チャリティが別会社（子会社）を設立しそこで行うように求めている。この場合、通例、当該子会社は株式有限責任会社（CLS）形態で、持分株式を100パーセントその登録チャリティが保有している。イギリス税法は、登録チャリティが受け取る配当や利子などの金融収益に対する所得課税を非課税としている。このことから、当該子会社は、受け取る配当等を登録チャリティは無税で本来の公益事業に費消することができる。また、当該子会社は、親団体であるチャリティ〔親チャリティ（parent charity）〕に対して損金算入対象となる公益寄附金を支出することができる。こうした親チャリティに対する資金供給団体としての子会社の活用は、イギリスにおけるチャリティの活動原資を確保する意味で重要な役割を演じている⁽¹⁹⁶⁾。なお、この場合、登録チャリティ出資会社（CLS）は、望めば、登録CICになることもできる。

(196) See, CC Guidance: CC35 Trustees, trading and tax; How charities lawfully trade (April, 2007) Available at: <http://www.charity-commission.gov.uk/publications/cc35d.asp#16>.

したがって、この場合の問題は、登録チャリティの受託者・理事 (trustees) が、その子会社 (あるいは登録 CIC) の取締役を兼務することの是非である。イギリスチャリティ法上、チャリティの受託者・理事は、その業務執行については無報酬であることが原則である。したがって、受託者・理事が子会社 (あるいは登録 CIC) の取締役に就任した場合に報酬の受取を認めるとすれば、チャリティ法あるいは CIC 法上のガバナンスを確保するうえで、どのようにとらえたらよいかが問われる。

チャリティの受託者・理事が、その子会社の取締役に参加する必要性はある。しかし、仮に当該子会社は親チャリティに活動原資を供給する目的で設立されているとしても、チャリティの全受託者・理事がその子会社の取締役に参加する、つまり全受託者・理事が取締役を兼務することについては問題なしとはしない。

この点について、チャリティコミッションは、少なくともチャリティの受託者・理事の1人は、子会社の取締役でないように指導している。この取締役を兼務していない受託者・理事が、チャリティと子会社の利害が抵触するような事案について、独立した立場から適切な判断ができるような態勢を整えるように求めている。

また、チャリティの受託者・理事が、子会社の取締役あるいは従業員として業務を執行している場合、チャリティの根本規則のなかに子会社での報酬受取を認める規定がある場合ないしチャリティコミッションから特別の許可がある場合を除き、当該業務執行に対する報酬支払は認められない⁽¹⁹⁷⁾。つまり、この場合には、原則としてチャリティ法上の“無報酬原則”が適用される。

(197) See, CC Guidance: CC35 Trustees, trading and tax; How charities lawfully trade (April, 2007) D 15 Can charity trustees and employees also work for a trading subsidiary? Available at: <http://www.charity-commission.gov.uk/publications/cc35d.asp#16>.

4 年次会計書類、年次報告書および CIC 報告書の提出

イギリスにおいて、すべての有限責任会社は、「会計書類（accounting records）」（2006年会社法386条以下）、「年次会計書類（annual accounts）」（2006年会社法393条以下）、「取締役報告書（director's report）」（2006年会社法415条以下）、その他法定記録（statutory records）を作成・保存するように義務づけられている。また、会社の取締役（および事務役）は、会計年度ごとに、これらを会社登記所へ提出するように求められる（2006年会社法441条以下）。

また、会社登記所（Companies House）は、会社の取締役（および事務役）に、「年次報告書（annual return）」（書式 AR01）を作成したうえで、提出するように求める。年次報告書には、会社の名称、会社の登録番号、会社の種類（私会社、公会社等の区別）、登録事務所の住所、会社事務役の経歴（ただし事務役を置いている場合）、取締役の経歴、年次報告書の更新日、株式の種類等や株主構成のような基本的な情報を提供することが目的である。会社登記所は、各年、会社の登録事務所へ年次報告書を期日までに提出するように連絡してくる。

会社登記所へ提出されたこれらの会計書類や年次報告書等の記録は、公の閲覧に供される。その法人の利害関係人（ステークホルダー）に対するアカウントビリティを確保することがねらいとされる。

地域社会益会社（CIC）も、ふつうの会社と同様に、会社登記所に年次会計書類や年次報告書を提出するように求められる。CIC の場合、加えて、「年次地域社会益会社報告書（CIC 報告書 / community interest company report）」を会社登記所に提出する受恩義務を負う（2004年地域社会企業法34条、2005年 CIC 規則26条以下）。

（１）CIC 報告書の記載内容

CIC の取締役は、「年次地域社会益会社報告書（CIC 報告書 /

community interest company report)』を会社登記所に提出するように求められる(2004年地域社会企業法34条、2005年CIC規則26条以下)。CIC報告書の作成・提出を求めることの意味は、CICが地域社会益基準(コミュニティインタレスト基準/community interest test)を充足していることを利害関係人に開示することにある。

CIC報告書には最低でも次のような情報を記載しなければならない(2005年CIC規則26条以下)。

〔図III-57〕CIC報告書記載事項

- ・CICとして地域社会の利益に資する事業の詳細(2005年CIC規則26条1項a号)
- ・CICの事業に利害関係人が関与することの詳細(2005年CIC規則26条1項b号)
- ・取締役を支払われる報酬に関する情報。全取締役を支払われる報酬総額、報酬支払総額が20万ポンドを超える場合には、最も高額な報酬を支払を受ける取締役の詳細、株主としての利益を享受する取締役の数等を含む(2005年CIC規則26条1項c号)
- ・株式配当および債券利子支払の詳細(2005年CIC規則27条)ならびに分配制限(distribution cap)原則の適用の詳細(2005年CIC規則28条)
- ・地域社会益用資産に対する利用目的限定の原則(アセットロック原則/asset lock rule)の適用に関する情報。例えば、会社の地域社会益用資産の適正な市場価格以下で譲渡があった場合、その情報(2005年CIC規則26条2項)

CIC規制官事務局は、「模範CIC報告書(model CIC report)」を公表しており、インターネットを通じて入手できる。この報告書フォームに書き入れるかたちでも作成は可能である。

(2) CIC報告書の提出

会社法は、普通の会社が会社登記所に提出する「年次会計書類(annual

accounts)」や「取締役報告書（director's report）」を、株主や社債券保有者等にも送付するように義務づけている（2006年会社法423条）。これに対して、CIC 報告書については、そうした義務づけがなされていない。この点の根拠は明らかではない。

CIC 報告書は、これを公的記録として保管する会社登記官（Registrar）に提出することになっている（2004年地域社会企業法34条2項）。そして、会社登記官にCIC 報告書の提出があれば、会社登記官は、その副本をCIC 規制官へ転送することになっている。ちなみに、CIC 報告書の提出期限は、各CICの会計期間の設定により異なる。しかし、年次会計書類や取締役報告書の提出と同期限となっている（2005年CIC規則29条）。

* 本稿は、公益財団法人 公益法人協会・法制委員会 / コンプライアンス委員会合同会議（平成23年1月27日開催）における筆者の講演資料「イギリスの『社会的企業』構想における『地域社会益会社（CIC）』と新『公益法人（CIO）』制度の所在」をもとに執筆した。

（本学法学部教授）